

## 1 改革の方向

分権時代に求められる自立的で効果的、効率的な行政運営を目標に、職員の意識改革を通して、行政の生産性の向上を追求する。

## 2 改革の期間

平成15年度から5年程度の期間に、集中的に改革を実施する。

## 3 改革の主な内容

### (1) 市町村と県との関係の見直し - 市町村に対する支援の拡大と強化 -

市町村が住民に身近な業務を総合的に行えるように、市町村合併に対する支援を拡大、強化しながら、県の業務をできる限り市町村に移譲するとともに、市町村との連携を深め、県内行政の生産性の向上を図っていく。

第3次権限移譲推進計画の策定、合併支援室の設置、静岡型政令指定都市の実現など

### (2) 民間と県との関係の見直し - 住民参加の促進と民間能力の活用 -

住民と行政が地域社会をともに担うという観点から、住民参加を進め民間の知恵と活力が発揮されるように、「協働」の視点を重視した取組を推進する。

協働事業の展開、アウトソーシングの推進、PFI手法の導入、外郭団体の改革など

### (3) 組織経営の最適化 - 職員一人ひとりの意識改革による生産性の向上 -

成果を重視した県民本位の行政運営を展開できるように、目的指向型行政運営である新公共経営(NPM)を一層推進し、職員の意識改革や柔軟で機動的な組織への移行を進める。

行政評価の推進、NPM研修の実施、ひとり1改革運動の推進、行政手続オンライン化、出先機関の見直し など

### (4) 分権時代に先進的な行政制度の研究 - 行政制度の在り方の研究 -

分権時代に相応しい地方行政を展開できるよう、新たな時代に向けた内政制度や人事給与制度など、先進的な行政制度を研究する。

新しい人事給与制度の研究、内政制度の研究と全国への発信 など

## 4 職員数の適正な管理

行政の生産性の向上により、業務の質を向上させながら効率化を進め、その結果を職員数に的確に反映させていく。

当面の職員数の管理目標(14年度の一般行政部門の職員数から17年度までに250人の削減を行う) など

(資料2) 業務棚卸表(例)

総括表

業務棚卸表

注意

本表は説明用であり、実際のものとは異なります。

所属	土木部河川砂防総室砂防室	室表番号	1/1	内線電話	3041	(予算額の単位: 百万円)
----	--------------	------	-----	------	------	---------------

総計画の位置付け	H11予算額	H12予算額	H13予算額	H14予算額	H15予算額	H16予算額
第3章 地震災害・事故・犯罪等に備えた“安全社会”づくり 1 防災先進県としての充実した防災対策の推進 (3) 土砂災害防止対策	14,074	11,849	11,860	9,882	9,387	9,501

目的	総計画指標/管理指標	H11実績	H12実績	H13実績	H14実績	H15実績	目標(年度)	困難
土砂崩壊の発生を防止し、これによる被害を軽減することをめざします。	土砂崩壊による死者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人(H22)	-
任務目的 土砂災害防止施設の整備により土砂災害危険箇所における安全性を高めます	土砂災害防止施設が完成し、安全を確保した人口累計 (土石流対策施設) (かけ崩れ防止施設) (地すべり防止工施設)	58,800人 18,400人 34,000人 6,400人	61,300人 19,200人 35,400人 6,700人	63,500人 19,500人 36,900人 7,100人	65,600人 19,900人 38,500人 7,200人	67,700人 20,300人 39,800人 7,600人	72,800人(H19) 21,800人 43,100人 7,900人	
業務概要 砂防施設やかけ崩れ防止施設、地すべり防止施設の整備を図るとともに、住民に対し土砂災害危険箇所を周知して警戒避難体制の確立を支援する	・砂防施設の整備済渓流数累計 (整備を必要とする箇所2031渓流) ・かけ崩れ防止施設の整備済箇所数累計 (整備を必要とする箇所3354箇所) ・地すべり防止施設の整備済箇所数累計 (整備を必要とする箇所183箇所) ・土砂災害ハザードマップの配布率 ・砂防ボランティアの育成数	350渓流 742箇所 33箇所 12% 426人	365渓流 780箇所 39箇所 12% 657人	372渓流 823箇所 42箇所 31% 1,299人	381渓流 870箇所 44箇所 47% 1,550人	389渓流 904箇所 52箇所 67% 1,824人	422渓流(H19) 964箇所(H19) 56箇所(H19) 100%(H19) 2,700人(H19)	

業務コード	目的達成に必要な主な手段(大分類)	<<評価>>
01 02 03 04 90	砂防施設の整備 かけ崩れ防止施設の整備 地すべり防止施設の整備 各種土砂災害対策 その他の業務	ア 指標の達成度 ・本県では毎年30件程度の土砂災害が発生しているが、総計画指標「土砂崩壊による死者数」は、11年度以降0人を維持しており、目標は達成状況にある。 ・任務目的の指標「土砂災害防止施設が完成し安全を確保した人口累計」は、実績の伸びがやや減少傾向にあるものの、このままのペースで行けば平成19年度の目標は達成可能であり、概ね順調に進捗している。 ・業務概要の指標「砂防施設の整備済渓流数累計」は整備を要する2,031渓流に対し、389渓流整備しその整備率は19.2%、対前年比0.4%の増加、「かけ崩れ防止施設の整備済箇所数累計」は整備を要する3,354箇所に対し、904箇所整備しその整備率は27.0%、対前年比1.1%の増加となり概ね順調である。「地すべり防止施設の整備済箇所数累計」は整備を要する183箇所に対し、52箇所整備しその整備率は28.4%、対前年比4.4%の増加と順調である。 ・ソフト対策の指標「土砂災害ハザードマップの配布率」及び「砂防ボランティアの育成数」は、いずれも概ね順調に進捗しており、これは地域での土砂災害の危険性の理解が進んだ結果と考えられる。 イ 手段等 ・ハード対策としての「砂防施設・かけ崩れ防止施設・地すべり防止施設の整備」はもちろん重要であるが、施設の整備には多くの年月と事業費を必要とすることから、警戒避難体制の整備や住民への危険箇所の周知等のソフト対策も重要である。直接的防止策であるハード整備に加え、ソフト対策を充実させながら危険度の高い箇所を中心に安全確保を図った結果、最終的に「土砂崩壊による死者数」0人という目的の達成に結びついていると考えられる。 ・ソフト対策として、「各種土砂災害対策」は、土木災害ハザードマップの作成・配布等による住民に対する土砂災害危険箇所の周知徹底を始め、自主防災組織のリーダーを対象とした土砂災害に関する講習会による「砂防ボランティアの育成」などを住民の視点に立って着実に進め、住民の防災意識の高揚に貢献している。また、警戒避難雨量情報を市町村に提供しているが、これは住民への警戒避難勧告を出す際の重要な判断情報のひとつであることから、市町村がこの情報を有効活用し、適切に警戒避難勧告を出せるよう支援していくことが課題である。
	注意1 目的達成に必要な主な手段《16年度》 《評価》、《現状分析》、《改善措置》は作成例であり、実際のものとは異なります。	

<p>0 1 警戒・避難体制の整備 0 2 砂防施設の整備 0 3 かけ崩れ防止施設の整備 0 4 地すべり防止施設の整備 9 0 その他の業務</p>	<p>&lt;&lt;16年度&gt;&gt;</p> <p>&lt;&lt;16年度の改善のポイントや重点方向等&gt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害防止法の適正な運用を図るため、基礎調査を行い、区域指定を進める。</li> <li>・土砂災害による被害を軽減するため、ハザードマップの作成・配布や危険箇所表示板の設置及び、土砂災害情報を行政と住民とが相互通報するシステムを構築する。</li> <li>・災害時要援護者・緊急輸送路・重要公共施設等の保全を含めた砂防施設整備などを推進する。</li> <li>・協働による計画づくりなどに加え、施設の維持管理なども協働で行うサポートプログラムを推進する。</li> </ul>	<p>&lt;&lt;現状分析&gt;&gt;（16年8月時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害防止法の適正な運用を図るための基礎調査は順調に進んでいるが、15年度の調査を受け16年5月に指定した2地区は、初めてのこともあり、指定区域の範囲設定と地元説明に手間と時間を要した。</li> <li>・ハザードマップの配布や危険箇所表示板の設置は順調に進んでいるが、住民から地価の低下を懸念する声が上がっている地区は、個別に説明を行うなど重点的な対応を行っている。</li> <li>・砂防ボランティアの登録のため土砂災害講習会に参加している自主防災組織リーダーは取組みに熱心であり、「砂防ボランティアの育成数」は16年度目標である2,200人を達成可能な状況である。</li> <li>・土砂災害情報を行政と住民とが相互通報するシステムは、市町村のニーズを調べ、既存の通信インフラに合わせたシステムの設置を目指して構築中である。</li> <li>・現在、警戒避難雨量情報を市町村に配信しているが、依然として認知度が低いこともあり、有効に活用されていない状況である。</li> <li>・砂防施設等の整備は現在まで順調に進んでいるが、災害時要援護者・緊急輸送路・重要公共施設等を保全する箇所については、今後とも重点的な投資を行う必要がある。</li> <li>・今後も財政状況の厳しさが予想されることから、事業の効率化と効果的な推進がますます求められており、新技術・新工法によるコスト縮減に取り組んでいる。加えて、今後は、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減の検討が必要である。</li> <li>・施設整備計画段階での協働と施設管理における協働を推進するためのサポートプログラムは、ボランティアの協力を得ながら順調に進んでいる。</li> </ul>
	<p>&lt;&lt;17年度&gt;&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>注意 2</b></p> <p>この総括表は夏～冬頃の段階の作成例です。 《現状分析》、《改善措置》は8～9月時点での各室の考え方であり、変更が見込まれるため、方針が固まった翌年度当初に《改善措置》を《改善のポイントや重点方向等》として公開します。 この際、新年度の手段も併せて公開します。</p>	<p>&lt;&lt;改善措置&gt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒避難雨量情報の精度検証を行うとともに、情報伝達体制の再検討を行うなど市町村への周知徹底に努め、活用度を高める。</li> <li>・住民への避難指示が市町村長から適時適切に出せるよう、気象庁と連携した土砂災害警戒情報の発表を検討する。</li> <li>・緊急輸送路や重要公共施設等の保全を含めた砂防施設等の重点整備を計画的に進めるため、緊急度を客観的に把握できるように年度ごとの整備対象候補地を点数化し、優先順位付けする仕組みを検討する。</li> <li>・施設のライフサイクルコスト低減を進めるため、『静岡県土木施設長寿命化方針』に基づき、斜面对策の個別ガイドライン作成のための調査手法を検討する。</li> <li>・施設管理における協働を推進するため、ボランティア団体への資材等の支援に合わせ、団体の経済的自立を促す方を共に模索していく。</li> </ul>

目指す目的・目標は総合計画の内容と一致＝県として目指す成果（アウトカム）

総合計画を達成するために、必要に応じ、室として設定した目的・目標（室の目指す状態）＝中間アウトカム

総合計画及び任務目的を達成するために室として行う業務の内容

予算額は人件費と事業費の合算額

任務目的・業務概要の目標は各総室・室で設定

主な手段は、優先度・重要度の高いものから記載（室長のマネジメント）

前年度までの成果（実績等）とそのための行政活動（手段）の分析を記載

今年度途中段階での行政活動の状況と成果の見込を記載

来年度における改善措置を記載

個表

部局名	土木部
課室名	砂防室
室表番号	1/1

注意

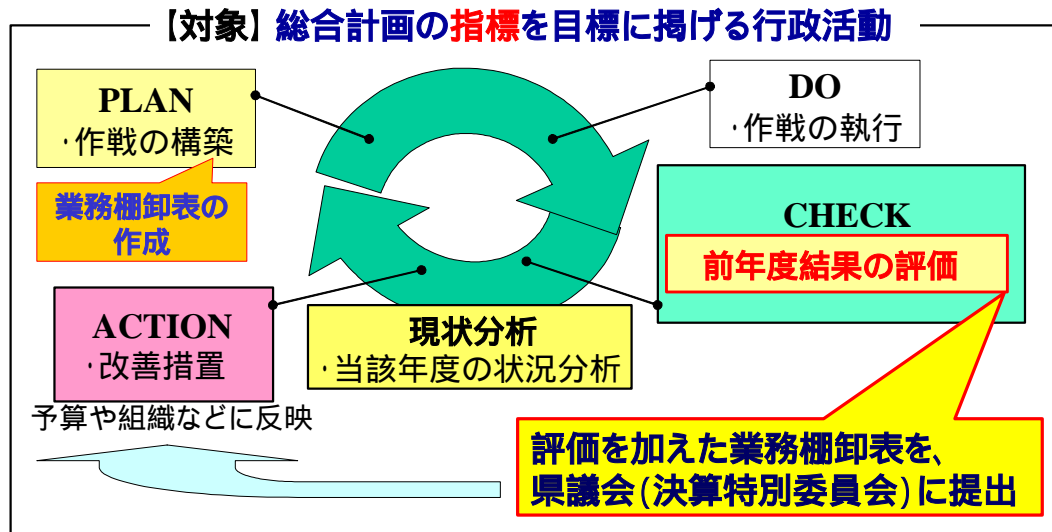
本表は説明用であり、実際のものとは異なります。

(単位：時間、千円)

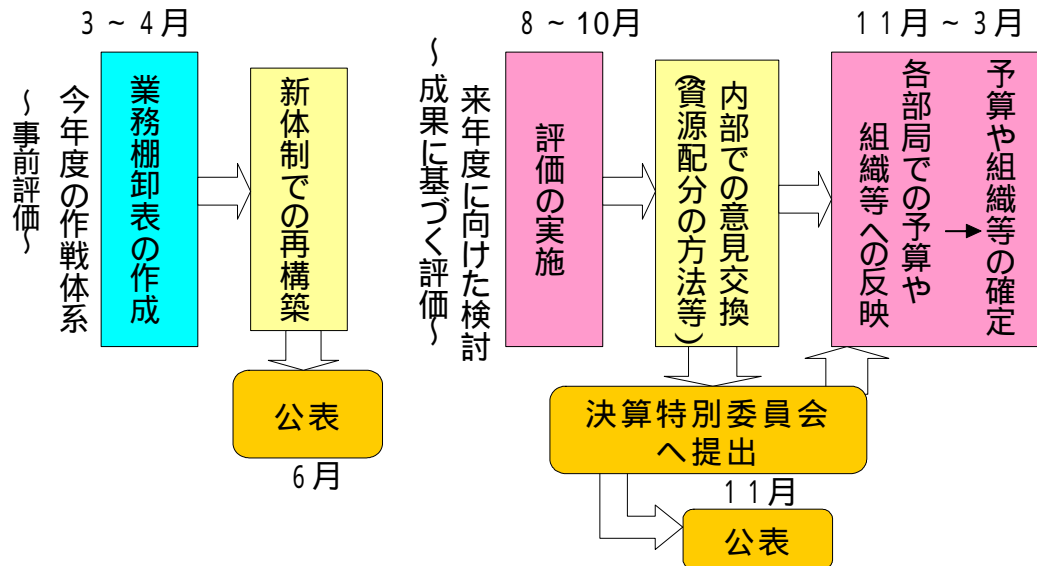
業務コード	目的(手段)・業務内容	管理指標	実績	目標	期限	困難度	人工	備考	
室 レ ベ ル	目的	土砂崩壊の発生を防止し、これによる被害を軽減することを目指します	土砂崩壊による死者数	0人	0人	H22	-	10.7人	
	任務目的	土砂災害防止施設の整備により土砂災害危険箇所における安全性を高めま	土砂災害防止施設が完成し、安全を確保した人口累計 (土石流対策室) (がけ崩れ防止施設) (地すべり防止工施設)	67,700人 20,300人 39,800人 7,600人	72,800人 21,800人 43,100人 7,900人	H19			
	業務概要	砂防施設やがけ崩れ防止施設、地すべり防止施設の整備を図るとともに、住民に対し土砂災害危険箇所を周知して警戒避難体制の確立を支援する	・砂防施設の整備済渓流数累計 (整備を必要とする箇所2031渓流) ・がけ崩れ防止施設の整備済箇所数累計 (整備を必要とする箇所3354箇所) ・地すべり防止施設の整備済箇所数累計 (整備を必要とする箇所183箇所) ・土木災害ハザードマップの配布率 ・砂防ボランティアの育成数	389渓流 904箇所 52箇所 67% 1,824人	422渓流 964箇所 56箇所 100% 2,700人	H19			
	01	警戒・避難体制の整備	砂防ボランティアの育成数	1,824人	約2,100人	16年度中		2,888	[H16当初予算 単位:千円]
	0101	砂防ボランティアの育成、支援	新規ボランティア登録者数	274人	約280人	16年度中		56	
	010101	砂防ボランティアの選任、登録	ボランティア協力依頼回数	2回	4回	16年度中		16	土砂災害情報相互通報システム
	010102	研修会資料の作成	作成期限	5月	5月	5月		24	整備事業(公共) 180,000
	010103	研修会の開催	実施回数	2回	2回	6月・10月		16	砂防等調査費補助(公共) 192,000
	0102	がけ崩れ110番の設置	設置市町村数	41市町村	43市町村	16年度中		24	情報基盤緊急整備事業(公共) 40,000
	010201	説明資料の作成	作成期限	5月	5月	5月		8	:
	010202	「がけ崩れ110番」設置説明会の開催	実施回数	2回	4回	7月・11月		16	公共 小計 8,219,000
	0103	土砂災害危険箇所監視の手引き作成	作成期限	6月	6月	6月		16	
	010301	監視の手引き作成、修正	必要箇所修正率	100%	100%	5月		16	砂防等台帳整備(県単) 13,000
	0104	土砂災害(特別)警戒区域の基礎調査	調査箇所数	112箇所	170箇所	16年度中		96	生活環境整備事業(県単) 648,000
	010401	調査内容打合せ	内容決定期限	5月	5月	5月		16	:
	010402	説明資料の作成	作成期限	6月	6月	6月		24	県単 小計 1,200,000
	010403	地元説明会の開催	実施回数	2回	2回	7月・9月		16	
	010404	調査結果の取りまとめ	取りまとめ期限	2月	2月	2月		40	事業費計 9,419,000
	:	:	:	:	:	:	:	:	人件費相当額 82,000
02	砂防施設の整備	砂防施設の整備済渓流数累計	389渓流	400渓流	16年度中		5,368		
0201	土石流危険渓流調査	調査期限	10月	10月	10月		40	合計 9,501,000	
020101	整備状況把握	年間把握箇所数	5箇所	10箇所	10月		40		
0202	砂防指定地指定業務	新規指定地区数	3地区	5地区	16年度中		40		
020201	編入調査書の作成・事業調整	作成期限	12月	12月	12月		16		
020202	国土交通省ヒアリング	回数	1回	1回	16年度中		24		
:	:	:	:	:	:	:	:		

手段の詳細など、室の全ての業務を個表に記載

業務棚卸表を活用した行政評価の仕組みと行政運営



行政評価の年間スケジュール



## (資料3) ひとり1改革運動の概要

### 1 趣旨

静岡県が目指す「県民本位の生産性の高い行政システム」を構築していくためには、職員一人ひとりが自ら考え、行動する力を結集することが大切です。

このため、平成10年度から、職員の身近なところから改革を実践する「ひとり1改革運動」を展開しています。「速く ムダなく いい仕事」をスローガンに、全ての職員が積極的に取り組んでいます。

- ・「速く」(Speed) ... 仕事を速く処理する工夫をします。
- ・「ムダなく」(Cost) ... 作業量や書類などを少なくします。
- ・「いい仕事」(Quality) ... 県民の視点に立った質の高い仕事をします。

### 2 目標

運動期間中に職員一人ひとりが1改革を実施する。

### 3 取組方法

庁内LANの「ひとり1改革」データベースに改革成果や提案を入力します。

- ・改革成果 ... 自ら改革・改善を行い、その成果を報告する。
- ・提案 ... 自らの所属では解決できない課題の解決策を提案する。

### 4 運動の推進方法

#### 1 所属1宣言

所属全体での取組を進めるため、年度当初に所属ごとの取組目標や重点項目などを決め、庁内LANで全庁に向けて宣言します。

#### ひとり1改革の日

毎月11日を「ひとり1改革の日」とし、「1所属1宣言」の実現に向け、所属をあげて業務見直しを行います。

### 5 平成17年度の取組

#### 取組件数

- ・12,392件(改革成果11,256件、提案1,136件)

#### 節約と経済効果の試算

- ・事務経費の節減 36億7,985万円
- ・事務時間の節約 135,377時間(職員69人の採用に相当する効果)
- ・経済効果 318億8,656万円

#### 県民満足度の向上

- ・県民の皆様の満足度が向上した取組 5,301件

### 6 他都道府県との比較

平成16年度の取組件数は全国1位です。

本県の「ひとり1改革運動」は、平成10年度から8年を経過しますが、このように継続している事例は、他都道府県には見られません。

<16年度事務改善制度の状況>

順位	県名	提案件数
1	静岡	9,787
2	東京	1,517
3	大分	924
4	福岡	745
5	福井	463

(「都道府県管理改善状況調」から)

7 主な改革事例

年 度 (取組件数)	主な改革事例	取組所属
10 年度 (5,353 件)	診療のローテーションを見直し、患者さんの待ち時間の減少と受診可能日の増加を実現	県立こども病院心臓血管外科
	納税者あて照会文書をデータベース化し、集計等の事務を改善	沼津財務事務所直税第2課
	特別地方消費税に係る特別徴収義務者登録呼出日を保健所の営業許可書交付日と同一日にし、未登録店を半減	富士財務事務所間税課
11 年度 (5,467 件)	郵便の特別割引制度を活用し約 240 万円の郵送経費を節減	富士財務事務所総務課
	県税高額還付金を早期還付し約 1,100 万円の還付加算金を節減	税制広報室
	QC 活動による看護サービスの向上やムダの排除、仕事の効率化(例:ゴミ袋使用量を削減し、約 21 万円の経費削減)	県立こども病院看護部
12 年度 (7,237 件)	宅配便の一元化、巡回郵便の実施により、約 2,000 万円の発送経費を節減	私学文書管理室
	一般競争入札を実施し、県庁の電気料金を約 1,500 万円節減	庁舎管理室
	J R 駅等に配架ラックを設置し、イベントを効果的に P R ( J R 駅構内ポスター掲示料換算で約 7,000 万円分の情報発信)	東海道 4 0 0 年祭推進室
13 年度 (8,005 件)	県営住宅収入申告書の提出に関する出張相談会を開催し、申告書未提出者が約 25% 減少	浜松土木事務所建築住宅課
	維持管理が容易な遊歩道及びトイレを整備することにより、管理経費を節減	観光レクリエーション室
	バーコード印字郵便の割引を受けられる納税通知書に変更し、約 2,000 万円の郵送料と 3,000 時間以上の処理時間を節減	課税室
14 年度 (7,848 件)	国・県・市の協働で清水港紹介のパンフレットを製作し、効果的な見学案内を実現	清水港管理局企画振興課
	雨量・水位データをインターネット等で県民に公開	土木防災室
	在住外国人向けの携帯電話等サイトを開設し、各種情報を提供	国際室
15 年度 (7,110 件)	滅菌ガーゼ・綿球等の供給方法を変更し、約 1,600 万円の経費節減	県立総合病院看護部中央材料室
	対象世帯に調査票の記入を依頼する厚生労働統計の謝礼品をお茶などの県産品に替え、県政を P R	健康福祉部企画経理室
	異常気象時の退去指導やゴミの分別収集等を行う港湾指導員(ボランティア)制度を創設し、港湾管理体制を強化	熱海土木事務所用地管理課
16 年度 (9,787 件)	大阪の女性 3 人が登場する印象に残るオレオレ詐欺 C M で 1 億円の C M 効果が発生し、被害件数が減少	広報室
	治山工事で発生する竹を暗渠管に利用し 96% の経費節減	志太榛原農林事務所治山課
	高齢者向け C M の放送を時代劇再放送時間帯に移し、効果確保の上、経費半減(600 万円)	交通安全対策室
17 年度 (12,392 件)	患者さんの治療状況を証明するカードを発行し、安心感を提供	県立静岡がんセンター疾病管理センター
	2 つの工事現場の発生土を交換して活用し、処分費等を 2,300 万円節減	富士農林事務所農地整備課・森林整備課・地域振興課
	渋滞緩和事業により通過時間を短縮し、その経済効果換算額が 300 億円	道路企画室・道路整備室・道路保全室

8 平成 17 年度の主な事例

**事務経費を節減！**

捨てれば残土 活かせば宝！ 経費節減:2,300万円

公共工事の現場では、どこでも工事発生土の処分に苦勞しています。環境保全対策等も踏まえて、今後、益々大きな問題になります。

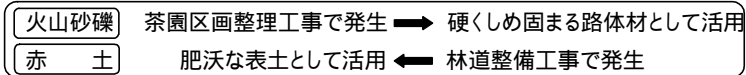
今回、肥沃な表土が必要な茶園区画整理工事で発生する火山砂礫と、硬くしめ固まる路体材が必要な林道整備工事で発生する赤土を交換したらどうかと、2つの工事の進捗を調整しながら、お互いの発生土を有効活用することによって、発生土処分費用などの事業費2,300万円を節減しました。今後は畜産農家とも連携して、茶園の土壌改良と畜産環境改善にも役立てる予定です。

【富士農林事務所農地整備課・森林整備課・地域振興課】

< 茶園区画整理工事完了箇所 >



< 林道整備工事完了箇所 >



**大きな経済効果が発生！**

今の道を活かした身近な道路の緊急渋滞対策 経済効果:300億円

少ない投資で短期間に交通の円滑化を図るため、渋滞する交差点54箇所を事業費60億円で改良しました。

極力既存の道路用地内で右左折レーンなどを整備する手法を採用することで、1箇所当り2ヵ年で集中的に改良した結果、渋滞長が平均で約460mから140mに、通過時間が平均9分から3分にそれぞれ減少しました。

この通過時間の短縮による1年間の経済効果は、約100億円と試算されます。

さらに、従来手法で5ヵ年程度かかる事業期間を2ヵ年に短縮できたことで、3ヵ年分、約300億円の経済効果が得られました。

【土木部道路企画室・道路整備室・道路保全室】



< 交差点改良の例 [国道150号(静岡市中島地内)] >

【改良前】



【改良後】







(資料4)「出先機関の見直しについて」(平成16年10月決定)の概要

1 経緯

平成16年6月23日 「出先機関見直しの基本的な方針」公表

平成16年9月22日 「出先機関の見直しについて(案)」公表

2 見直しの考え方

市町村の広域化や権限移譲の状況を踏まえながら、合併後の市町村との連携を強化し、業務を効果的に執行できる簡素で効率的な行政組織を構築する。

東海地震発生時等における災害応急体制の充実強化や地域振興、市町村支援体制の確保など、県が担うべき役割・機能を強化する。

専門性や利便性の高いサービス提供体制を整備する。

3 出先機関見直しの概要

実施時期	見直しの内容	
17.4.1	新 設	地域支援局(賀茂(下田)、東部(沼津)、中部(藤枝)、西部(磐田))
		地域防災局(賀茂(下田)、東部(沼津)、中部(藤枝)、西部(磐田))
		県民生活センター (賀茂(下田)、東部(沼津)、中部(静岡)、西部(浜松)) 〔旅券センター(熱海、富士、藤枝、中遠、北遠)〕 〔県民相談室(熱海、富士、藤枝、中遠、北遠)〕
	廃 止	県行政センター (伊豆、熱海、東部、富士、中部、志太榛原、中遠、北遠、西部)
		静岡土木事務所俵沢支所、用宗支所
	統 合	沼津土木事務所土肥支所を修善寺支所に統合 袋井土木事務所大東支所を掛川支所に統合
	駐在化	富士健康福祉センター富士宮支所 志太榛原健康福祉センター榛原支所 富士土木事務所富士宮支所
名称変更	伊豆健康福祉センター 賀茂健康福祉センター 志太榛原健康福祉センター 中部健康福祉センター 伊豆農林事務所 賀茂農林事務所	
17.7.1	統 合	中東遠、北遠及び西部健康福祉センターの統合 (統合後の名称は西部健康福祉センターとし、中遠総合庁舎に置く。)
19.4.1	統 合	北遠農林事務所を西部農林事務所に統合し、天竜農林局(仮称)を設置 天竜土木事務所を浜松土木事務所に統合し、浜松土木事務所天竜支局(仮称)を設置 志太榛原農林事務所川根支所を本所に統合 北遠農林事務所水窪支所を天竜農林局(仮称)に統合
	廃 止	御前崎土木事務所 天竜土木事務所春野支所、佐久間支所、水窪支所 浜松土木事務所細江支所
	駐在化	浜松土木事務所新居支所
廃止の方向で検討		志太榛原健康福祉センター庵原分庁舎 静岡土木事務所清水支所

富士山静岡空港の開港(平成21年3月)に合わせて実施

## 試験研究機関見直しの基本的な方針(概要版)

平成17年12月  
静岡県

静岡県行財政改革大綱(平成15年3月)に基づいて、試験研究機関の見直しについて検討を進めてきたが、試験研究機関技術顧問会議からの提案等を踏まえ、次のとおり基本的な方針を取りまとめた。

今後、広く関係者の御意見を伺いながら更に検討を進め、18年夏までに成案を得た上で、19年4月には新たな体制に移行したいと考えている。

### 1 見直しの考え方

行政課題の多様化、企業間、産地間、国際間の競争激化、厳しい行財政環境を背景として、限られた人的・財政的資源を「選択と集中」により戦略的に投入することで、県が担う試験研究機能の充実と生産性の向上を図る。

- (1) 「環境森林」、「保健衛生」、「工業」、「農業」、「畜産」及び「水産」の行政分野ごとに人材、資金、設備等の研究資源を集約し、研究活動の企画・統括、資源の管理などの経営管理機能の強化を図り、試験研究機能を充実する。
- (2) 技術指導、企業との共同研究、研究機関と企業との間の連携調整など、これまで培ってきた地域の産業に対する支援機能を充実する。
- (3) 研究成果の客観的な評価体制を整備する。
- (4) 過去8年間で10%を超える職員数の削減を行った一般行政部門の状況を踏まえ、共通管理部門等を集約し、簡素で効率的な執行体制を整備する。

### 2 環境衛生科学研究所及び林業技術センターの見直し

環境衛生科学研究所及び林業技術センターを「環境森林」及び「保健衛生」の行政分野ごとに再編し、指揮命令系統の明確化、研究資源の集約等により、試験研究機能の充実を図る。

#### (1) 環境森林分野の見直し

##### ア 環境森林研究所(仮称)の設置

- ・森林を含む総合環境対策の視点からの研究機能の充実を図るため、環境衛生科学研究所の環境部門と林業技術センターを統合し、環境森林研究所(仮称)を設置 設置位置：現在の環境衛生科学研究所

#### イ 森林・林業技術センター（仮称）の設置

- ・林業技術センターは、環境森林研究所（仮称）の下に、森林・林業技術センター（仮称）と名称変更し、現在地に存置

#### ウ 環境衛生科学研究所東部支所及び西部支所の研究業務の環境森林研究所（仮称）への移管

#### エ 林業技術センターきのご総合センターの研究業務の森林・林業技術センター（仮称）への移管

### (2) 保健衛生分野の見直し

#### ア 健康科学研究所（仮称）の設置

- ・健康危機管理体制を強化するとともに、県が推進するファルマバレーの実現に向け、技術的な支援機能の充実を図るため、環境衛生科学研究所の保健衛生部門を分離し、健康科学研究所（仮称）を設置 設置位置：現在の環境衛生科学研究所

### 3 工業技術センターの見直し

4 工業技術センターの持っている研究開発・技術支援機能を統括する体制を整備し、地域ごとに特徴ある産業の強化等に向けた支援機能の充実を図る。

#### ア 工業技術研究所（仮称）の設置

- ・県内産業の発展に資する研究開発テーマの設定や事業の評価などの経営管理機能を強化するため、沼津、富士、静岡及び浜松の4つの工業技術センターを統合し、工業技術研究所（仮称）を設置 設置位置：現在の静岡工業技術センター

#### イ 工業技術支援センター（仮称）の設置

- ・工業技術研究所（仮称）の下に、依頼試験、研究開発等の支援を行う工業技術支援センター（仮称）を県内3箇所に設置 設置位置：現在の沼津、富士及び浜松工業技術センター

### 4 農業試験場等の見直し

農業試験場など7機関の研究資源を「農業」、「畜産」、「水産」の分野ごとに集約し、試験研究機能の充実を図る。

#### (1) 農業分野の見直し

#### ア 農業技術研究所（仮称）の設置

- ・大規模営農経営体（ビジネス経営体）育成のための技術開発や農薬・肥料の環境負荷低減などの行政課題に迅速かつ的確に対応するため、農業試験場、茶業試験場及び柑橘試験場を統合し、農業技術研究所（仮称）を設置 設置位置：現在の農業試験場
- ・農業試験場高冷地分場、同東部園芸分場及び同海岸砂地分場の研究業務の農業技術研究所（仮称）への移管

#### イ 茶業研究センター（仮称）の設置

- ・ 農業技術研究所（仮称）の下に、茶業試験場と同富士分場を統合し、茶業研究センター（仮称）を設置 設置位置：現在の茶業試験場

#### ウ 果樹研究センター（仮称）の設置

- ・ 農業技術研究所（仮称）の下に、柑橘試験場、同落葉果樹分場及び同西遠分場を統合し、果樹研究センター（仮称）を設置 設置位置：現在の柑橘試験場
- ・ 落葉果樹研究の拠点を現在の落葉果樹分場の施設に存置

#### エ 伊豆農業研究センター（仮称）の設置

- ・ 農業技術研究所（仮称）の下に、農業試験場南伊豆分場及び同わさび分場並びに柑橘試験場伊豆分場を統合し、伊豆農業研究センター（仮称）を設置 設置位置：現在の柑橘試験場伊豆分場
- ・ わさび研究の拠点を現在のわさび分場の施設に存置

#### オ 分場業務の移管

- ・ 農業試験場、茶業試験場及び柑橘試験場の9つの分場が担う研究機能は、原則として農業技術研究所（仮称）等に移管し、地域における技術指導・支援業務は、関係する農林事務所の普及指導の取組強化により実施

### (2) 畜産分野の見直し

#### ア 畜産技術研究所（仮称）の設置

- ・ 畜産技術の一層の高度化と生産活動の環境負荷低減などの行政課題に迅速かつ的確に対応するため、畜産試験場と中小家畜試験場を統合し、畜産技術研究所（仮称）を設置 設置位置：現在の畜産試験場

#### イ 中小家畜研究センター（仮称）の設置

- ・ 畜産技術研究所（仮称）の下に、中小家畜研究センター（仮称）を設置 設置位置：現在の中小家畜試験場

### (3) 水産分野の見直し

#### ア 水産試験場の水産技術研究所（仮称）への名称変更

## 5 研究評価機能の充実

「研究課題の選択と集中」、「効率的かつ効果的な研究開発」を一層進め、優れた研究成果を創出するため、研究成果が外部から客観的に評価される体制を整備する。評価結果は研究資源の配分に反映するとともに、県民の理解を得るため積極的に情報を発信する。

## 試験研究機関の見直し

19年4月以降の機関名はすべて仮称

部	従 来	19年4月以降
環境 森林部・ 健康福祉部	<p><b>林業技術センター</b>（浜松市） きのこ総合センター（伊豆市）</p> <p><b>環境衛生科学研究所</b>（静岡市） - 東部支所（沼津市） - 西部支所（浜松市）</p>	<p><b>環境森林研究所</b>（静岡市） 森林・林業技術センター（浜松市）</p> <p><b>健康科学研究所</b>（静岡市）</p>
商工 労働部	<p><b>沼津工業技術センター</b>（沼津市）</p> <p><b>富士工業技術センター</b>（富士市）</p> <p><b>静岡工業技術センター</b>（静岡市）</p> <p><b>浜松工業技術センター</b>（浜松市）</p>	<p><b>工業技術研究所</b>（静岡市） - 沼津工業技術支援センター（沼津市） - 富士工業技術支援センター（富士市） - 浜松工業技術支援センター（浜松市）</p>
農 業 水 産 部	<p><b>農業試験場</b>（磐田市） - 南伊豆分場（南伊豆町）（伊豆農業研究センターに改組） - 東部園芸分場（函南町） - わさび分場（伊豆市） - 高冷地分場（御殿場市） - 海岸砂地分場（御前崎市）</p> <p><b>茶業試験場</b>（菊川市） 富士分場（富士市）</p> <p><b>柑橘試験場</b>（静岡市） - 落葉果樹分場（浜松市） - 伊豆分場（東伊豆町）（伊豆農業研究センターに改組） - 西遠分場（浜松市）</p>	<p><b>農業技術研究所</b>（磐田市） - 伊豆農業研究センター（東伊豆町）     ↳ わさび研究拠点（伊豆市）</p> <p>- 茶業研究センター（菊川市）</p> <p>- 果樹研究センター（静岡市）     ↳ 落葉果樹研究拠点（浜松市）</p>
畜 産 部	<p><b>畜産試験場</b>（富士宮市）</p> <p><b>中小家畜試験場</b>（菊川市）</p>	<p><b>畜産技術研究所</b>（富士宮市） - 中小家畜研究センター（菊川市）</p>
水 産 部	<p><b>水産試験場</b>（焼津市） - 伊豆分場（下田市） - 浜名湖分場（浜松市） - 富士養鱒場（富士宮市）</p> <p><b>栽培漁業センター</b>（沼津市） H17.3 未廃止</p>	<p><b>水産技術研究所</b>（焼津市） - 伊豆分場（下田市） - 浜名湖分場（浜松市） - 富士養鱒場（富士宮市）</p>
	13 試験場、15 分場 栽培漁業センターを含む。	6 研究所、8 センター、3 分場

(資料6) 静岡県公立大学法人定款及び静岡県公立大学法人評価委員会の概要

1 静岡県公立大学法人定款の概要

- ・静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部の設置及び管理を行う静岡県公立大学法人の定款
- ・地方独立行政法人を設立しようとするときは、議会の議決を経て定款を定める

(1) 定款の概要

項目	内容	
名称	・静岡県公立大学法人	
設置する大学	・静岡県立大学、静岡県立大学短期大学部	
役員	理事長	・知事が任命（任期4年）
	副理事長(学長)	・学長は副理事長となる ・学長選考会議の選考に基づき理事長が任命（任期は法人の規程で定める）
	理事	・3人以内 ・理事長が任命（任期4年）
	監事	・2人 ・知事が任命（任期2年）
法人組織	役員会	・重要事項は役員会の議を経る ・理事長、副理事長、理事で構成
	経営審議会	・法人の経営に関する重要事項を審議 ・理事長、副理事長、理事及び職員、学外者で構成（学外者は委員数の1/2以上）
	教育研究審議会	・大学の教育研究に関する重要事項を審議 ・学長、副学長、理事及び職員、学外者等で構成（学外者は2人以上）
	学長選考会議	・経営審議会の代表者3人と教育研究審議会の代表者3人で構成（両審議会からの代表者には学外者を含む）
資本金	・県が法人へ現物出資する県立大学及び短期大学部の土地、建物等を時価評価した額	
最初の学長の任命等	・知事が指名し、理事長が任命（任期4年）	

(2) 施行期日

法人の成立の日

2 静岡県公立大学法人評価委員会の概要

(1) 名称等

地方独立行政法人法第11条第1項に基づき、知事の附属機関として、「静岡県公立大学法人評価委員会」を設置

(2) 業務内容

- ・知事による事前意見聴取に対する意見の提示（中期目標の作成の際の意見等）
- ・公立大学法人の各事業年度及び中期目標期間における業務実績についての評価等
- ・意見の申出（役員報酬等の支給基準に関する意見）

(3) 組織及び委員等

『静岡県公立大学法人評価委員会条例』

項目	内容
委員	・5人以内 ・経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命
委員の任期	・2年（再任可）
臨時委員	・特別の事項の調査審議のため、必要に応じて知事が任命

(資料7) 静岡県企業局中期経営計画(平成18年3月)の概要

1 計画期間

平成18年度から平成22年度までの5年間とする。

2 計画の概要

(1) 経営理念

顧客志向	企業の社会的責任(CSR)	健全経営
------	---------------	------

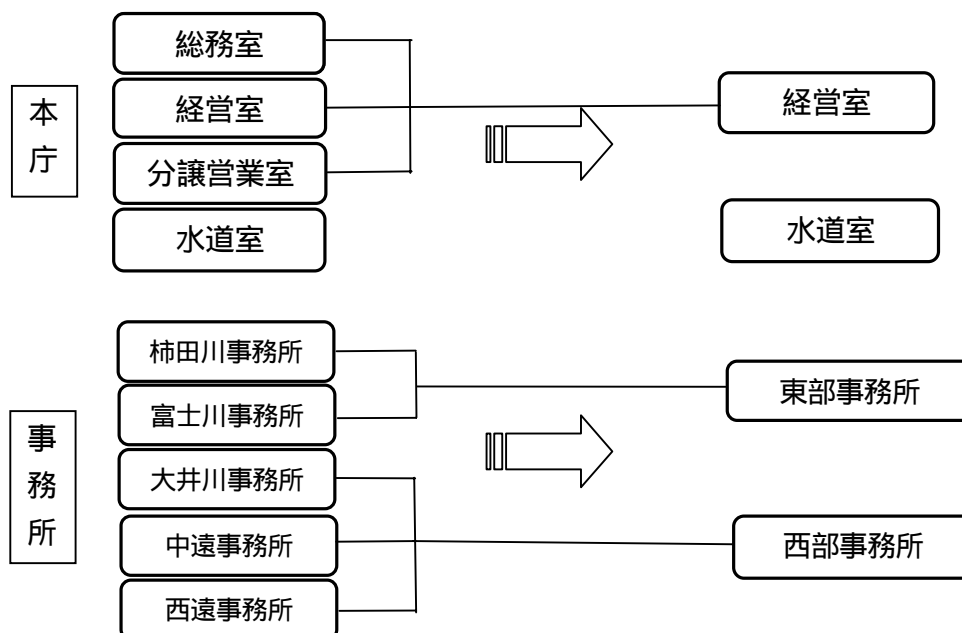
(2) 基本目標と行動計画

事業	基本目標	行動計画
工業用水道事業	良質な工業用水の安定供給と安定経営	・災害や事故に強い施設づくり ・新規需要の拡大
水道事業	全国一安い水道用水供給料金の維持	・災害や事故に強い施設づくり ・水質管理の充実
地域振興整備事業	現有資産の早期分譲	・オーダーメイド方式による工業用地の提供 ・空港に関連した事業の検討

3 集中改革プラン

(1) 組織体制の見直し

4室5事務所体制を2室2事務所体制に再編



- ・平成18年度に総務室を経営室に、大井川事務所を中遠事務所に統合

新しい施設運営体制「サテライト」の導入

非常勤職員のみによる浄水場等の管理運営

- ・静岡出張所及び梅田浄水場をサテライト化(平成18年度)



(2) 定員の削減 (146人 126人)

・平成22年度までの5年間で管理部門を中心に正規職員20人(13.7%)を削減する。

(3) 技術力の確保と人材育成

(4) コストダウン

・平成22年度までの5年間で113億円のコストを削減

4 財政収支計画

(1) 工業用水道事業

・東部地区の3工水が黒字、中遠が収支均衡、静清・西遠・湖西の3工水が赤字と見込んでいる。

・計画期間中に131億円の建設改良工事を予定し、それに伴い減価償却費が増大することなどにより、損益はなだらかに減少するが、全体として安定した経営を見込んでいる。

(単位：百万円)

区分	損益の見通し					建設改良計画					合計
	H18	H19	H20	H21	H22	H18	H19	H20	H21	H22	
柿田川	19	24	44	46	46	258	31	37	125	0	451
富士川	188	209	181	176	164	21	48	451	375	326	1,221
東 駿	676	602	563	511	465	1,925	2,377	1,800	673	645	7,420
静 清	70	75	73	98	93	156	228	229	61	18	692
中 遠	9	4	11	0	5	598	188	373	462	353	1,974
西 遠	61	46	34	20	27	39	81	374	280	2	776
湖 西	88	81	75	91	88	163	231	130	43	0	567
計	654	637	618	524	462	3,159	3,184	3,394	2,019	1,344	13,100

(2) 水道事業

・計画期間中に276億円の建設改良工事を予定していることや、遠州の供用開始により維持管理費や減価償却費が増大することなどにより、損益は減少するが、全体に安定した経営を見込んでいる。

(単位：百万円)

区分	損益の見通し					建設改良計画					合計
	H18	H19	H20	H21	H22	H18	H19	H20	H21	H22	
駿 豆	258	240	229	209	190	252	447	1,047	303	405	2,454
榛 南	93	54	64	68	54	738	42	54	420	610	1,864
遠 州	229	333	513	21	41	5,381	7,793	7,001	1,665	1,487	23,327
計	581	627	806	298	284	6,371	8,282	8,101	2,388	2,502	27,644

(3) 地域振興整備事業

・平成20年度までは赤字が続くが、保有資産がほぼ完売する平成21年度以降は黒字化を見込んでいる。

(単位：百万円)

区分	損益の見通し					建設改良計画					合計
	H18	H19	H20	H21	H22	H18	H19	H20	H21	H22	
地 域	1,739	5,720	210	44	25	4,647	2,659	3,522	2,786	2,654	16,268

## (資料8) 警察署再編整備計画(平成17年11月)の概要

---

### 1 計画策定の経緯

- 平成17年2月 「警察署再編整備構想」の作成、公表
- 平成17年7月 「静岡県警察における警察署再編整備を考える懇話会」からの提言
- 平成17年9月 「警察署再編整備計画案」の作成、公表(パブリックコメントの実施)
- 平成17年11月 「警察署再編整備計画」の公表

### 2 再編整備の基本方針

社会環境や治安情勢の変化に対応した警察署の再編整備などによる治安基盤の確立

- ・警察署には最低100人程度の警察官を配置できることが理想
- ・一行政区域一警察署、あるいは広域行政圏や日常生活圏など一体性のある複数の行政区域を一警察署が管轄

### 3 再編整備の内容

3警察署の新設、3警察署の統廃合、管轄区域の行政区域との整合等

#### (1) 警察署の新設

- ・裾野警察署(仮称)、袋井警察署(仮称)及び浜松西警察署(仮称)の新設

#### (2) 警察署の統廃合・分庁舎化

- ・蒲原警察署、森警察署及び水窪警察署の分庁舎化

#### (3) 警察署管轄区域の見直し

- ・大仁警察署、三島警察署、沼津警察署、富士警察署、静岡中央警察署、静岡南警察署、菊川警察署、榛原警察署、森警察署、磐田警察署、天竜警察署、浜松中央警察署、浜松東警察署、浜北警察署、細江警察署、新居警察署の管轄区域の見直し

#### (4) 警察署の名称

- ・榛原警察署を牧之原警察署に名称変更

(資料9) 職員数の状況

1 一般行政部門の都道府県別職員数比較(平成17年4月1日現在)

	人口		職員数				職員1人当り人口				総務省定数モデル(都道府県)			
	(千人)	順位	県	順位	県+市町村	順位	県	順位	県+市町村	順位	試算値	対象職員数	超過数	順位
北海道	5,632	7	17,320	2	55,145	3	325	26	102	27	17,354	17,116	238	3
青森県	1,469	28	5,171	18	15,183	25	284	33	97	33	5,147	5,122	25	20
岩手県	1,397	30	4,839	22	14,472	28	289	32	97	33	4,925	4,696	229	4
宮城県	2,348	15	5,304	17	19,793	16	443	13	119	14	5,194	5,302	108	41
秋田県	1,164	35	4,331	33	13,496	30	269	39	86	43	4,378	4,226	152	12
山形県	1,219	33	4,672	27	12,569	34	261	40	97	33	4,515	4,630	115	42
福島県	2,108	17	6,020	13	19,558	17	350	24	108	20	5,804	5,862	58	34
茨城県	2,989	11	5,767	15	23,173	13	518	11	129	9	5,838	5,659	179	9
栃木県	2,008	20	5,075	19	16,903	22	396	18	119	14	4,871	4,949	78	37
群馬県	2,021	19	4,557	29	16,161	24	443	13	125	10	4,631	4,445	186	8
埼玉県	6,997	5	8,071	9	42,432	6	867	3	165	2	7,981	7,873	108	15
千葉県	6,015	6	8,251	8	40,932	7	729	4	147	3	8,107	8,000	107	16
東京都	12,168	1	22,437	1	99,633	1	542	10	122	12				
神奈川県	8,644	3	8,311	7	49,422	5	1,040	1	175	1	8,404	8,123	281	2
新潟県	2,446	14	6,973	10	24,592	11	351	23	99	31	6,771	6,872	101	40
富山県	1,116	38	4,080	35	11,639	38	274	37	96	36	3,733	3,856	123	43
石川県	1,172	37	3,865	39	11,590	39	303	31	101	28	3,631	3,684	53	32
福井県	822	44	3,229	47	9,063	46	255	41	91	39	3,203	3,195	8	24
山梨県	881	42	3,501	44	9,726	43	252	42	91	39	3,417	3,367	50	18
長野県	2,193	16	5,782	14	21,782	14	379	20	101	28	5,845	5,631	214	5
岐阜県	2,106	18	4,968	21	18,532	19	424	15	114	18	4,736	4,546	190	7
静岡県	3,774	10	6,225	12	25,684	10	606	7	147	3	6,207	6,041	166	10
愛知県	7,063	4	9,907	4	50,532	4	713	5	140	8	9,546	9,336	210	6
三重県	1,858	23	4,825	23	17,200	21	385	19	108	20	4,665	4,709	44	31
滋賀県	1,359	31	3,594	42	11,691	37	378	21	116	16	3,456	3,384	72	17
京都府	2,565	13	4,721	26	20,880	15	543	9	123	11	4,519	4,549	30	29
大阪府	8,651	2	9,927	3	61,003	2	871	2	142	6	9,582	9,289	293	1
兵庫県	5,571	8	8,633	5	39,103	8	645	6	142	6	8,131	8,005	126	14
奈良県	1,435	29	3,602	41	13,159	31	398	17	109	19	3,315	3,350	35	30
和歌山県	1,067	39	3,947	37	11,917	35	270	38	90	42	3,710	3,808	98	38
鳥取県	612	47	3,367	45	7,781	47	182	47	79	44	3,091	3,250	159	45
島根県	747	46	3,917	38	9,854	42	191	46	76	46	3,842	3,853	11	27
岡山県	1,955	21	4,747	25	16,827	23	412	16	116	16	4,650	4,640	10	23
広島県	2,868	12	5,753	16	23,555	12	499	12	122	12	5,570	5,417	153	11
山口県	1,505	25	4,643	28	15,045	26	324	27	100	30	4,474	4,530	56	33
徳島県	819	43	3,703	40	10,346	41	221	44	79	44	3,488	3,586	98	38
香川県	1,027	40	3,286	46	9,726	43	313	29	106	22	3,144	3,127	17	21
愛媛県	1,491	27	4,420	31	14,317	29	337	25	104	24	4,389	4,355	34	19
高知県	805	45	4,043	36	10,978	40	199	45	73	47	3,848	3,922	74	36
福岡県	5,014	9	8,537	6	34,515	9	587	8	145	5	8,013	8,151	138	44
佐賀県	874	41	3,520	43	9,285	45	248	43	94	38	3,383	3,442	59	35
長崎県	1,502	26	4,765	24	14,602	27	315	28	103	25	4,755	4,765	10	26
熊本県	1,858	22	5,075	19	18,054	20	366	22	103	25	5,016	5,005	11	22
大分県	1,225	34	4,408	32	12,793	33	278	36	96	36	4,312	4,332	20	28
宮崎県	1,173	36	4,162	34	11,870	36	282	34	99	31	4,094	3,942	152	12
鹿児島県	1,763	24	6,305	11	19,458	18	280	35	91	39	6,154	6,158	4	25
沖縄県	1,372	32	4,432	30	12,889	32	310	30	106	22	4,000	4,230	230	46
計	126,868		276,988		1,048,860		458		121		247,839	246,330	1,509	

(出所) 総務省定員管理調査(平成17年度)、住民基本台帳(平成17年3月31日現在)

## 2 定員モデルとの比較

国が示す「定員モデル」による試算値（モデル定数）をほとんど毎年度下回っている。（昭和59年度から過去22年間、3回を除く）

	対象職員数 (a)	モデル定数 (b)	超過数 (a) - (b)		対象職員数 (a)	モデル定数 (b)	超過数 (a) - (b)
昭和59年度	6,965	6,988	23	平成7年度	6,873	6,924	51
昭和60年度	6,817	6,988	171	平成8年度	6,884	6,924	40
昭和61年度	6,730	6,988	258	平成9年度	6,839	6,848	9
昭和62年度	6,737	6,988	251	平成10年度	6,767	6,848	81
昭和63年度	6,746	6,751	5	平成11年度	6,669	6,848	179
平成元年度	6,761	6,751	10	平成12年度	6,517	6,848	331
平成2年度	6,800	6,751	49	平成13年度	6,390	6,541	151
平成3年度	6,846	6,854	8	平成14年度	6,260	6,541	281
平成4年度	6,845	6,854	9	平成15年度	6,230	6,541	311
平成5年度	6,874	6,854	20	平成16年度	6,101	6,207	106
平成6年度	6,862	6,924	62	平成17年度	6,041	6,207	166

（注）定員モデルは、地方公共団体の定員管理の適正化を進めるための参考指標として総務省研究会により作成されたもの。行政需要と密接に関係する指標（人口、面積等）と職員数との相関関係を分析し、回帰方程式により示される。単なる標準値ではなく、適正化の進んだ団体の水準を目途とする修正等が加えられている。

## 3 定員管理の実績と手法（一般行政部門）

### （1）定員管理計画

	9年4月から 5年間 (10年2月策定)	14年4月から 3年間 (15年3月策定)	計	17年4月から 5年間 (18年3月策定)
計 画	500	250	750	500
実 績	509	278	787	

対象：教育、警察及び病院を除く一般行政部門

### （2）定員管理の手法（削減の内訳）

（単位：人）

項 目	削減数	備 考
組織のスリム化	336	保健所、民生事務所の統合等
本庁組織のフラット化	117	
権限移譲、政令市への業務移管	101	
総務事務の集中化	73	総務事務集中化、出納事務効率化
アウトソーシング、非常勤化	136	用地取得事務、税務事務補助等
大規模イベント等による増減	24	新たな施策、大規模イベント等への取組
計	787	

(3) これまでの定員管理手法

	定員管理手法の例	職員数の推移(傾向)
昭和40年～43年頃	各部局一律5%を再配置要員とする	
昭和45年～53年頃	増員要求は部局内で対応する	職員数は増加傾向
昭和54年～62年頃	各部局一律1%削減	職員数は減少
昭和63年～平成9年	各部局一律1%を再配置要員とする	職員数は増加傾向
平成10年～	定員管理計画を策定(仕事の進め方や仕組みを変えることを通じて削減)	職員数は一貫して減少

4 退職者数及び採用者数の状況

部門	職員数 (17.4.1現在)	平成16年度		平成17～21年度		
		退職者数	採用者数	退職者数	採用者数	差引
一般行政	6,468	235	129	1,368	868	500
教育	25,721	911	719	4,306	3,644	662
警察	6,618	253	334	1,359	1,561	+202
小計	38,807	1,399	1,182	7,033	6,073	960
病院	1,974	176	230	-	-	-
大学	404	36	31	-	-	-
合計	41,185	1,611	1,443	-	-	-

(注1) 一般行政部門には、病院以外の公営企業会計部門(企業局等)を含む。

(注2) 教育部門には、大学を含まない。

(注3) 平成16年度の退職者数は、平成16年4月1日から平成17年3月31日の間に退職した者の人数である。

(注4) 平成16年度の採用者数は、平成16年4月2日から平成17年4月1日の間に採用した者の人数である。

(注5) 平成17～21年度の退職者数は、平成17年4月1日から平成22年3月31日の間に退職する者の人数であり、平成17年4月1日現在の年齢別職員数等に基づき推計した値である。

(注6) 平成17～21年度の採用者数は、平成17年4月1日から平成22年3月31日の間の退職者数等に基づく予定数である。

(注7) 病院部門及び大学部門については、普通退職の比率が高く、今後の退職の傾向等の予測が困難であることから、今回推計等を行っていない。

(資料10) 外郭団体改革計画(平成14年3月策定)の概要

1 外郭団体改革計画の策定

- (1) 策定：平成14年3月
- (2) 計画期間：平成14年度～17年度の4年間
- (3) 対象団体：28団体
  - ・地方3公社(3団体)
  - ・県出資25%以上の公益法人(23団体)
  - ・人的派遣を行っている公益法人(2団体)

(4) 見直し方針と改革の方向性

見直しに当たって3つの方針を定め、この方針に基づき、外郭団体ごとに現状と課題を把握し改革計画を策定した。

< 3つの見直し方針 >

「必要性の検証」

- ・団体の設立意義や民間等との役割分担の点検、機能の見直しなどを行い、統廃合の必要性を検証する。

「経営の健全性の検証」

- ・団体の経営状況の点検、実施事業や管理運営体制の見直しなどにより、経営の健全性を検証する。

「透明性の検証」

- ・団体の経営状況、活動内容等に関する情報公開を進めるなどにより、透明性を検証する。

2 外郭団体改革計画の実績

情報公開制度 全ての外郭団体で実施済み

企業会計に準じた財務諸表の作成 17年度までに23団体で実施

年度	団体名	内容
14	(社)静岡県家畜畜産物衛生指導協会 (社)静岡県畜産会	(社)静岡県畜産協会として統合
	静岡県土地開発公社	事業規模縮小に応じた組織体制のスリム化(平成10年度から)
	静岡県道路公社	事業規模縮小に応じた職員数の減(平成12年度から)不採算部門(スカイポート亀石の給油所部門)の廃止
15	静岡県土地開発公社 静岡県道路公社 静岡県住宅供給公社	静岡県地域整備センターとして統合し、役員の共通化及び総務部門の集中化を実施
	静岡県住宅供給公社	新規住宅供給業務の廃止、課の統合、勧奨退職、給与抑制措置等を実施し黒字に転換
	(財)静岡総合研究機構	自治研修所業務の受託
	(財)静岡県文化財団 (財)静岡県舞台芸術センター	平成18年度までに段階的に役員を共通化
16	(社)静岡県農業振興公社	小笠ほ乳場を廃止(平成17年度から天城ほ乳場へ統合)
	(社)静岡県茶文化振興協会	平成17年3月31日解散
	(財)静岡県総合管理公社	富士山こどもの国部を廃止(平成16年度末)
17	(財)静岡県総合管理公社	施設運営部、船舶部及び小笠山総合運動公園部を廃止(平成17年度末)

(資料 11) 外郭団体等の改革対象団体一覧

1 外郭団体：33 団体

地方 3 公社 (3 団体)

静岡県土地開発公社(100%)  
静岡県道路公社(82.3%)  
静岡県住宅供給公社(66.7%)

県出資 25%以上の公益法人 (28 団体)

(財) 静岡県総合管理公社(100%)	(財) 静岡県西部地域地場産業振興センター(28.6%)
(財) 静岡総合研究機構(95.4%)	(財) 静岡県労働福祉事業協会(96.7%)
(財) 静岡県文化財団(89.8%)	(社) 静岡県農業振興公社(78.9%)
(財) 静岡県舞台芸術センター(100%)	(社) 静岡県農業振興基金協会(49.9%)
(財) 静岡県国際交流協会(86.9%)	(財) 世界緑茶協会(100%)
(社) 静岡県緑化推進協会(49.1%)	(社) 静岡県果実生産出荷安定基金協会(25%)
(財) 静岡県腎臓バンク(48.9%)	(社) 静岡県畜産協会(28.1%)
(財) しずおか健康長寿財団(77%)	(社) 静岡県畜産物価格安定基金協会(43.8%)
(財) 静岡県障害者スポーツ協会(75.4%)	(財) 静岡県漁業振興基金(46.6%)
(財) 静岡県生活衛生営業指導センター(45.5%)	(財) 静岡県下水道公社(50%)
(財) 静岡県産業ビル(33.3%)	(財) 静岡県生涯学習振興財団(100%)
(財) しずおか産業創造機構(100%)	(財) 静岡県青少年会館(40%)
(財) 浜松地域テクノポリス推進機構(57.2%)	(財) 静岡県埋蔵文化財調査研究所(100%)
(財) 静岡県コンテナ輸送振興協会(33.3%)	(財) 静岡県暴力追放運動推進センター(81%)

県が出資し、職員を派遣している県所管の公益法人(1 団体)

(財) 浜名湖総合環境財団(24.3%)

県職員を役員として派遣している公益法人 (1 団体)

(社) 静岡県観光協会(-)

2 その他の県出資法人：29 団体

県出資 25%未満の公益法人 (11 団体)

(財) 浜松観光コンベンションビューロー(20.8%)	(財) 静岡県生活科学検査センター(2.8%)
(財) 静岡コンベンションビューロー(19.2%)	(財) 静岡県勤労者信用基金協会(4%)
(財) 浜松国際交流協会(14.5%)	(社) 静岡県農協保証センター(5.1%)
(財) 静岡県グリーンバンク(11.1%)	(財) 静岡県特産野菜生産出荷安定資金協会(10%)
(社) 静岡県林業会議所(4%)	(財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター(17.2%)
(財) 静岡県アイバンク(23.5%)	

商法法人 (18 団体)

天竜浜名湖鉄道(株)(39.7%)	(株) 静岡茶市場(16.7%)
(株) ドリームウェーブ静岡(0.2%)	牧之原総合開発(株)(28.2%)
(株) メディアミックス静岡(1%)	小笠山麓開発(株)(3.5%)
(株) 伊豆急ケーブルネットワーク(0.1%)	磐田原総合開発(株)(5.3%)
浜松ケーブルテレビ(株)(0.5%)	清水埠頭(株)(16.7%)
(株) 浜名湖国際頭脳センター(9.8%)	田子の浦埠頭(株)(20%)
清水港振興(株)(10%)	沼津埠頭(株)(20%)
(株) 浜松ファッション・コミュニティセンター(8.3%)	御前崎埠頭(株)(16.7%)
(株) エイ・ピー・アイ(39%)	清水コンテナターミナル(株)(20%)

(注) 1.( )内は、平成 17 年 2 月現在の出資比率。  
2. の法人は、平成 18 年 3 月末設立許可予定。

(資料 12) 外郭団体の今後の取組

	団体名(所管)	現状と課題	平成 21 年度までの取組予定
1	(財)静岡県総合管理公社 (総務部)	都市公園の管理、防災船など事業の一部が廃止される。	平成 19 年 4 月の統廃合を目指して検討を行う。
2	(財)静岡総合研究機構 (企画部)	国際的な視野と NPM の発想を持った地域シンクタンクとなる必要がある。	市町行政支援機能、大学や研究機関のネットワークづくり、人材育成機能の強化を図る。
3	(財)静岡県文化財団 (生活・文化部)	コンベンションアーツセンターの管理運営にあたり、県民文化の振興を進めながら、一層の経費節減を図ることができる組織運営体制を整える必要がある。 コンベンションアーツセンターの指定管理者(平成 18~20 年度)	平成 18 年度に(財)静岡県舞台芸術センターとの役員の共通化を行う。 県派遣職員をプロパー職員に置き換えることで専門性を有する少数精鋭体制を進める。
4	(財)静岡県舞台芸術センター (生活・文化部)	舞台芸術振興の成果を県民に広く還元していく必要がある。 舞台芸術公園の指定管理者(平成 18~20 年度)	平成 18 年度に(財)静岡県文化財団との役員の共通化を行う。 平成 18 年度中に県の関与、支援のあり方を決定する。
5	(社)静岡県観光協会 (生活・文化部)	新しい観光動向に対応した事業展開及び市町村・地域等との連携の強化が必要である。	静岡空港の開港などを見据え、新たな観光ニーズに対応した事業の見直しと組織の在り方を検討する。
6	(財)静岡県国際交流協会 (生活・文化部)	金利情勢が回復するまでの間、財源の不足が見込まれる。	事業の見直し等、経営改善を引き続き実施する。
7	(社)静岡県緑化推進協会 (環境森林部)	平成 14 年度に、当協会は森林整備の促進と緑化思想の普及啓発、(財)静岡県グリーンバンクは都市緑化と役割分担を行った。	見直した役割に基づき、効率的、効果的に事業を実施する。
8	(財)静岡県腎臓バンク (健康福祉部)	経営の健全性を確保するため支出の削減と収入の安定を図る必要がある。	経費節減と経営の透明化を図る。
9	(財)しずおか健康長寿財団 (健康福祉部)	総合健康センターの指定管理開始を踏まえ、団体の業務の在り方について検討する必要がある。 総合健康センターの指定管理者。 (平成 18~20 年度)	指定の期間の終了までに業務の在り方を検討する。
10	(財)静岡県障害者スポーツ協会 (健康福祉部)	事業の性質上、事業収入の増加が困難である。	平成 18 年度中に財団としての事業規模を確保できるよう、収入増の方策を検討する。
11	(財)静岡県生活衛生営業指導センター (健康福祉部)	経営の安定性を確保するため、引続き経費節減を図る必要がある。	経費節減と経営の透明化を図る。
12	(財)静岡県産業ビル (商工労働部)	黒字安定経営であるが、事業が民間と競合する。	平成 18 年度中に団体の在り方を検討する。
13	(財)しずおか産業創造機構 (商工労働部)	中核的産業支援機関としての機能を更に強化する必要がある。 産業経済会館の管理から撤退する。	産官学連携推進のためのコーディネート機能を強化する。 既存事業の見直し及び人件費の抑制を行う。 収支改善を引き続き実施する。
14	(財)浜松地域テクノポリス推進機構 (商工労働部)	受託事業や収益性のある新規事業の開拓が必要である。	平成 18 年度の浜松市創業都市構想の策定を受けて、財団運営について再検討する。



	団体名(所管)	現状と課題	平成21年度までの取組予定
15	(財)静岡県コンテナ輸送振興協会 (商工労働部)	浜松内陸コンテナ基地の管理運営が主な事業である。 浜松内陸コンテナ基地の指定管理者(平成18~20年度)	指定の期間終了までに、協会の役割について再検証する。
16	(財)静岡県西部地域地場産業振興センター (商工労働部)	浜松市総合産業展示館の管理運営業務の受託に伴い、効率的な管理運営体制を確立する必要がある。 浜松市総合産業展示館の指定管理者。(平成18~20年度)	指定の期間終了までに、自主財源の確保、人件費の抑制など事業執行体制の見直しを行う。 施設利用促進事業を継続して実施する。
17	(財)静岡県労働福祉事業協会 (商工労働部)	協会運営は自主独立を基本とし、各施設ごとの行動計画(平成17~19年度)を策定し、実施している。 沼津、静岡及び浜松労政会館の指定管理者。(平成18~20年度)	現行の行動計画を検証し、平成19年度に平成20年度以降の計画を策定する。 労政会館の指定管理者としての事業評価及び今後に向けた体制整備を行う。
18	(社)静岡県農業振興公社 (農業水産部)	累積欠損金の早期解消が未達成である。 家畜共同育成場の管理から撤退する。	平成18年度に(社)静岡県農業振興基金協会等と役割分担を行い、担い手の経営安定支援に特化する。 関係団体と総務事務の一元化を行う。 平成17年度中に、累積欠損金を解消する。
19	(社)静岡県農業振興基金協会 (農業水産部)	(社)農業振興公社等関係団体との役割分担の見直しが必要である。	平成18年度に青年農業者等育成センターを(社)農業振興公社へ移管する。
20	(財)世界緑茶協会 (農業水産部)	平成18年3月31日設立	世界の緑茶の中心地静岡を確立するため、効果的な事業執行に努めていく。
21	(社)静岡県果実生産出荷安定基金協会 (農業水産部)	経営安定対策事業が平成18年度で終了する。	経費節減に取り組むとともに、基本金の県債による運用を継続実施する。 平成18年度中に、平成19年度からの新事業の具体的な内容を検討する。
22	(社)静岡県畜産協会 (農業水産部)	一貫した畜産農家支援を行うため、関係団体との統合が必要である。 家畜共同育成場の指定管理者。 (平成18~20年度)	平成18年度に(社)静岡県畜産物価格安定基金協会と統合する。
23	(社)静岡県畜産物価格安定基金協会 (農業水産部)	一貫した畜産農家支援を行うため、関係団体との統合が必要である。	平成17年度末に解散し、(社)静岡県畜産協会と統合する。
24	(財)静岡県漁業振興基金 (農業水産部)	種苗放流に対する適切な受益者負担を確保する必要がある。	協力金制度の普及を図るとともに普及状況に応じて制度の拡充についても検討する。
25	静岡県土地開発公社 (土木部)	公共事業の縮減に伴い事業規模が縮小している。 長期保有土地が未処理である。	平成18年度に県と公社の役割を明確にし、事業規模に見合った組織体制を検討する。
26	静岡県道路公社 (土木部)	有料道路の無料開放に伴い、事業規模が縮小している。	事業規模に見合った組織体制とし、引き続き業務の効率的執行に努めていく。

	団体名（所管）	現状と課題	平成 21 年度までの取組予定
27	(財)浜名湖総合環境財団 （土木部）	財団が管理する恒久係留施設と民間マリーナとの役割分担の明確化が必要である。	平成 22 年の暫定係留施設の許可期限までに、民間マリーナとの役割分担を検討する。
28	静岡県住宅供給公社 （都市住宅部）	新規住宅供給業務は廃止しており、債権管理と県営住宅等の管理が業務の柱となっている。	引き続き業務の効率的執行に努め、経営改善を進めていく。
29	(財)静岡県下水道公社 （都市住宅部）	平成 28 年度までに 3 流域下水道が市に移管されることを踏まえ、効率的な執行体制について検討する必要がある。	維持管理の効率化に取り組む。
30	(財)静岡県生涯学習振興財団 （教育委員会）	生涯学習を推進する県組織との役割分担の見直しが必要である。	平成 18 年度中に団体の在り方を検討する。
31	(財)静岡県青少年会館 （教育委員会）	会議室使用料等の収入減が見込まれることから、収支の均衡策が必要である。	平成 18 年度から新たな自主事業を展開し、経営の改善と運営体制の強化を図る。
32	(財)静岡県埋蔵文化財調査研究所 （教育委員会）	平成 25 年度までに第二東名関連の事業がほぼ終了するため、業務量が縮小する。	平成 18 年度中に事業規模に見合った組織体制等を検討する。
33	(財)静岡県暴力追放運動推進センター （警察本部）	情報公開要綱を定め、ホームページでの積極的な情報開示により運営状況等の透明性を高めている。事務事業の増加に対応できる運営基盤を維持する必要がある。	ニーズに対応できる専門知識を有する役職員の確保及び事業推進に必要な財政基盤維持に努める。

(資料 13) 行政手続きのオンライン化

1 電子申請システムによる申請・届出等の行政手続きのオンライン化

平成 15 年 2 月に「静岡県行政手続オンライン化実施計画」を策定し、平成 15 年度からインターネットを利用して受付・結果通知等処理する「電子申請システム」の開発を進め、平成 17 年 4 月に本格稼働している。

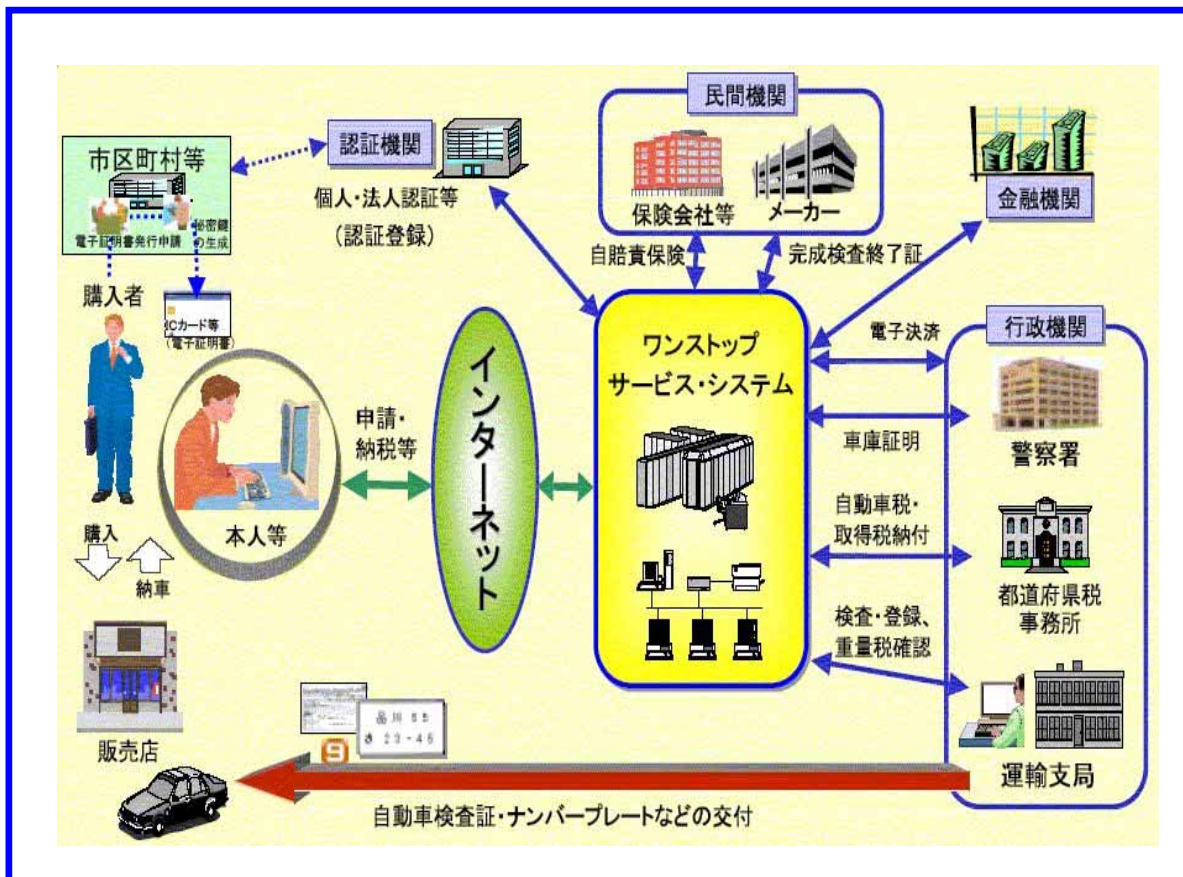
現在、職員採用試験申込みや競争入札参加審査申請など約 110 手続の申請が可能であり、今後、申請者から委任を受けた行政書士などによる代理申請機能（平成 18 年 3 月受付開始）や申請手数料等の電子収納機能を付加することにより、順次、対象手続を拡大していく。

2 県税の電子申告、電子納税、納税証明書の電子化等の推進

全国統一の地方税ポータルシステム(eLTAX)の開発・運営により地方税の電子申告が推進されているが、本県では平成 17 年 8 月から、法人県民税・法人事業税を対象に運用開始している。

自動車税、自動車取得税については、国が構築する自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム(OSSシステム)と接続し、平成 18 年 4 月からインターネットの利用により一括して電子申告及び電子納税が可能となる。

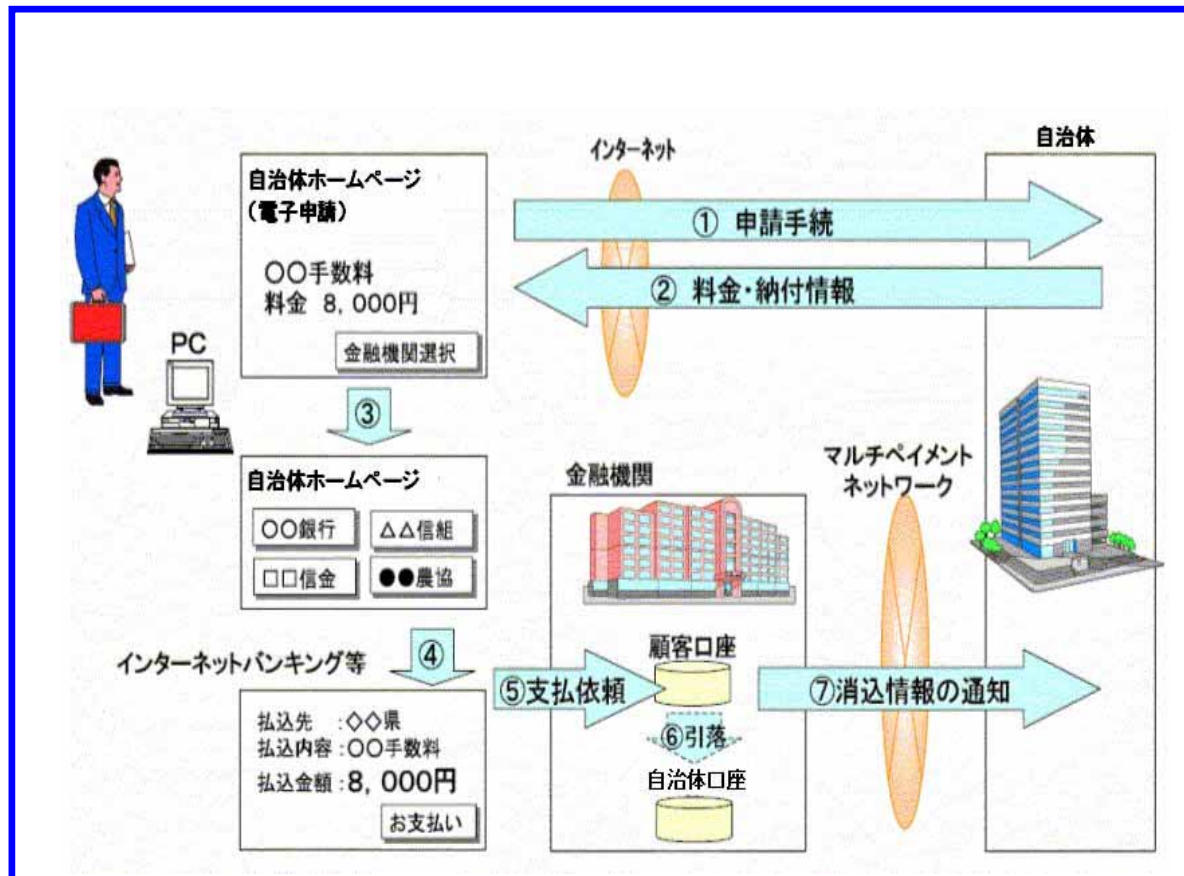
<自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムのイメージ>



### 3 公金の電子収納の導入（マルチペイメントネットワーク）

平成 18 年 4 月から「マルチペイメントネットワーク」を利用した電子収納を導入することにより、自動車保有関係手続のワンストップサービスを実現する。

< 公金の電子収納イメージ >



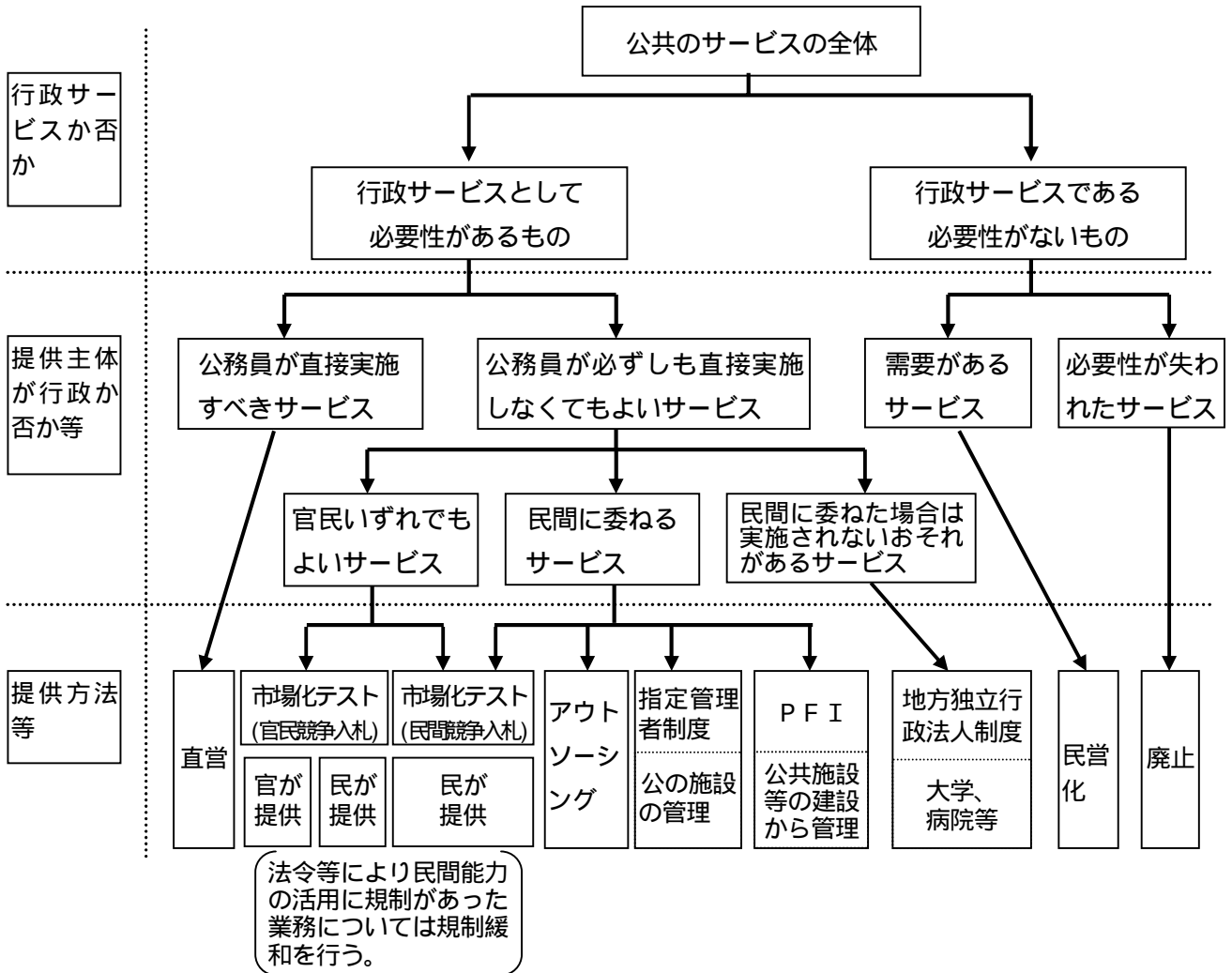
### 4 公共事業に係る業務の電子化

平成 13 年度に策定した「静岡県 CALS/EC アクションプログラム」に基づき「静岡県自治体電子入札推進コンソーシアム」を平成 14 年度に設立し、電子入札の実証実験を実施した。平成 15 年度には市町村との共同利用の実証事業を行い、平成 16 年 10 月から静岡県が、平成 17 年 8 月からは県内 5 市（静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士市）が順次、運用を開始している。

(資料 14) 民間能力活用手法の比較

	P F I	指定管理者制度	市場化テスト	地方独立行政法人制度
仕組み	民間事業者が資金を調達し、施設の建設から管理運営までのサービスを一括で提供する仕組み	民間事業者等による公の施設の管理を可能とする仕組み	官民が対等な立場で競争入札を実施し、価格と質の両面で、より優れた主体が落札し、当該サービスを提供する仕組み	地方公共団体とは別法人格を有する組織が公共サービスを提供する仕組み
対象	公共施設等の建設から管理運営まで (公の施設以外も対象。管理運営のみも可能)  公共施設 (道路、公園 等) 公用施設 (庁舎、宿舎 等) 公益的施設 (公営住宅、教育文化施設、医療施設 等) 研究施設 等 政令で定めるもの	公の施設の管理運営 (建設は含まない)  公の施設(文化施設 公園等以下の全てに該当する施設) ・住民の利用に供するための施設 ・当該地方公共団体の住民が利用する施設 ・住民の福祉増進を目的とした施設 ・物的施設 ・地方公共団体が設置	全ての公共サービス (施設管理以外のソフト事業も含む。)  平成 17 年度 国モデル事業 ハローワーク関連 社会保険庁関連 行刑施設関連  法案に規定された法律の特例業務 ハローワーク関連業務 社会保険庁関連業務 地方公共団体の窓口業務	・公共上の見地から確実な実施が必要な事務・事業だが、直営である必要がないもの  試験研究機関 大学 公営企業 (水道、病院 等) 社会福祉施設 (保育所 等) 政令で定めるもの (国際会議場など大規模施設)
効果・特徴	・公共サービスの質向上 ・経費削減 ・民間の事業機会の創出による経済の活性化 ・原則として総合評価一般競争入札 ・原則として一括発注、性能発注 ・長期契約(15~30年) ・財政負担の平準化 ・導入に際しVFM評価の実施  ・全体事業費の大きな事業において特に効果が期待	・公共サービスの質向上 ・経費削減 ・民間の事業機会の創出による経済の活性化 ・原則として性能発注 ・複数年にわたる指定が可能(平均3~5年) ・使用許可を行わせることが可能 ・利用料金制度の採用可  ・PFIを補完する制度であり、PFI事業期間終了後も、民間事業者による公の施設の管理が可能	・公共サービスの質の維持・向上 ・経費削減 ・民間の事業機会の創出による経済の活性化 ・情報開示、「第三者機関」の設置による透明・公正な競争 ・総合評価落札方式による競争入札 ・原則として性能発注 ・通常は複数年契約 ・規制緩和などの法令の特例を措置することによる公共サービス提供主体の流動化 ・職員定数削減、官の人的資源の適正配分  ・官民どちらがより優れたサービス供給主体であるか判断できない場合に有効	・公共サービスの質向上 ・企業会計原則による弾力的で透明性の高い財政運営 ・中期目標・計画に基づく経営と評価 ・法人の裁量による組織編制や人員配置 ・地方独立行政法人の長の広範な権限行使と経営責任の明確化  ・当面、民営化や民間委託が困難であるものの、行政が直営する必要はない場合に有効
課題	・公共サービス水準の指標の明確化 ・評価の適正化 ・個別法の制約 ・使用許可を行わせることは不可 ・利用料金制度の採用不可 ・地方自治体内のノウハウの維持	・公共サービス水準の指標の明確化 ・評価の適正化 ・個別法の制約 ・地方自治体内のノウハウの維持	・公共サービス水準の指標の明確化 ・評価の適正化 ・幅広い対象事業の実現 ・官側の情報開示の徹底 ・「第三者機関」の設置(既存機関の活用も含む) ・民に敗れた場合の公務員の処遇	・公共サービス水準の指標の明確化 ・評価の適正化 ・独立の組織とするに足るだけの業務量のまとまりが必要 ・法人設立時の多額の導入コスト
根拠法	PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)(平成11年9月施行)	地方自治法第244条~第244条の4 (平成15年9月施行)	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案(公共サービス改革法案)」を第164回通常国会へ提出(平成18年2月10日)	地方独立行政法人法 (平成16年4月施行)

民間能力活用手法の体系（概念図）



(資料 15) P F I の概要

1 P F I とは

P F I は、公共事業を実施するための手法の一つで、民間企業が、資金を調達し、公共施設の設計・建設から管理・運営までのサービスを一括で提供する仕組みである。

平成 11 年 7 月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」が制定され、法律に準拠した P F I 事業が実施できるようになった。その後、「P F I 事業の実施に関する基本方針」が告示され、P F I に関する 5 つのガイドラインが公表されている。

平成 17 年 10 月末現在、全国で 225 件の実施方針が公表されている。

国等	55件(大学・公務員住宅等)	県	52件(庁舎・公営住宅等)
市町村等	118件(小中学校・体育施設)	静岡県	3件(高校、庁舎)

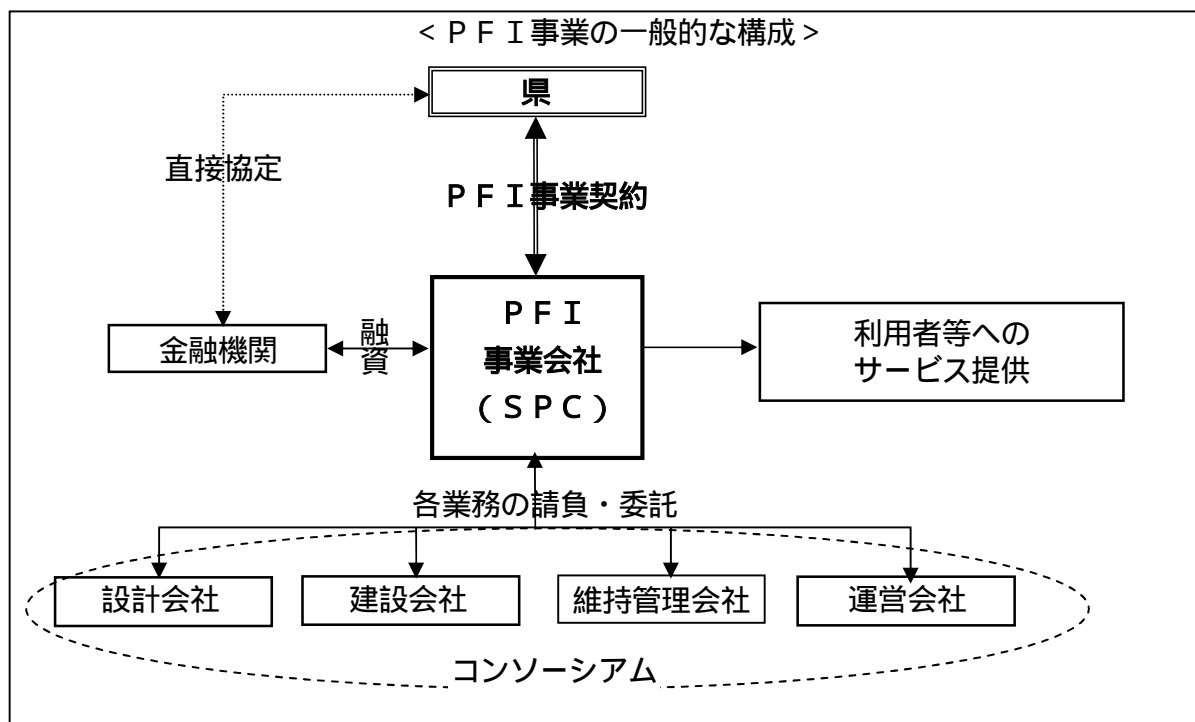
2 概要

(1) 仕組み

通常、P F I 事業に応募しようとする企業は、多様なサービスを提供するために、複数の異業種企業等とコンソーシアム(企業連合)を組成する。

また、P F I 事業ではサービスの安定的かつ継続的な提供が求められるため、コンソーシアム参加企業の経営状態が、P F I 事業に悪影響を与えないように、各社が出資して P F I 事業を実施するための「特別目的会社」(S P C : Special Purpose Company) を設立し、この親会社から独立した S P C が P F I 事業を実施することになる。

S P C は、事業資金を金融機関から調達し、コンソーシアムに参加している企業と工事請負契約や管理運営委託契約などの個別契約を結び、サービスを提供する。



## (2) 従来手法とPFI手法の比較

区分	従来手法	PFI手法
発注方法	<分割発注> 設計、建設、管理・運営等を分離・分割して発注	<一括発注> PFI事業者に、設計、建設、維持管理、運営等を一括して発注
	<仕様発注> 県の仕様書により、建設資材や工法、管理運営方法等が決められているため、事業者の創意工夫の余地が少ない	<性能発注> 県が指定する性能を確保できれば、事業者が建設資材や工法、管理運営方法等を自由に選択できるので、PFI事業を効率的に行うための創意工夫を発揮しやすい
事業者選定方法	特に制限なし	原則として、総合評価一般競争入札
契約方法	<単年度契約> 原則として、単年度契約	<長期契約> 設計・建設から管理・運営までを網羅した長期契約(10～30年)
	<契約内容は定型的> 設計、建設、管理、運営ごとに、業務内容がほぼ共通しているため、標準契約様式あり	<契約内容の定型化困難> 事業ごとに、事業内容及び発生が予測されるリスクが異なるため、個々の事業ごとに契約内容が異なり、定型化は困難
その他	-	法律、金融、建設等の高度の専門知識が必要なため、専門家とアドバイザー契約を締結することが必要

## (3) PFIの効果

### サービス水準の向上

PFIでは、利用者のニーズを的確に把握し満足度を高めるような民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力が発揮できるため、一定の支出のもとで、より質の高いサービスの提供が見込まれる。

### 事業コストの削減

一括発注・性能発注等により、民間事業者は、以下のような経営上のノウハウや技術的能力を積極的に発揮することができ、従来手法よりも事業コストの削減が見込まれる。

- ・適正な施設提案や資材の効率的調達による建設コストの削減
- ・事業期間全体を考慮した設計による維持管理コストの削減
- ・効率的な人員配置、計画修繕の実施等による維持管理コストの削減

### 財政負担の平準化

PFIでは、施設の引渡し後に、平準化されたサービス対価を毎年度支払うことになるため、各年度の財政負担が平準化し、従来手法のように、建設段階に多額の財政負担を伴うことがなくなる。

### 民間の事業機会の創出による経済の活性化

これまで行政が行ってきた公共サービスを民間事業者に委ねるため、民間に対して新たな事業機会をもたらす、経済の活性化に資すると期待される。



## (資料 16) 指定管理者制度の概要

### 1 指定管理者制度とは

平成 15 年 9 月の改正地方自治法の施行により、公の施設の管理について、これまでの公的な性格の団体に限って委託できるとした「管理委託制度」が廃止され、これらの団体に加え民間事業者を含んだ幅広い団体の中から、施設の設置目的を達成するために最も効果的で効率的な管理運営を行える団体を地方公共団体が指定して公の施設の管理を代行させる「指定管理者制度」が創設された。

### 2 概要

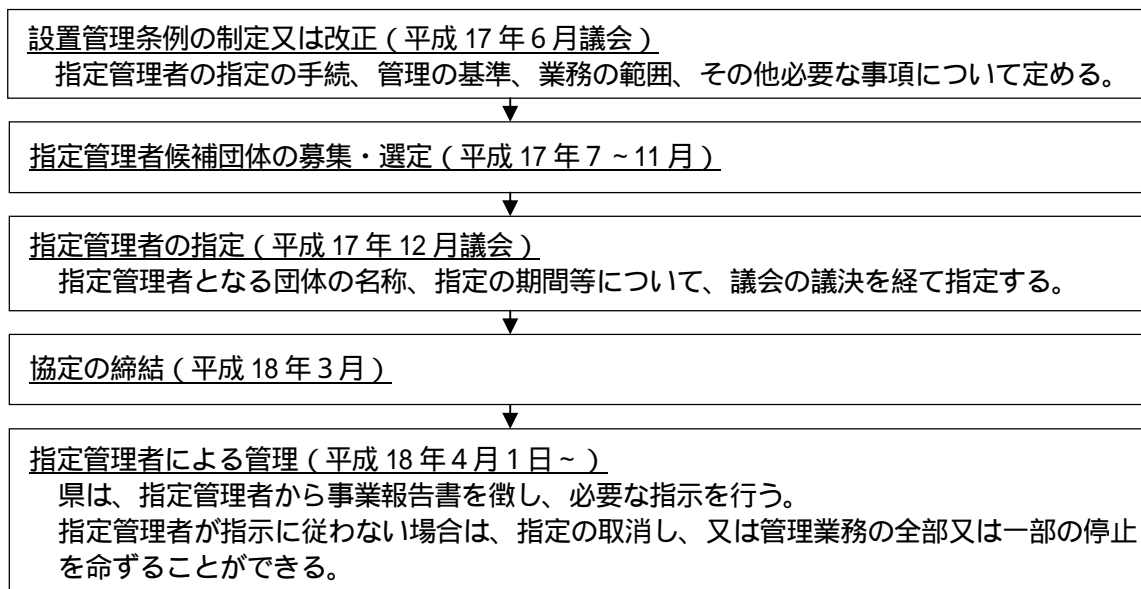
#### (1) 管理委託制度との比較

	管理委託制度	指定管理者制度
管理を行うことができる団体	地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体のみ	特段の制約を設けず民間事業者も含む
使用許可	不可	可
利用料金制度	導入可	導入可

利用料金制度...公の施設の利用に係る料金を、管理者が自らの収入として収受する制度。

(地方自治法第 244 条の 2 第 8 項)

#### (2) 制度導入の流れ (平成 18 年 4 月 1 日から導入の場合の標準的なスケジュール)



#### (3) 期待される導入効果

##### サービス水準の向上

多彩なイベントや広報活動の充実などに民間事業者の創意工夫が発揮され、サービスの質が向上した結果、入園者が増加するなどの効果が期待できる。

##### 経費節減

利用料金制度の採用など、インセンティブが働く仕組みとした結果、管理運営コストの縮減が見込まれる。

## 民間の事業機会の創出による経済の活性化

これまで行政や出資法人等に限られていた公の施設の管理運営が、民間事業者等においても可能となったため、民間に新たな事業機会をもたらし、経済の活性化に資する。

### 3 方針

#### (1) 積極的な活用

本県では、企業経営的な手法により、効率的で質の高い行政サービスの提供を目指す本格的な公共経営を導入している。公の施設の管理運営においても「民間でできることは民間に委ねる」を基本として、適正かつ効率的な運営と県民サービスの質の向上を図る観点から、積極的に指定管理者制度の活用を図ることとし、特に指定管理者の選定と評価については以下のような取扱いとする。

#### (2) 指定管理者候補団体の選定

公の施設の設置管理条例の制定・改正後に、指定管理者候補団体の選定を行うが、法令上特段の制約がないため、施設の実情を勘案しながら、設置管理条例で定めた事項に従って、募集・選定等の手続を進めていく。

##### 公募による選定

指定管理者の募集は、様々な経営能力を持つ団体が幅広く参加できるよう、公募によることを基本とする。指定の期間は、それぞれの施設の性格や実情に合わせて最適な期間を定めるものとし、3年から5年を目安とする。

##### 公募によらない選定

指定管理者として特定の団体しか公の施設の管理を効率的かつ効果的に行うことができないと判断する場合は、公募によらず、当該団体を指定管理者に指定することを検討する。

この場合は、県の施策との一体性や施設管理の専門性など、公募しない合理的な理由を明らかにするとともに、次のような方策を講じ、公平性と透明性を確保するものとする。

##### ア 評価委員会等の設置

申請者の事業計画等を多面的に評価するため、外部委員を含む評価委員会等を開催し、積極的に外部の意見を取り入れる方法を検討する。

##### イ 指定期間の設定

指定の期間は、原則、3年とする。

##### ウ 経営努力の要求

これまで管理委託をしてきた出資法人等を引き続き指定する場合には、利用者サービスの向上と経費の節減等について、従前以上の経営努力を当該出資法人等に求めていく。

#### (3) 成果の達成度に関する評価

コスト節減効果は定量的に把握できるが、指定管理者の果たすべき使命と期待する成果の達成度については、客観的に評価する仕組みづくりが必要になる。

このため、指定管理者が提出する事業報告書だけでなく、必要に応じて外部評価組織の設置や利用者満足度調査を行う等、それぞれの施設の特質にあった方法により、期待したサービス水準が達成できているか検証する。

## (資料 17) 市場化テストの概要

### 1 市場化テストとは

市場化テスト(官民競争入札)は、従来、行政が提供していた公共サービスについて、透明・中立・公正な競争条件の下、官民が対等な立場で競争入札を実施し、価格と質の面で、より優れた主体が落札し、当該サービスを提供する仕組みである。なお、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」では官が入札に参加しない民間競争入札もこの対象とされた。

### 2 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案(公共サービス改革法案)」の概要 第 164 回通常国会に提出(平成 18 年 2 月 10 日)

#### (1) 法の趣旨

国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革(競争の導入による公共サービスの改革)を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等管理委員会の設置その他の必要な事項を定める。

#### (2) 国・地方公共団体の責務

国(独立行政法人等、特殊法人を含む)

- ・国の公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止の対象とする公共サービスを適切に選定する。
- ・民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置する。
- ・公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行う。
- ・地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革のための措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努める。

地方公共団体

- ・地方公共団体の特定公共サービス(法律の特例が適用されるもの)に関し見直しを行い、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、対象とする特定公共サービスを適切に選定する。
- ・民間事業者の創意と工夫がその実施する特定公共サービスに適切に反映されるよう措置する。
- ・特定公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行う。

#### (3) 公共サービス改革基本方針等

公共サービス改革基本方針の作成

内閣総理大臣は、公共サービスに関する情報を公表し、民間事業者・地方公共団体から意見を聴取すること等により、競争入札の対象として選定した公共サービスの内容、地方公共団体の取組を可能とする環境整備のために政府が講ずべき措置等を主な内容とする「基本方針」の案を作成し、官民競争入札等監視委員会の議を経て、閣議の決定を求める。基本方針は毎年度見直し、対象業務を追加する。

地方公共団体における官民競争入札等の実施方針

地方公共団体の長は対象として選定した特定公共サービスの内容を主な内容とする「実施方針」を作成する。

#### (4) 法令の特例

官でなければ実施できないとする法令がある場合については、民間事業者の参入を可能とするための特例を法案等に規定。今後、対象となる公共サービスの選定と併せ、法令の特例を追加予定。

ハローワーク関連事業：職業安定法の特例

社会保険庁関連業務：国民年金法等の特例

地方公共団体の窓口業務：戸籍法等の特例

ア 戸籍法に基づく戸籍謄本等の交付の請求の受付及びその引渡し

イ 地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し

ウ 外国人登録法に基づく登録原票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡し

エ 住民基本台帳法に基づく住民票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡し

オ 住民基本台帳法に基づく戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及びその引渡し

カ 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及びその引渡し

(5) 官民競争等監理委員会等

国

内閣府に官民競争入札等監理委員会を設置し、官民競争入札等の公正な実施の監理等を行う。

地方公共団体

条例で官民競争入札等の公正な実施の監理等を行う審議会その他の合議制の機関を置く。

3 地方公共団体の市場化テストの導入

(1) 法令の特例を必要とする公共サービス（特定公共サービス）

・「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」に基づき実施

・新たに対象とする公共サービスを国に要望

(2) 法令の特例を必要としない公共サービス

・現行の法令等に基づき、所要の手続き等を規定することで実施が可能

4 市場化テスト導入により期待できる効果

民による創意工夫を公共サービスへ導入、または、民との競争プロセスによる官の業務の見直しにより、下記の効果が期待できる。

・公共サービスの質の維持・向上や経費の削減

・職員定数削減、官の人的資源の適正配分

・雇用の促進（地域経済の活性化）

・職員の意識改革

5 経緯等

(1) 平成 17 年度モデル事業

「規制改革・民間開放推進 3 年計画（改定）」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）の中で、民間提案の中からモデル事業として実施されることになったもの

ハローワーク関連、社会保険庁関連、行刑施設関連の 3 分野 8 事業で実施

(2) 公共サービス効率化法（市場化テスト法）案の骨子等（平成 17 年 9 月規制改革・民間開放推進会議）の中で提言された民間開放の項目

給付、徴収業務

公的施設等の整備・管理・運営

統計調査、製造等

検査・登録、資格試験等

(3) 規制改革・民間開放の推進に関する第 2 次答申（平成 17 年 12 月）

法案に基づく市場化テストの速やかな本格的導入

具体的な施策

社会保険庁関連業務

ハローワーク関連業務

統計調査関連業務

「科学技術研究調査」「個人企業経済調査」について、試験調査を実施

行刑施設関連業務

地方公共団体が実施する業務

地方公共団体の窓口業務について、関係法律に関する特例措置を整備

独立行政法人関連業務

## (資料18) 地方独立行政法人制度の概要

---

### 1 地方独立行政法人制度とは

平成16年4月に地方独立行政法人法が施行され、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人が公共サービスを提供する仕組みとして創設された。

### 2 概要

#### (1) 対象業務

試験研究

大学の設置・管理

公営企業に相当する事業の経営（水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院）

社会福祉事業の経営（特別養護老人ホーム、保育所、ホームヘルプサービス事業 等）

その他の公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理

いずれも、既存組織の移行だけでなく新設も設定

#### (2) 設立手続

設立団体が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣又は都道府県知事が認可。

#### (3) 財産的基礎等

- ・出資者は地方公共団体に限る。
- ・設立される法人の業務に関する設立団体の一定の権利・義務は当該法人が承継。

#### (4) 役職員の身分等

- ・業務停滞が住民の生活、地域社会又は地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす法人又は中立性・公平性を特に確保する必要がある法人の役職員には地方公務員の身分を付与。（定款事項＝総務大臣又は都道府県知事が認可）
- ・設立団体から法人への職員の引継、退職手当の通算等について、適切に手当て。
- ・理事長及び監事は設立団体の長が任命・解任。
- ・その他の役員及び職員は理事長が任命・解任。

#### (5) 目標による管理と評価の仕組み

国の独立行政法人制度と同様、「目標 計画 評価 業務運営への反映」という流れを義務付け。

- ・中期目標（3～5年）は、設立団体の長が議会の議決を経て定め、公表。
- ・中期計画（3～5年）は、法人が作成し、設立団体の長が認可し、公表。
- ・年度計画は、法人が作成し、設立団体の長に届出。

- ・法人は、中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出。
- ・評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。結果を法人・設立団体の長に通知し、公表。
- ・設立団体の長は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告。
- ・中期目標期間終了時に、設立団体の長が法人の組織・業務全般にわたり見直し。

#### (6) 財務及び会計

- ・原則として企業会計原則による。
- ・法人は、毎事業年度、財務諸表等を作成、公表。設立団体の長が承認。
- ・毎事業年度の利益は、中期計画で定めた剰余金の使途に充てることが可能。

#### (7) 財源措置等

- ・法人の業務運営に必要な金額を設立団体から交付できる。
- ・設立団体からの長期借入金を除き、長期借入金及び債券発行をすることはできない。
- ・法人が料金を徴収する場合、その上限について設立団体の長が議会の議決を経て行う認可が必要。
- ・重要な財産の処分等には設立団体の長が議会の議決を経て行う認可が必要。

#### (8) 特例規定

##### 大学

- ・役職員の身分は、非公務員とする。
- ・理事長は、原則学長を兼ねるが、定款で定めるところにより、学長を理事長と別に任命することが可能。
- ・学長や教員の任免及び学長の任期については、大学の意向を尊重する手続とする。
- ・経営に関する重要事項を審議する機関及び教育研究に関する重要事項を審議する機関を設置。
- ・設立団体の長は、中期目標の設定に当たって、あらかじめ法人の意見を聴取し当該意見に配慮する。
- ・評価委員会は、評価を行うに当たって認証評価機関の評価を踏まえる。

##### 公営企業に相当する事業

- ・中期計画項目として料金を追加。中期計画の認可には議会の議決が必要。
- ・事業の経費は当該事業の経営に伴う収入により賄うことが原則。

#### (9) その他

- ・設立団体の長及び認可権者（総務大臣等）に対し、法人に対する報告徴収権、立入検査権、違法行為等の是正命令権を付与。
- ・法人は、設立団体が議会の議決を経た上で、総務大臣又は都道府県知事の認可を受け解散し、清算手続を行う。

(資料 19) 指定管理者制度へ移行する公の施設

1 平成 16 年度移行施設：2 施設

(注) 利用料金欄「 」は制度を導入

部局	施設名	指定管理者	募集方法	指定期間	利用料金	従来の管理委託団体
生活・文化	静岡県東部地域交流プラザ	特定非営利活動法人静岡県東部パレット市民活動ネットワーク	単独	2年6月		(直営)
	静岡県西部地域交流プラザ	特定非営利活動法人ボランティア支援ネットワークパレット	単独	2年6月		(直営)

2 平成 17 年度移行施設：5 施設

部局	施設名	指定管理者	募集方法	指定期間	利用料金	従来の管理委託団体
農業水産	静岡県水産試験場浜名湖分場体験学習施設(ウオット)	日本海洋調査(株)	公募	3年	×	(財)静岡県漁業振興基金
都市住宅	静岡県富士山こどもの国	小泉アフリカ・ライオン・サファリ(株)	公募	5年		(財)静岡県総合管理公社
教育委員会	静岡県立水泳場	静岡県体育協会グループ	公募	3年	×	(財)静岡県総合管理公社
	静岡県富士水泳場	静岡ビル保善(株)	公募	3年	×	(財)静岡県総合管理公社
	静岡県武道館	静岡県体育協会グループ	公募	3年	×	(財)静岡県体育協会

3 平成 18 年度移行施設：31 施設

部局	施設名	指定管理者	募集方法	指定期間	利用料金	従来の管理委託団体
生活・文化	静岡県コンベンションアーツセンター	(財)静岡県文化財団	単独	3年		(財)静岡県文化財団
	静岡県舞台芸術公園	(財)静岡県舞台芸術センター	単独	3年	×	(財)静岡県舞台芸術センター
環境森林	静岡県立森林公園森の家施設	東海ビル管理(株)	公募	3年		静岡県立森林公園運営協議会
	静岡県立森林公園施設	静岡県立森林公園運営協議会	単独	3年	×	静岡県立森林公園運営協議会(木工体験館及び園地)
	静岡県県民の森施設	井川森林組合	公募	3年		静岡県県民の森管理運営協議会
健康福祉	静岡県総合社会福祉会館	(福)静岡県社会福祉協議会	単独	3年		(福)静岡県社会福祉協議会
	静岡県婦人保護施設清流荘	(福)葵寮	単独	3年	×	(直営)
	静岡県総合健康センター	(財)しずおか健康長寿財団	単独	3年		(財)しずおか健康長寿財団
	伊豆医療福祉センター	(福)恩賜財団済生会支部静岡県済生会	単独	3年		(直営)
商工労働	静岡県浜松内陸コンテナ基地	(財)静岡県コンテナ輸送振興協会	公募	3年		(財)静岡県コンテナ輸送振興協会
	静岡県産業経済会館	静岡ビル保善(株)	公募	3年		(財)しずおか産業創造機構
	静岡県沼津労政会館	(財)静岡県労働福祉事業協会	公募	3年		(財)静岡県労働福祉事業協会
	静岡県静岡労政会館					
	静岡県浜松労政会館					

部局	施設名	指定管理者	募集方法	指定期間	利用料金	従来の管理委託団体
農業水産	静岡県家畜共同育成場	(社)静岡県畜産協会	公募	3年		(社)静岡県農業振興公社
	稲取漁港の漁港施設の一部 (プレジャーボート関係事務のみ)	稲取漁業協同組合	単独	3年		稲取漁業協同組合
	静浦漁港の漁港施設の一部 (同上)	静浦漁業協同組合	単独	3年		静浦漁業協同組合
	焼津漁港(焼津地区)の漁港施設の一部(同上)	焼津漁業協同組合	単独	3年		焼津漁業協同組合
	焼津漁港(小川地区)の漁港施設の一部(同上)	小川漁業協同組合	単独	3年		小川漁業協同組合
	網代漁港の漁港施設の一部 (同上)	網代港漁業協同組合	単独	3年		網代港漁業協同組合
	妻良漁港の漁港施設の一部 (同上)	南伊豆町漁業協同組合	単独	3年		南伊豆町漁業協同組合
土木	清水港臨港交通施設 (日の出駐車場)	日の出ドリームパーク	公募	5年		(直営)
	清水港港湾環境整備施設 (日の出緑地及び遊歩道)					(直営)
	清水港旅客施設(待合所)					清水港振興会
	清水港港湾管理施設 (港湾関連団体用業務室)					
	静岡県清水港湾交流センター					
都市住宅	静岡県草薙総合運動場	静岡県体育協会グループ	公募	5年	×	(財)静岡県総合管理公社
	遠州灘海浜公園	天龍造園建設グループ	公募	5年		
	愛鷹広域公園	(株)日産クリエイティブサービス	公募	5年		
	小笠山総合運動公園	静岡県サッカー協会グループ	公募	5年		
	吉田公園	特定非営利活動法人しずかちゃん	公募	5年		吉田町

参考：利用料金制度

地方公共団体が適当と認めるときは、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。  
(地方自治法第244条の2第8項)

この制度を「利用料金制度」と言い、指定管理者による一層の経営努力を引出す動機付けの仕組みとして活用している。



## 1 公の施設に対する基本的な考え方

指定管理者制度が創設されたことを契機に、全ての公の施設において、施設の設置目的に立ち返り、現在の管理運営状況について点検し、施設の必要性を再検証した後に、指定管理者制度を含む最も望ましい管理形態を選択する。

公の施設を、どのような形態で管理するかを検討するに当たっては、単に現在の管理形態や管理受託者を念頭において作業するのではなく、「施設のあり方を見直すチャンス」と捉え、公の施設の設置目的、政策実現のための役割、利用者の意見、費用対効果など、それぞれの施設の管理状況全般を、もう一度初めから点検することが必要である。

## 2 必要性の検証

施設の設置目的及び設置効果を確認し、施設の必要性を検証する。

- (1) 設置目的が達成された施設及び設置効果が低い施設については、「廃止」を検討する。
- (2) 設置効果は認められるが、設置目的から県が設置する必要がないと判断される施設については、「民営化」を検討する。
- (3) 必要性が認められる施設については、最も望ましい管理形態を選択する。

## 3 管理形態の検討

### (1) 検討項目

管理運営形態の選択に際しては、施設の設置目的、管理運営の専門性、施設利用の公平性、利用者の満足度、運営の効率性のほか、県民とのパートナーシップ、受皿となる団体の成熟度等、様々な観点から体系的に整理、検討した上で、総合的に判断する。

施設の位置付け

施設を設置した目的・目標、政策実現のための施設の役割 等

管理運営の在り方

施設管理の専門性、施設利用の公平性・公益性、個人情報管理、類似施設の状況 等

利用者の満足度

利用者数の状況、利用条件、サービスの提供内容、利用者の意見・要望に対応する運営の柔軟性、施設の魅力を引き出す企画力 等

運営の効率性

経費の削減、費用対効果、施設機能の活用状況、民間能力の活用状況 等

県民とのパートナーシップ

NPO等県民とのパートナーシップ、受皿となる団体の成熟度 等

## (2) 管理形態

### 直営管理

次の項目に該当する施設は直営で管理する。この場合は、具体的な理由を明らかにする。

#### ア 個別法の規定により指定管理者制度を導入できない施設

- ・三方原学園 ・沼津、清水、浜松技術専門学校 等

#### イ 県施策との一体性や施設管理の専門性から、県直営以外は不相当と判断される施設

- ・地震防災センター ・吉原林間学園 ・磐田学園 ・浜松学園 等

#### ウ 施設の設置目的の達成、効率性などから県直営の方が相当と判断される施設

- ・工業技術センター開放試験室、共同研究室 ・インキュベーションセンター 等

### 指定管理者制度

民間事業者を含む団体に管理を委ねることが可能な施設は、指定管理者制度の活用を検討する。この場合は、施設の設置目的や利用者の意見・要望を踏まえ、設置者として指定管理者の果たすべき使命と期待する成果を明確にする。

### 地方独立行政法人制度

地方独立行政法人の対象業務に該当する場合は、直営管理及び指定管理者制度による管理等と比較し、最も効果的に施設の設置目的を達成できる管理形態であることを明確にする。

- ・県立大学

### 個別法による管理

管理運営に特殊性が認められる施設については、個別法による管理を検討する。この場合は、指定管理者制度による管理と比較し、より効果的・効率的に施設の設置目的を達成できる管理形態であることを明確にする。

- ・土地改良施設（管理委託制度）

県営土地改良事業によって生じた土地改良施設を土地改良区等に管理させることができる。（土地改良法第94条の10）

- ・県営住宅（管理代行制度）

地方住宅供給公社は、事業主体の同意を得て、公営住宅の管理を行うことができる。この場合において、代行者は代行事務の実施に必要となる事業主体の権限を代行する。（公営住宅法第47条第1項及び第3項）

(資料 21) 県直営の公の施設 (在り方の検討状況)

制度導入に個別法の制約がない施設 (49 施設) 港湾は港湾単位で 1 施設とする。

部局	施設名	施設数	管理方針	内 容
総務	地震防災センター	1	直営	国や防災関係機関等との緊密な協力関係から得た最新の知見と資料を即座に県民に提供する必要性から高い専門性が求められ、直営による管理が適当である。
生活・文化	県立美術館	1	(未定)	18 年度中に経営のあり方について方針を決定する。その際、指定管理者制度導入の可否についても検討する。
	男女共同参画センター	1	指定管理者制度	19 年度から指定管理者制度を導入予定。
健康福祉	吉原林間学園	1	直営	現状では被虐待児治療・支援の専門的機能を有する県唯一の施設であり、直営による管理が適当である。
	富士見学園	1	指定管理者制度	20 年度を目途に指定管理者制度を導入予定。
	磐田学園	1	直営	強度行動障害児等の処遇困難ケースの受入れや、それに対する援助技術のノウハウを確立させるための専門施設として直営による管理が適当である。
	浜松学園	1	直営	確実に一般就労に結び付けている県内の代表的な授産施設であり、就労移行型のモデル的な福祉施設として、直営による管理が適当である。
商工労働	工業技術センター (沼津、富士、静岡、浜松) の開放試験室及び共同研究室	4	直営	工業技術センターの付帯施設であり、工業技術センターが施設管理や技術支援を行っているため、指定管理者制度を導入した場合、一体的な管理ができなくなるほか、管理運営経費が増加するため直営による管理が適当である。
	マルチメディア情報センター	1	(未定)	18 年度中を目途に施設のあり方について検討する。
	インキュベートセンター (沼津、富士、浜松都田)	3	直営	工業技術センターに併設する施設であり、工業技術センターが施設管理や技術支援を行っているため、指定管理者制度を導入すると一体的な管理ができなくなるほか、管理運営経費が増加するため直営による管理が適当である。
農業水産	漁業高等学園	1	(未定)	17 年度に教育課程を変更したため、19 年度までの 3 年間で入学者数などを検証し、20 年度中に在り方を検討する。
土木	県営港内にある港湾施設	14	直営	民間事業者に対する港湾施設の利用調整業務と港湾法による地方自治体が行う管理運営業務とは切り離せないことから、直営による管理が適当である。
都市住宅	浜名湖ガーデンパーク	1	(未定)	18 年度に利用状況等について検証し、19 年度中に管理運営方針を検討する。
企業	工業用水道事業 (7 事業)	7	直営	浄水場等施設の運転管理については、休日・夜間の民間委託を導入済である。18 年度からは、非常勤職員のみによる施設運営体制とするなど、直営による更なるコスト削減を実施する。
	水道事業 (3 事業)	3		

部局	施設名	施設数	管理方針	内容
教育委員会	総合教育センターの一部 (開放施設のみ)	1	直営	総合教育センターとして一体で管理しているので、一般開放部分だけ切り離して指定管理者制度を導入するのは効率的ではなく、直営による管理が適当である。
	中央図書館	1	直営	選書、調査相談などの基幹業務や市町立図書館の支援を行うためには、直営による管理が適当である。
	春野山の村	1	閉所	19年度末閉所予定。
	富士山麓山の村	1	指定管理者制度	最短で19年度から指定管理者制度を導入予定。
	朝霧野外活動センター	1	指定管理者制度	19年度から指定管理者制度を導入予定。
	三ヶ日青年の家、 焼津青少年の家、 観音山少年自然の家	3	直営	朝霧野外活動センターで指定管理者制度を導入し、多様化するニーズの動向等を研究・評価した上で、21年度までに制度導入の可否を検討する。

制度導入に個別法等の制約がある施設(844施設) 道路は1路線で1施設とする。

部局	施設名	施設数	管理方針	内容
健康福祉	こども家庭相談センター 総合支援部診療所	1	直営	厚生労働省通知「医療法人以外の営利を目的とする者は指定管理者となることができない。」 発達障害児に対し診療所の医学的診断を基に個別プログラムを策定、支援することを目的としており、直営による管理が適当である。
病院	県立3病院	3	(未定)	厚生労働省通知「医療法人以外の営利を目的とする者は指定管理者となることができない。」 地方独立行政法人化も視野に入れた運営体制を検討する。
がんセンター	静岡がんセンター	1	(未定)	厚生労働省通知「医療法人以外の営利を目的とする者は指定管理者となることができない。」 県立3病院の状況を踏まえ、19年度に予定している全床開棟後の経営・管理の形態について検討する。
農業水産	ダム(土地改良施設)(大代川、原野谷川、大倉川、都田川)	4	直営	防災目的により設置され、洪水時には緊急の対応が必要となるため、直営による管理が適当である。 管理が比較的容易な施設(大代川、原野谷川)は、土地改良法に基づき地元市へ管理委託する。
	稲取漁港、静浦漁港、 焼津漁港、網代漁港、 妻良漁港(いずれも指定管理者制度導入以外の施設)	5	直営	漁港管理者は県であり、漁業活動に支障とならない範囲で設置しているプレジャーボート係留・保管施設のほかに、指定管理者制度になじむ漁港施設がないため、直営による管理が適当である。
	戸田漁港、舞阪漁港、 福田漁港	3		
土木	道路(297路線)	297	直営	指定管理者制度を導入しても事実行為しか行えず(国土交通省通知)制度導入の効果は薄いため直営による管理が適当である。
	河川(525ヶ所)	525	直営	指定管理者制度を導入しても事実行為しか行えず(国土交通省通知)制度導入の効果は薄いため直営による管理が適当である。
都市住宅	流域下水道(5ヶ所)	5	直営	市町村合併により28年度までに3流域が市に移管されることや、整備途上であることなどから直営による管理が適当である。

指定管理者制度を導入できない施設（154 施設）

部局	施設名	施設数	管理方針	内 容
企画	県立大学	1	公立大学 法人	学校教育法第5条「設置者が管理する。」 19年4月を目途に公立大学法人化を図る。
	県立大学短期大学部	1		
健康 福祉	東部看護専門学校	1	直営	学校教育法第5条「設置者が管理する。」
	女性相談センター	1	直営	婦人相談所に関する政令第1条及び第2条第2項 「所長及び判定をつかさどる職員は吏員である。」
	三方原学園	1	直営	児童福祉法施行令第36条第5項「施設の長、児童自立支援専門員及び児童生活支援員は吏員をもって充てる。」
商工 労働	技術専門学校（沼津、清水、 浜松）あしたか職業訓練 校	4	直営	職業能力開発促進法第16条の趣旨から設置者が管理 運営を行う。
農業 水産	農林大学校	1	直営	学校教育法第5条「設置者が管理する。」
土木	海岸	24	直営	海岸法第5条「海岸保全区域の管理は知事が行う。」
教 育 委 員 会	高等学校（99校） 盲・聾・養護学校（19校） 中学校（2校）	120	直営	学校教育法第5条「設置者が管理する。」

## 県営都市公園外部評価制度の概要

### 1 主旨

- ・指定管理者の業務遂行状況・目的達成状況の評価に関して、第三者の視点を確保し、透明性と客観性を向上させる。
- ・P D C Aサイクルによる効率的・効果的な公園管理運営としての事業評価制度を確立する。
- ・指定管理者、設置者が、同じ基準で公園の管理運営の評価を行い、それを基に改善、意見交換を行い、協働による公園の管理運営を目指す。

### 2 実施体制

- ・都市公園の利活用等、管理運営に係る課題の検討及び諮問機関である静岡県都市公園懇話会を母体とし、外部評価委員会を構成する。
  - ・外部評価委員長・北大路信郷教授（明治大学大学院）他 5 名

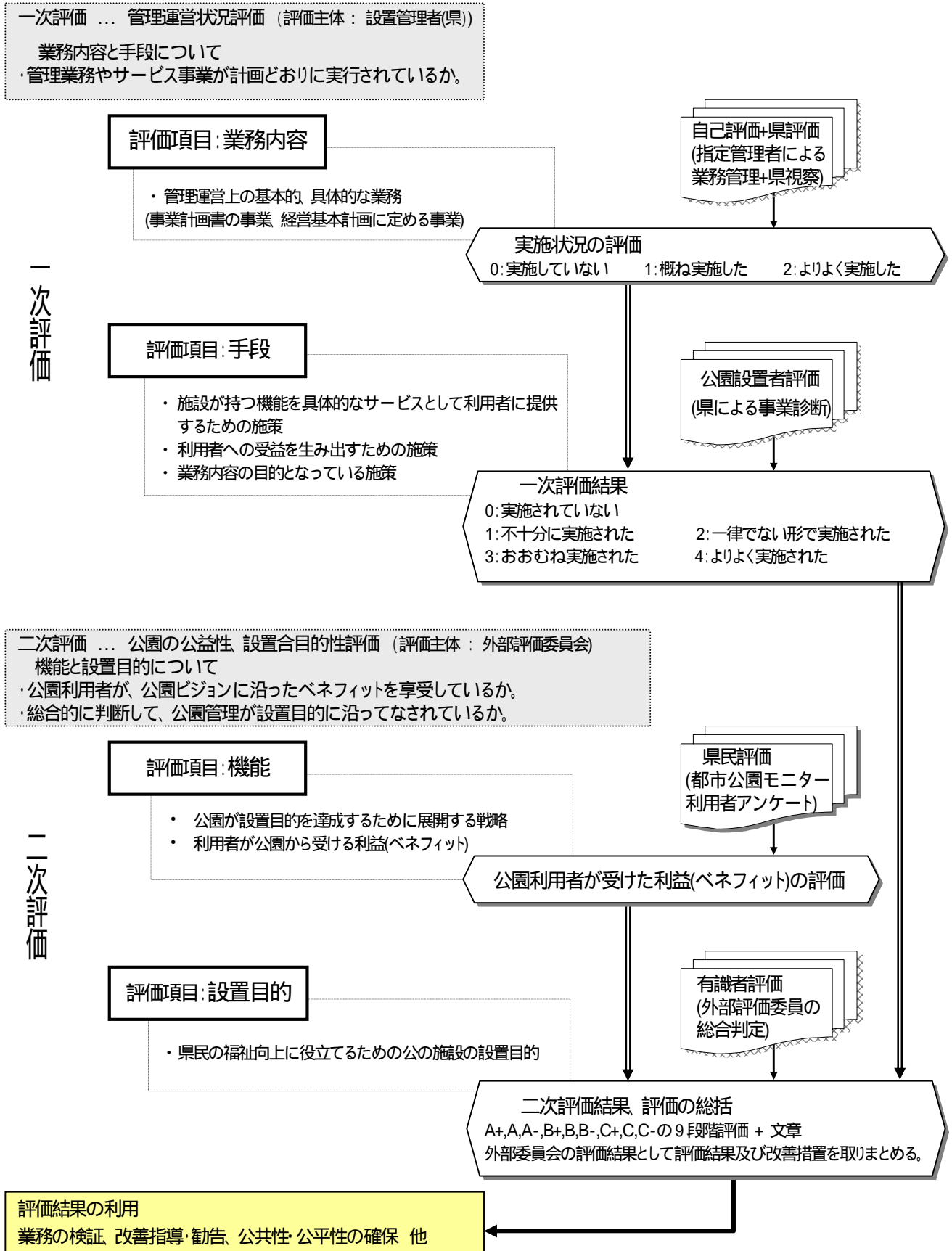
### 3 管理運営評価の基本的な考え方

- ・公園の設置目的達成のため、公園の管理運営の具体的内容や遂行状況の評価を行う。
- ・公園の管理運営が、利用者重視、成果重視の管理運営となるよう、成果の検証、業績の測定を行なう。
- ・県民の視点に立った評価及び意見等を収集し、反映する。
- ・公園の目的、業務体系を表したパークマネジメント・カルテを主体として行なう。
- ・実施内容の評価(一次評価)、成果(改善効果)の評価(二次評価)の二段階で評価する。
- ・公園の管理運営の成果や業績について検証や測定の結果を評価結果として公表し、設置管理者としての説明責任を果たすとともに、透明性を高め、県民参画の機会を提供する。

### 4 評価制度の確立方法

- ・平成 17 年度は、富士山こどもの国において、パークマネジメント・カルテを制作し、試行的に管理運営について評価を行い、平成 18 年度に向けて、指定管理者制度における県営公園の事業評価制度を確立する。

## 外部評価制度の概要 (フローチャート)



(資料23) 民間委託による定員削減の主な事例

業務の種類	内 容	開始年度	削減数(人)
税務事務補助	納税証明書交付、督促状発送、陸運事務所窓口事務	H10	10
動物保護	放浪犬等の保護及び収容	H3	15
医療事務	県立病院窓口受付、レセプト作成	H14	2
中小企業近代化資金	中小企業者の設備近代化に必要な資金の貸付	H10	1
計量検定	特定計量器の定期検査	H11	4
中小企業大学運営	中小企業経営者等に対する講座運営	H12	1
経営診断	中小企業者への高度化資金貸付に伴う診断	H13	6
農業普及	農業経営改善指導、普及関係情報収集	H10	4
育種場運営管理	緑化木生産、種子生産、さし木苗生産	H12	2
種苗生産	魚介類(マダイ・アワビ)の種苗の生産	H17	3
道路維持補修	県道の維持・補修	S62	70
用地取得	用地交渉、土地・物件現地調査、契約締結補助	H10	23
工事施工管理	県発注工事の監督、立会、調査	H12	2
道路パトロール	道路の巡視	H12	6
水質管理	水道施設の水質管理	H15	1
水道施設管理	水道施設の維持管理	H17	1
公用車運転	公用車の運転、管理	H4	32
職員住宅管理	職員住宅の修繕補修、設備の維持管理	H10	1
コンピュータ管理	大型コンピュータの保守管理	H11	8
監査事務	予備監査(定期監査、財援団体監査、例月出納検査)	H14	5
総務事務	給与及び旅費等の支給	H14	23
職員研修	県職員・町村職員研修の企画、準備、実施、評価	H16	4
行政書士試験	行政書士試験(合格決定を除く事務)	H12	1
図書館事務	大学附属図書館の図書目録作成、貸出、延長開館	H13	2
観光宣伝	観光宣伝事務	H13	2
合 計			229

(注) 平成17年度までの実績



## (資料 24) 総務事務センターの概要

本県では、平成 10 年度から給与や旅費などの総務事務の集中化に取り組み、平成 14 年度から、全国に先駆けて本庁に「総務事務センター」を設置し、民間委託を進めている。事務手続には、パソコンネットワークを活用し、職員一人一人が旅行命令などの情報を自らのパソコンから発生源入力し、電子決裁を活用するなど、効率的な仕組みとしている。平成 18 年度以降、「総務事務センター」の対象を出先機関にも広げていく。

### 1 経 緯

<本 庁>

平成 10 年度～ 部局内で「総務事務の集中化」(職員 25 人)

平成 14 年度～ 「総務事務センター」設置(職員 16 人)

<出先機関>

平成 12 年度～ 総合庁舎内で「総務事務の集中化」(職員 14 人)

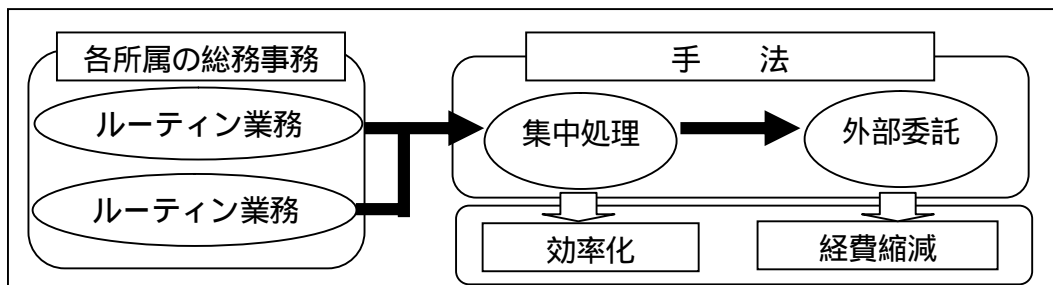
平成 16 年度～ 大規模総合庁舎で民間委託(職員 5 人)

### 2 概 要

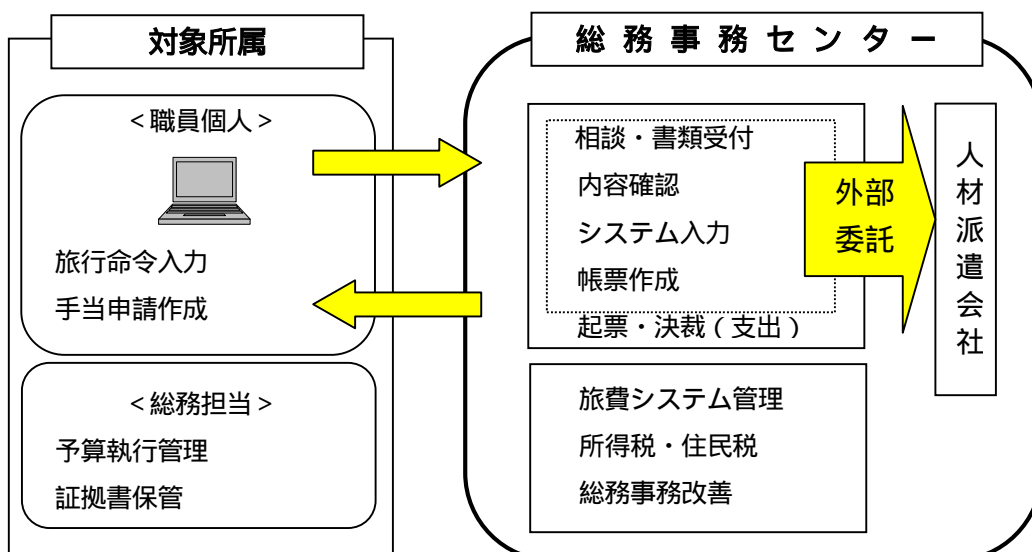
#### (1)対象事務

旅費、報酬、報償、賃金、給与、互助会・共済組合諸手当

#### (2)手 法



#### (3)事務の流れ



(資料 25) 県民サービス向上プラン (平成 13 年 3 月) の概要

1 策定の趣旨

県民本位の質の高い行政サービスを提供していくためには、これまで実施してきた規制緩和の取組に止まらず、県民に直接関係している行政サービスについて、

- ・ 県民の多様なニーズに対応した選択肢の拡大
- ・ IT を活用した行政サービスの利便性の向上や迅速化
- ・ ユニバーサルデザインの考え方に基づくわかりやすい案内誘導
- ・ 適切な行政情報の提供

などに着目し、行政サービス全般の質の向上を図っていくことが必要である。

このような観点から、県有施設や行政手続について見直しを行い、平成 12 年度から 15 年度までの期間におけるサービス向上のためのプランを取りまとめた。

2 特徴

県有施設や行政手続における、1,795 件のサービス向上策を掲載した。

個別の向上策ごとに実施時期 (平成 12 ~ 15 年度) を明記したアクションプランとし、着実に実施することとした。

3 内容

取組の視点	内 容	取組件数	
		計画	実績
県有施設におけるサービスの向上	利用申込みにおけるサービスの向上 ・ 草薙総合運動場等の空き情報のホームページ掲載 等	5	5
	利用時間の拡大 ・ 県立大学附属図書館の土曜日開館 等	6	6
	わかりやすい庁舎案内 ・ ユニバーサルデザインに配慮した案内表示設置 等	24	24
	新たなサービスの提供 ・ 県立美術館の年間パスポートの発行 等	20	20
行政手続におけるサービスの向上	受付時間の拡大 ・ グランシップの利用申込時間の延長 等	2	2
	手続の簡素化、迅速化 ・ 市町村への権限移譲 404 件、押印省略 39 件 等	460	460
	提出方法、提出先の改善 ・ 電子メール、FAX、郵送による提出 等	293	266
	インターネットを使ったサービスの提供 ・ 申請書のダウンロードサービス 等	958	913
	その他サービスの充実 ・ 試験合格発表の掲示場所の追加	2	2
行政情報の提供によるサービスの向上	インターネットを使った情報提供 ・ 携帯電話用ホームページの開設、拡充 等	19	19
	わかりやすい印刷物の提供 ・ 「わかりやすい印刷物の作り方」パンフレットの作成等	6	6
計		1,795	1,723

(注) 未実施の 72 項目は、法律等の改正による様式の廃止、県以外の機関への移管等により、改善が不要又は困難となった項目

## 1 趣旨

平成 18 年 2 月 24 日に行われた静岡県市町村合併推進審議会の答申を踏まえて、県では、静岡県市町村合併推進本部において、「静岡県市町村合併推進構想」を策定した。

なお、同審議会は、構想対象市町の組合せの未審議の 7 つの地区について、18 年度に引き続き審議を行い、結論を得た時点で再び答申を行うこととしているため、県としては、その答申を踏まえて構想の変更を行う予定である。

## 2 構想の概要

### 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

#### 1 全国的な市町村を取り巻く環境変化

- 少子・高齢社会の到来
- 市町村が果たすべき役割の変化
- 国・地方における財政状況の悪化

#### 2 合併推進の必要性

- 行政区域を越えた生活圈域の拡大
- 税収の減少と行政サービス需要の増大
- 行政サービスの格差の拡大
- 地方分権の推進と自治能力の向上

#### 3 本県の市町村の望ましい姿

- 県と市町村との役割分担
- 県 大型の社会資本整備、広域の産業経済振興政策、高度医療等に特化
- 市町 住民に身近な行政サービスを一元的に提供
- 県として目指す市町村の姿
- 市町の行政区域は可能な限り日常生活圏と一致させる
- より権限と財源の充実した自治体への移行を目指す

### 県内市町村の現況及び将来見通し

#### 1 本県の人口及び少子・高齢化等の見通し

- 全国と同様、総人口が減少する中で老年人口の割合が増加

#### 2 県内市町村の行財政運営等の現況と見通し

- 厳しい行財政運営の状況
- 住民サービス等の格差の状況
- 小規模市町(人口 1 万 5 千未満の町)の状況
- 財政シミュレーションでは、小規模市町の多くが近い将来赤字

#### 3 県内で行われた市町村合併の効果分析

- 平成 16 年 4 月に合併した伊豆市と御前崎市の合併効果の分析

## 自主的な市町の合併の進め方

### 1 合併推進に当たっての方針

県と市の役割分担を踏まえ、合併新法の期限内の実現可能性を考慮して、自主的な市町の合併を可能な限り推進

構想の実現のため、的確な情報提供や合併協議等への支援を実施

### 2 合併推進に当たっての課題

合併への認識不足

合併問題を適切に判断するための情報不足 等

こうした課題の克服のため、住民の理解と市町長や市町議会のリーダーシップが不可欠

## 構想対象市町の組合せ

### 1 構想対象市町の基本的な考え方

本県では、基本指針を踏まえ、以下の地区を本構想の対象とする。

人口1万5千未満の町を含む地区

生活圏が一体化している地区

中核市を目指した合併を検討する必要がある地区

### 2 合併を推進する市町の組合せ

#### (1) 人口1万5千未満の町を含む地区における組合せ

南伊豆地区 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の1市5町の組合せ

富士宮・芝川地区 富士宮市、芝川町の1市1町の組合せ

静庵地区 静岡市、由比町の1市1町の組合せ

島田・川根地区 島田市、川根町の1市1町の組合せ

#### (2) 生活圏が一体化している地区における組合せ

富士・富士川地区 富士市、富士川町の1市1町の組合せ

### 3 今後の取組

上記の5つの地区については、今回、本構想の対象とした。それ以外の熱海・伊東・田方地区、北駿地区、志太地区、榛南地区、中遠地区、西部地区及び東部地区の7つの地区については、静岡県市町村合併推進審議会が、引き続き市町の合併意向調査を実施して合併の必要性や組合せについて審議を行い、結論を得た時点で改めて答申を行うこととしているため、県としては、その答申を踏まえて構想の変更を行うこととする。

## 市町の合併の推進のための措置

本構想の実現のため、「新静岡県市町村合併支援プラン」に基づき、的確な情報提供や合併協議・合併後のまちづくり等への支援を実施

### 1 合併前の支援策

的確な情報提供や助言等、人的支援、財政的支援、住民の相互交流への支援、その他の支援（組合せごとの個別課題に対応した支援）

### 2 合併後の支援策

情報提供、人的支援、財政的支援、その他の支援（合併前と同じ）

### 3 勧告等の取扱い

自発的な合併への取組みを期待するが、一定期間経過後も合併協議会が設置されない場合等においては、勧告等についても検討する。

## (資料27) 新静岡州市町村合併支援プラン(平成18年3月)の概要

### 1 趣旨

合併新法の下で県内市町の自主的な合併を促進するとともに、新しいまちづくりが着実に進められるよう、市町村合併推進本部において、「新静岡州市町村合併支援プラン」を策定した。

また、構想に位置付けた合併を実現するため、構想の対象地区ごとの合併に取り組む上での課題に対応した支援について、今後検討を行い、この支援プランの中に追加していくこととする。

### 2 支援プランの概要

#### (1) 対象地域

原則として、次に掲げる市町を対象とする。

構想に位置付けられた構想対象市町

新法に基づいて合併した市町

構想対象の組合せどおりの合併を実現するため、国の支援プランに準じた対象地域を設定する。

#### (2) 新支援プランの主な内容

財政的支援

合併推進団体支援事業

- ・ 構想対象市町が設置する合併協議会が実施する調査研究事業に対する助成  
補助率 1 / 2 以内、補助限度額 3 百万円
- ・ 合併新法の下で合併推進を図る公共的団体等が実施する事業に対する助成  
補助率 1 / 2 以内、補助限度額 1 百万円

人的支援

合併協議会への県職員の派遣

構想に位置付けられた対象市町からの要請に基づき、必要に応じて、県職員を合併協議会事務局へ派遣する。

旧合併特例法の下では小規模な市町村への派遣に限ったが、今回は、派遣が必要と判断する市町に積極的に対応する。

施策分野別の主な支援事業

各部局が施策分野別に県事業の優先実施や補助事業の優先採択を行う。

各部局で実施する主な支援事業

- ・ バス運行対策費補助事業(企画部)
- ・ 商工会合併環境整備事業費助成(商工労働部)
- ・ 案内標識設置に対する支援(土木部)
- ・ 大規模地震等総合支援事業(防災局) など

支援の詳細について今後検討を行う支援

#### ア 地域の課題に対応する支援措置

構想対象の地区ごとに合併に取り組む上での課題に対応した支援を行う。

支援内容の詳細については、各地区ごとの支援内容がまとめ次第追加する。

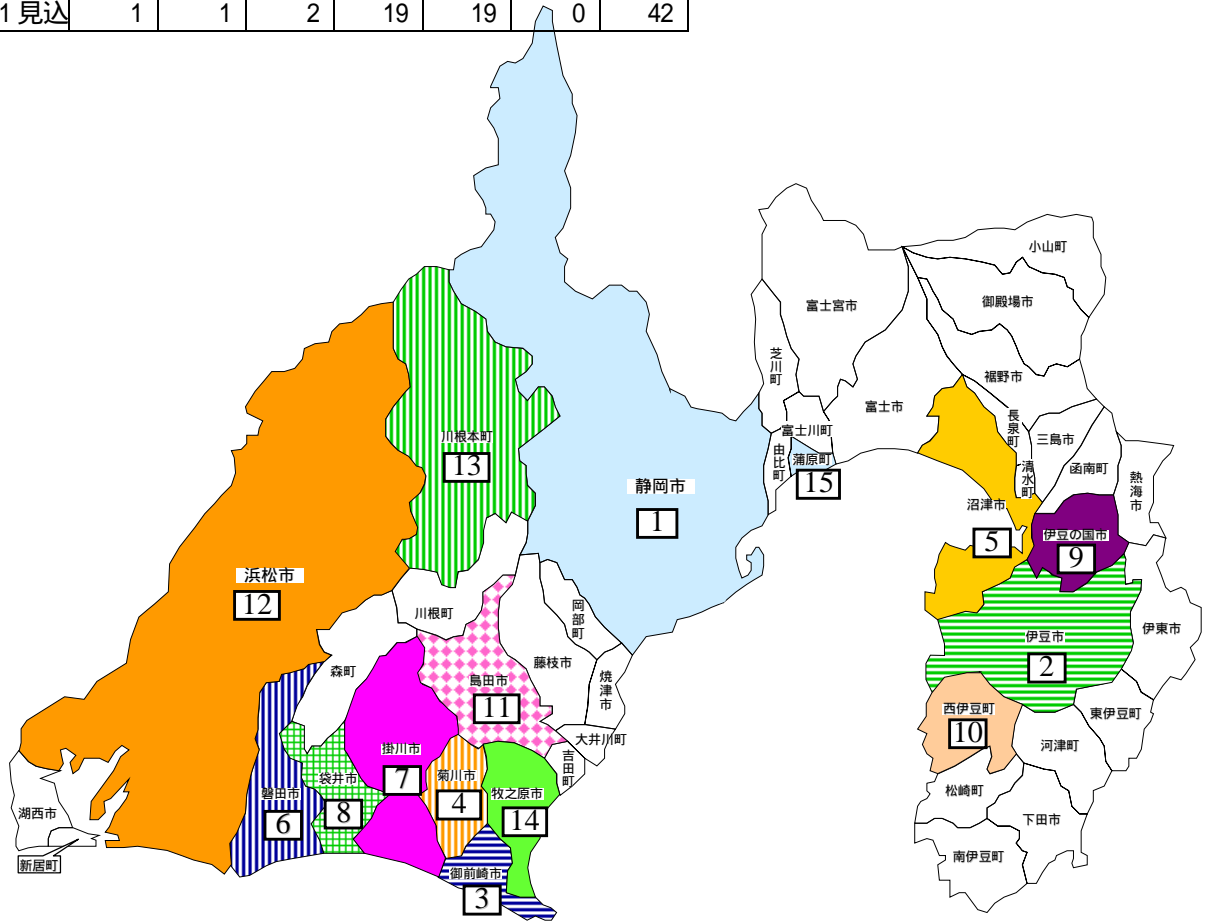
#### イ 道路等整備事業による支援

構想対象市町の合併を支援するため、道路(街路、農道、林道及び漁港関連道等を含む。)の整備事業を推進する。

支援内容の詳細については、国の支援内容がわかり次第追加する。

(資料28) 市町村合併の状況

	政令市	中核市	特例市	一般市	町	村	合計
15.3.31 現在	0	2	3	16	49	4	74
18.4.1 見込	1	1	2	19	19	0	42



合併した地域

No	新市町名	関係市町村
1	静岡市	静岡市、清水市 合併年月日：平成 15 年 4 月 1 日
2	伊豆市	修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町 合併年月日：平成 16 年 4 月 1 日
3	御前崎市	御前崎町、浜岡町 合併年月日：平成 16 年 4 月 1 日
4	菊川市	小笠町、菊川町 合併年月日：平成 17 年 1 月 17 日
5	沼津市	沼津市、戸田村 合併年月日：平成 17 年 4 月 1 日
6	磐田市	磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村 合併年月日：平成 17 年 4 月 1 日
7	掛川市	掛川市、大須賀町、大東町 合併年月日：平成 17 年 4 月 1 日

No	新市町名	関係市町村
8	袋井市	袋井市、浅羽町 合併年月日：平成 17 年 4 月 1 日
9	伊豆の国市	伊豆長岡町、菰山町、大仁町 合併年月日：平成 17 年 4 月 1 日
10	西伊豆町	西伊豆町、賀茂村 合併年月日：平成 17 年 4 月 1 日
11	島田市	島田市、金谷町 合併年月日：平成 17 年 5 月 5 日
12	浜松市	浜松市、天竜市、浜北市、春野町、龍山村、佐久間町、水窪町、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町 合併年月日：平成 17 年 7 月 1 日
13	川根本町	中川根町、本川根町 合併年月日：平成 17 年 9 月 20 日
14	牧之原市	相良町、榛原町 合併年月日：平成 17 年 10 月 11 日

大臣告示済みの地域

No	新市町名	関係市町村
15	静岡市	静岡市、蒲原町 合併予定年月日：平成 18 年 3 月 31 日

# 地方税一元化構想

## 1 地方税一元化とは

現在、地方税の課税から徴収に至る一連の事務については、県税は8カ所の財務事務所、市町村税は市や町の税務課等でそれぞれ行われている。そこで、これらの事務について、納税者の利便性向上と事務の効率化を図る観点から、県、市町村固有の課税権を尊重しつつ、広域連合である「地方税機構（仮称）」等の専門組織（以下「機構」という。）を設置して共同処理しようとするのが、地方税一元化である。

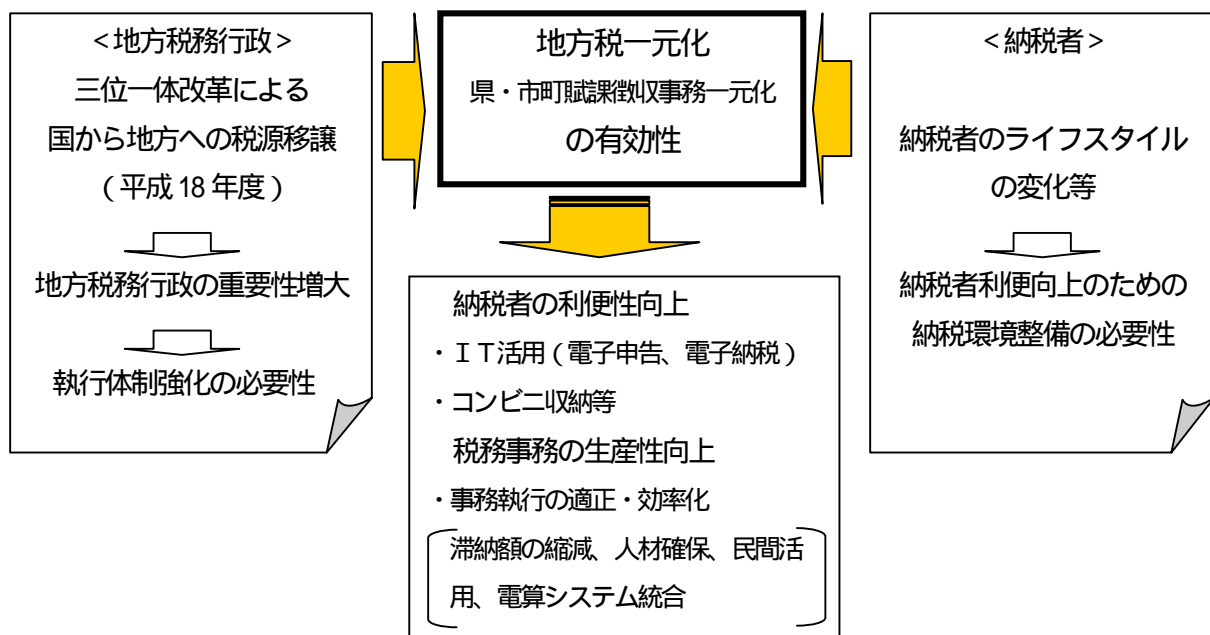
## 2 一元化する事務

機構で取り扱う事務は、県税、市町村税の賦課徴収事務全般である。ただし、県や市町には固有の課税権があることから、税条例の制定、改正や税の賦課決定など課税権の行使に当たる行為は各地方団体が行い、機構はその事務を補助的に処理するものとする。

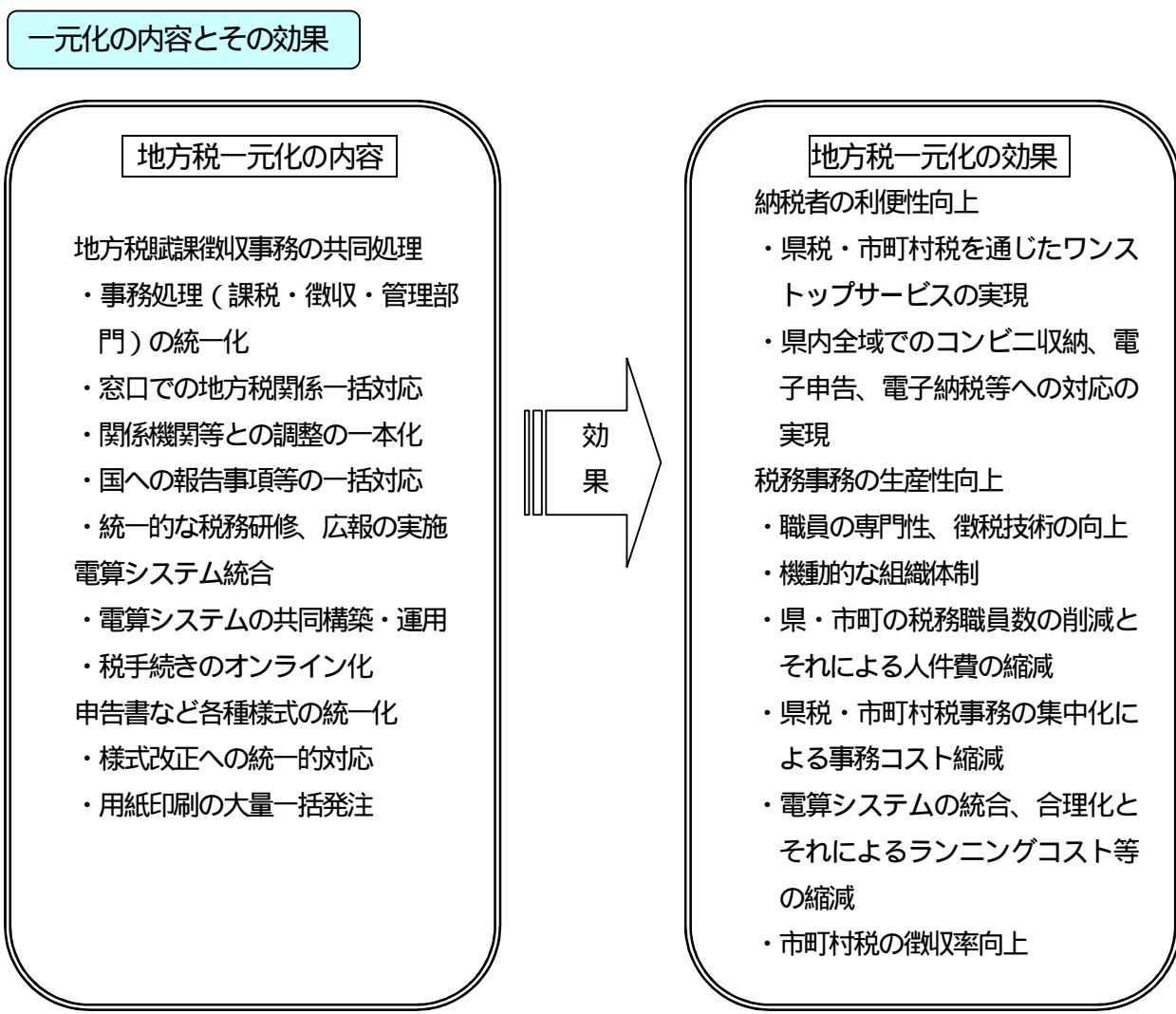
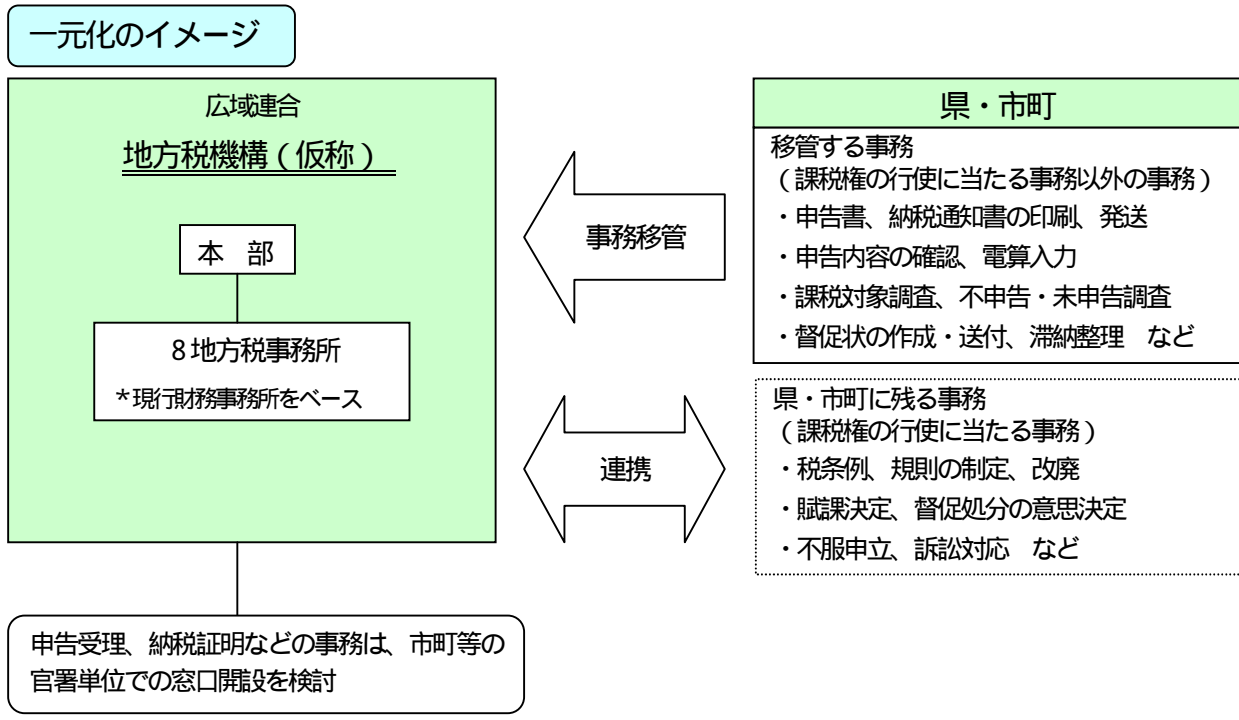
## 3 地方税一元化の効果

- 県税・市町村税のワンストップサービスの実現
- 県内全域でコンビニ収納、電子申告、電子納税等への対応の実現
- 職員の専門性・徴税技術の向上
- 事務の繁閑に機動的に対応できる組織体制
- 県・市町の税務職員数の削減とそれによる人件費の縮減
- 県税・市町村税事務の集中化による事務コスト縮減
- 電算システムの統合、合理化とそれによるランニングコスト等の縮減
- 市町村税の徴収率向上

## 地方税一元化を必要とする背景

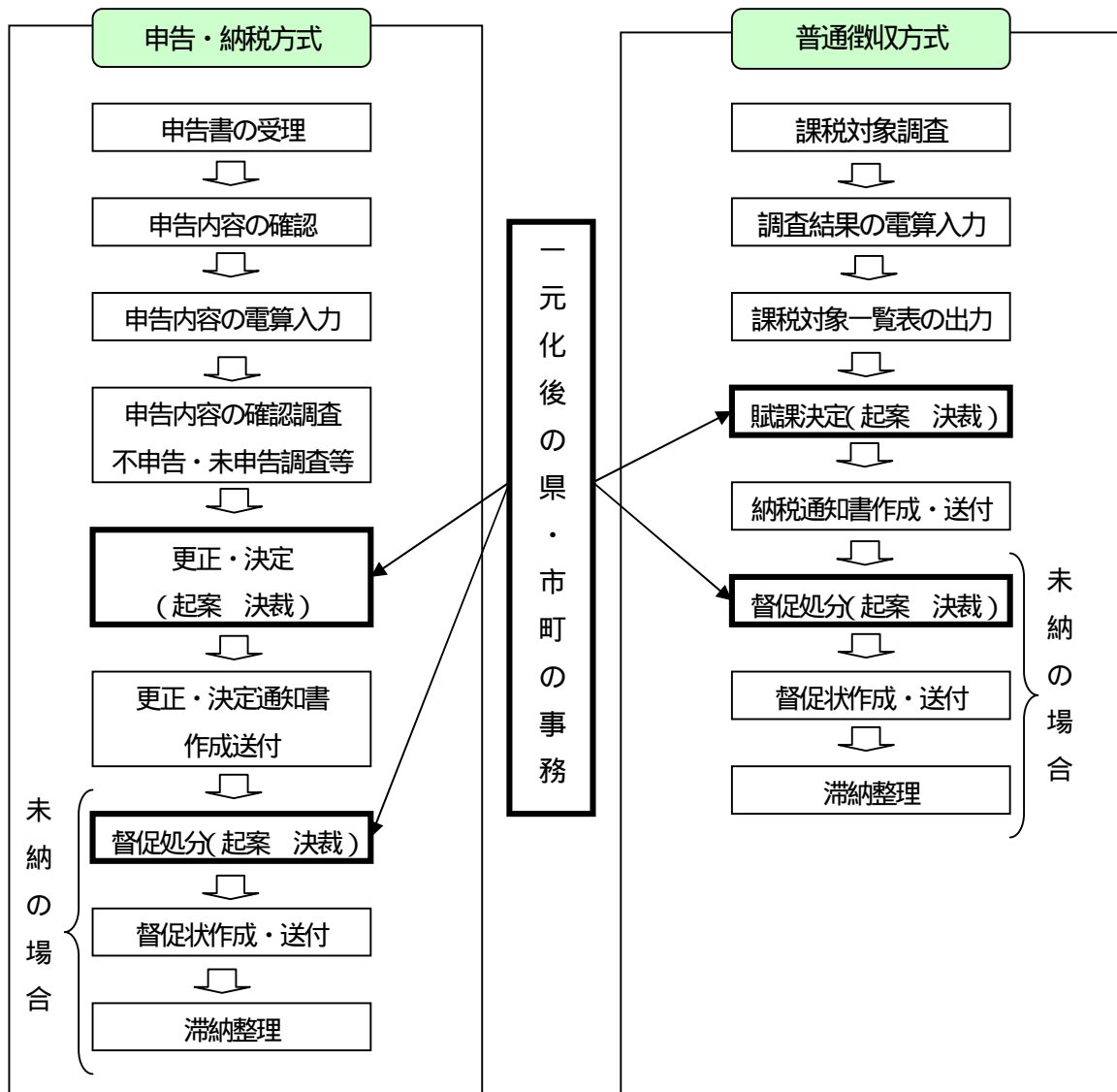


## 地方税一元化のイメージとその効果





地方税の事務フローと県・市町の事務分担



#### 4 機構の組織体制等

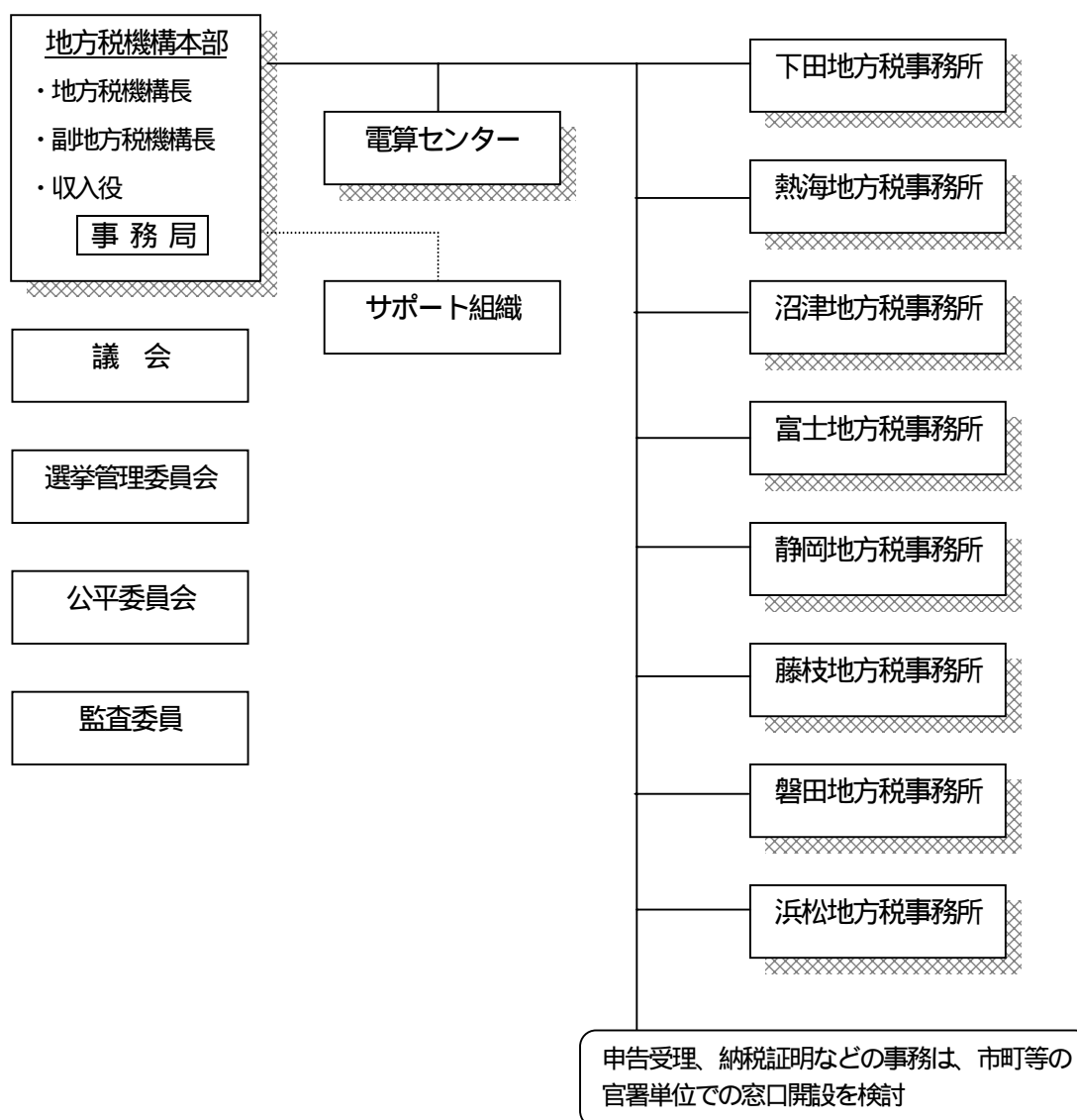
機構は、地方自治法が規定する広域連合であり、同法によれば、機構の長等の役職、議会、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員を設置する必要がある。機構の長等の選出については、他県の広域連合を参考に、今後検討する必要がある。

一元化する組織は、県内の事務を統括する本部、出先機関として、電算システム運用に関する事務を行う電算センターと、賦課徴収事務を行う地方税事務所を配置することが考えられる。

このうち、地方税事務所は、現行8カ所ある県財務事務所の管轄ごとに設置することを基本とするが、箇所数、設置場所等については、今後精査していく必要がある。また、各地の窓口は、現在の市町の窓口によるサービス提供状況を考慮しながら、今後検討する必要がある。

さらに、トラブル等の処理を適切に行うため、弁護士、税理士、警察官OB等の外部の専門家によるサポート体制の整備が望ましいと考えられる。

#### 機構の組織図

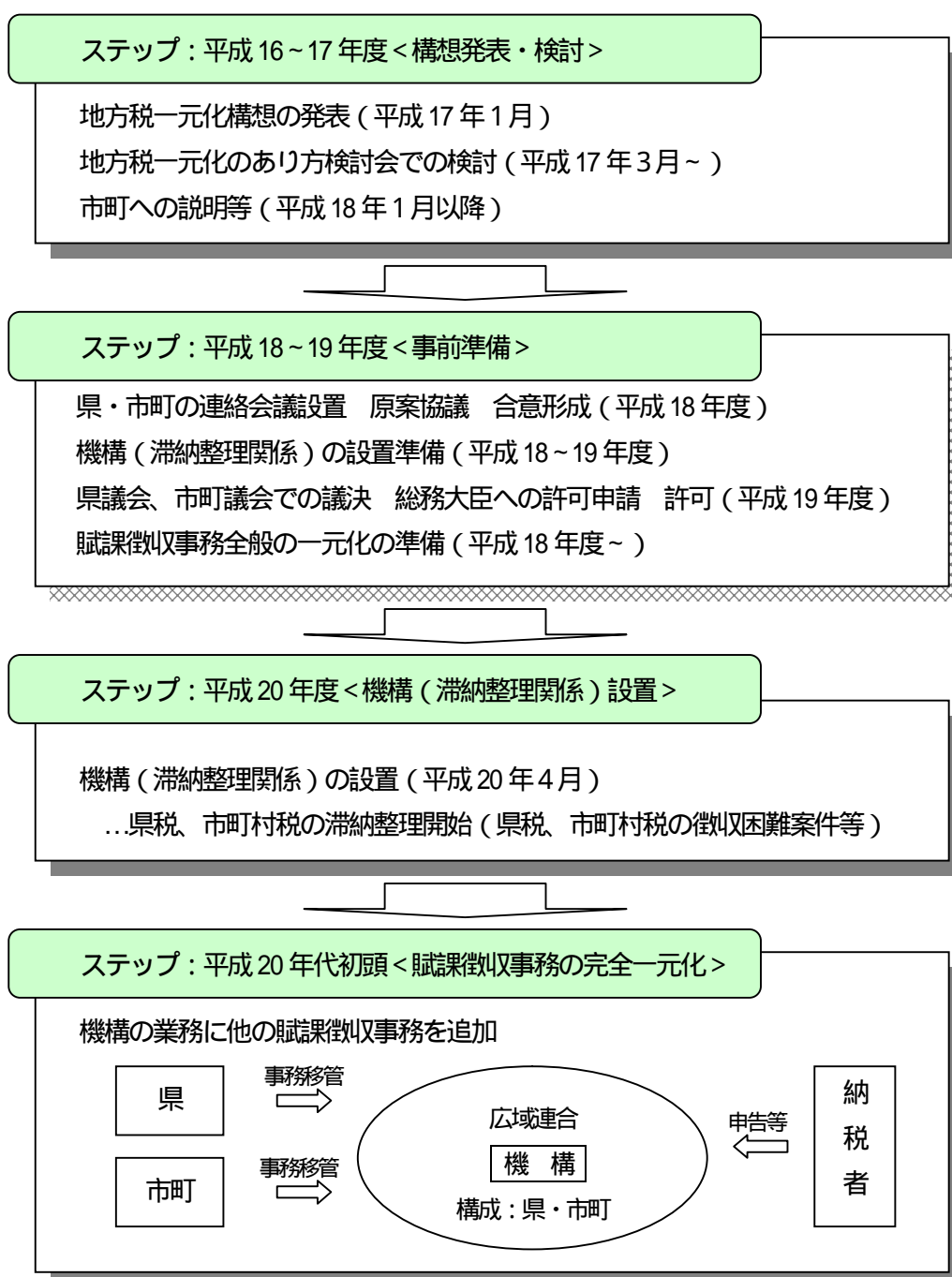


## 5 地方税一元化までの道筋

地方税の賦課徴収事務全般の一元化については、現行法令を検証し、必要があれば制度的な措置をして整合性を図るとともに、事務の詳細整理と分担の決定、県・市町の合意形成、電算システム構築など順を追って行う必要があり、相当の期間を要するので、実現の時期は早くて平成20年代初頭となると考えられる。

しかし、地方税務行政の執行体制の強化は喫緊の課題である。まず、平成20年度を目途に広域連合を設置し、他の地方団体で例のある県税、市町村税の滞納案件（徴収困難案件等）の処理の機能を付与し、これと並行して、県、市町が歩調を合わせて準備を整え、他の機能の一元化の作業を進めることが適切と考えられる。

### 想定されるスケジュール



【人材育成を取り巻く環境】

地方分権の進展による地方の自律性の要請  
 職員の主体的、積極的な行動が求められる  
 情報技術革命の進展等と行政の質的变化  
 行政の有効性、効率性が厳しく問われる時代  
 少子・高齢化と職業意識の変化  
 再任用も視野に入れた職員の能力資質の向上  
 職員がやりがいを実感できる環境づくり

基本的な考え方

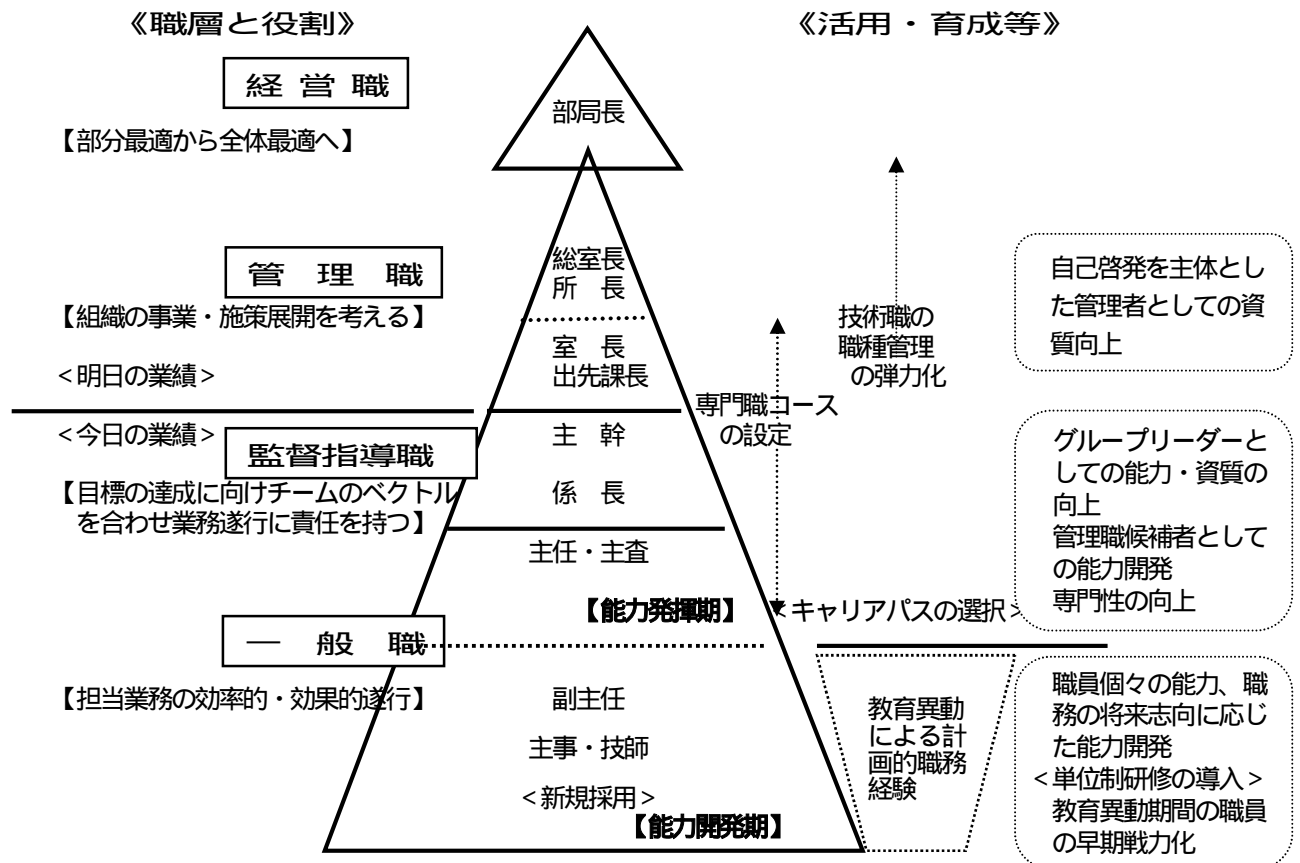
【人材育成の課題】

職員の意識改革と行動の変容を求める取組  
 ・目指す行政運営の大切にする考え方を職員に浸透、定着させる仕組みづくり  
 職員の意欲と能力を引き出し、くみとる仕組み  
 ・職務上の目標に向かって自らを高めていくことのできる仕組みづくり  
 人を育てる職場づくり  
 ・職場における仕事を通じた部下育成の強化

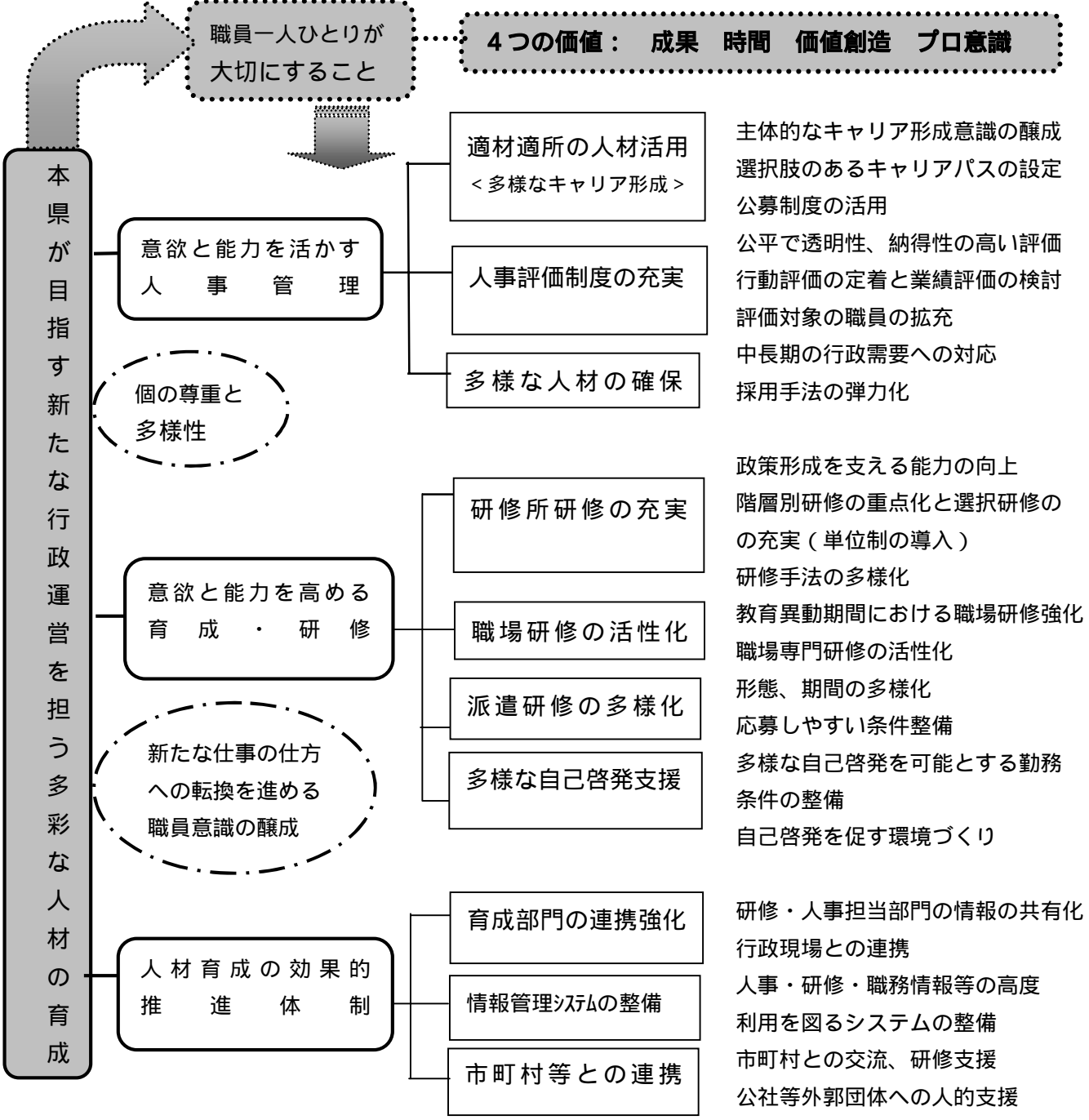
人材育成のポイント

『職員一人一人が大切にすること』 意識改革と組織風土の醸成  
 ・目指す行政運営が大切にしている価値観、考え方を4つの価値として提示  
 ・行政活動の様々な場面で大切にされ、行動の指針となるもの  
 多様なキャリア形成支援 個の尊重と多様性の確保  
 ・職務を通じた自己実現(やりがいと生きがいの実感)と能力開発への支援を行い、職員の意欲と能力を活かす仕組みを構築  
 人を育てる職場づくり 職場研修の推進  
 ・仕事を通じた人材育成(OJTの推進)を進める体制等の強化

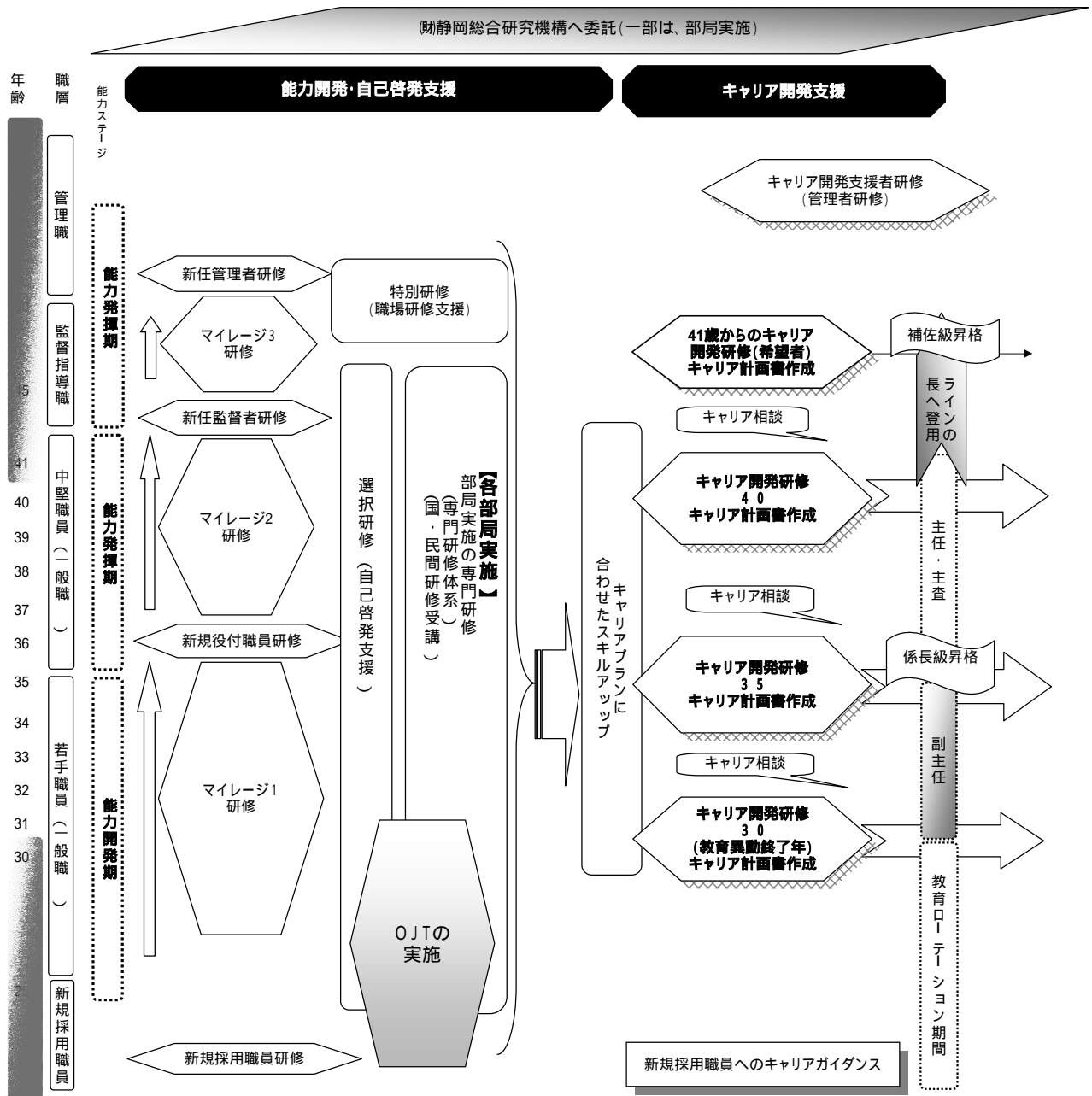
【職層・能力ステージに対応する人材の活用・育成等】



**施策の体系**



(資料 31) 静岡県キャリア・デベロップメント・プログラム (平成 17 年 6 月) の概要

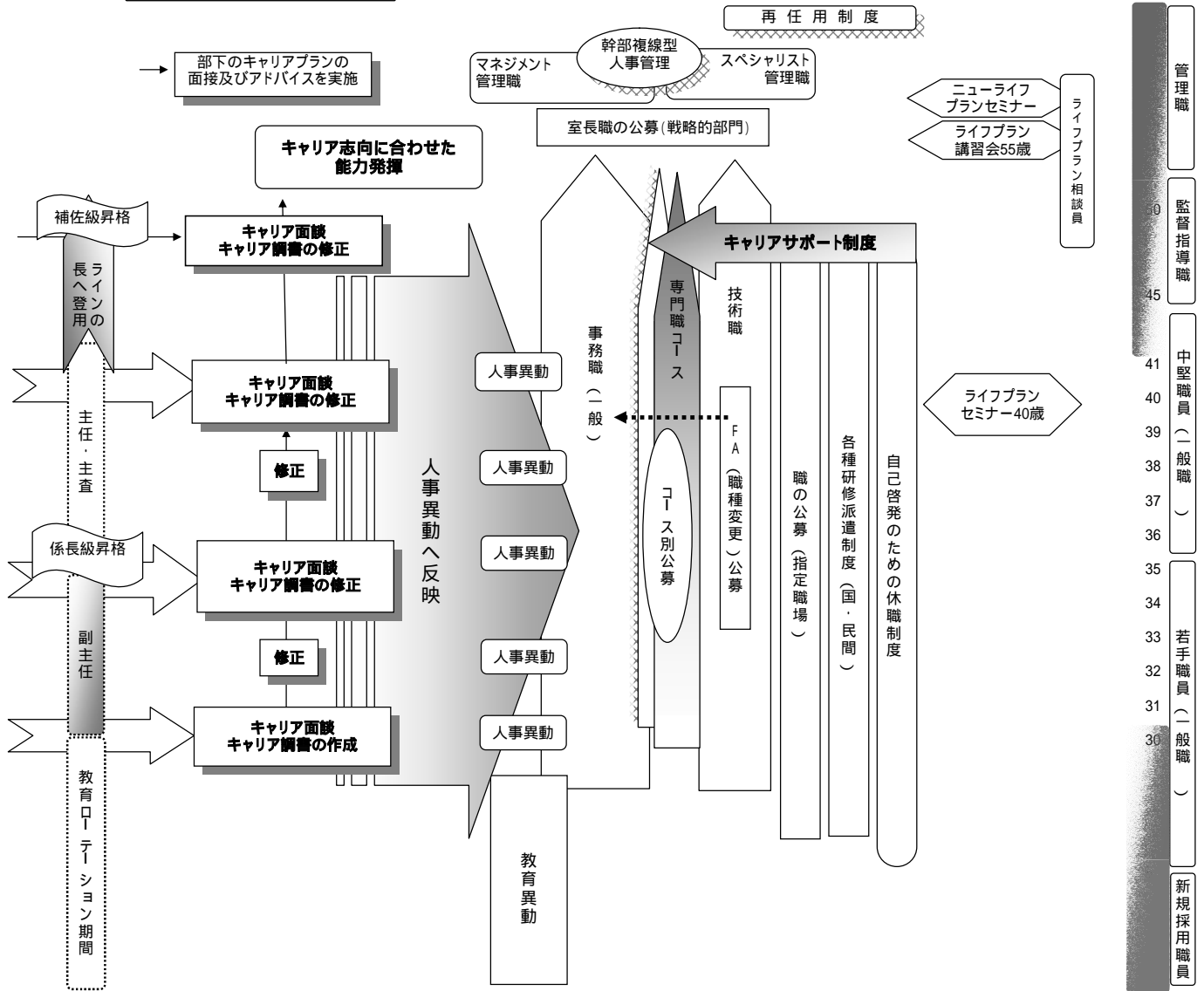


職員のキャリア面談

人事マネジメント

ライフプランサポート

年齢



## (資料 32) 職員公募制度一覧

公募種類 (開始年度)	対象者	内容	応募者
室長職の公募 (平成 11 年度～)	課長補佐級以上の経験が 4 年以上ある課長級、出先次長級又は課長補佐級の職員	本庁室長職を対象	6
課長補佐級以下の職の公募 (平成 7 年度～)	課長補佐級、係長級又は一般の職員(現在の職場が 1 年目の職員は除く。)	公募指定職場・特定業務への公募	57
専門コース別公募 (平成 17 年度～)	教育異動 3 箇所目 3 年目(採用時 25 歳以上の者は 2 年目)以降の係長級又は一般の職員(現在の職場が 1 年目の職員は除く。)	専門コース別公募	11
技術職員の事務分野への交流の公募 (平成 9 年度～)	一般行政職以外の技術職種又は選考職種の職員(現在の職場が 1 年目の職員は除く。)	技術職員の事務分野への登用を公募	6
技術職種から一般行政職への職種変更制度 (平成 9 年度～)	採用後 10 年以上経過した係長級又は一般の技術職員	技術職員の事務職への変更を公募	4
一般行政職から福祉専門職への職種変更制度 (平成 9 年度～)	福祉の実務経験を 3 年以上有する課長補佐級又は係長級の職員	福祉専門職への変更を公募	2
県・市町村人事交流の公募 (平成 13 年度～)	課長補佐級、係長級又は一般の職員(現在の職場が 1 年目の職員は除く。)	特定業務での市町村交流を公募	5
国・民間等への派遣研修の公募 (平成 5 年度～)	派遣先ごとに対象者範囲を設定する。	国・民間企業等への長期研修は県を公募。応募者には面接を実施する。	42

(注)「応募者」欄は平成 17 年度人事異動分の応募者数(合計 133 人)



## 1 財政の中期見通し

### (1) 試算の前提

経済財政諮問会議で審議された内閣府試算で用いられた名目経済成長率を使用

年 度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
名目経済成長率	2.0%	2.5%	2.9%	3.1%	3.1%

ケース 1	ケース 2
<p>&lt; 現行制度における地方財政運営ベース &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・義務的経費等の財政需要増に伴う地方交付税の増額</li> <li>・税収増の一定割合(25%)は、地方交付税の調整(減額)の対象外</li> </ul>	<p>&lt; 18 年度国予算・地方財政対策ベース &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政需要及び税収の増にかかわらず、今後の一般財源総額(地方税、地方交付税及び臨時財政対策債等の合計額)を 18 年度同額で固定</li> </ul>

### (2) 試算結果

(単位: %、億円)

区 分		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
ケース 1	経常収支比率	92.9%	92.4%	91.4%	91.3%	90.3%
	起債制限比率	10.8%	9.4%	8.8%	9.0%	9.5%
	県債残高(通常債)	19,205	18,909	18,559	18,110	17,620
	(特例債含み)	(21,666)	(21,318)	(20,905)	(20,377)	(19,794)
	(通常債 + PFI 事業分)	(19,230)	(19,027)	(18,672)	(18,218)	(17,723)
	財源不足額	341	326	207	122	9
ケース 2	経常収支比率	92.9%	94.1%	93.8%	94.0%	93.9%
	起債制限比率	10.8%	9.4%	8.8%	9.0%	9.5%
	県債残高(通常債)	19,205	18,909	18,559	18,110	17,620
	(特例債含み)	(21,666)	(21,318)	(20,905)	(20,377)	(19,794)
	(通常債 + PFI 事業分)	(19,230)	(19,027)	(18,672)	(18,218)	(17,723)
	財源不足額	341	456	387	333	288

(注) 1 PFI 事業分は、公債費に準ずる債務負担行為に係る PFI 事業分である。

2 特例債は、臨時財政対策債である。

3 浜松市の政令指定都市移行(予定)に伴う影響額は不確定要素が多いため反映しない。

### (3) 健全化の目標

経常収支比率を 90%以下へ

起債制限比率を 15%台に抑制

県債残高 2 兆円程度を上限

## 2 18年度当初予算における財政健全化への取組

### (1) 財源不足額の圧縮に向けた取組

17年度当初予算における財源不足額	499億円
-------------------	-------



歳出のスリム化及び歳入確保		236億円
その他の増減	義務的経費の増加	88億円
	・退職手当の増	(33億円)
	・老人医療費、介護保険等の扶助費増	(55億円)
	-----	-----
	暮らし満足度日本一に対応した新規事業	19億円
	その他の増減	29億円
		78億円



18年度当初予算における財源不足額	341億円
(17年度当初予算比較における財源不足額の圧縮)	(158億円)

### (参考) 歳出のスリム化及び歳入確保の対応状況

歳出のスリム化	・公債費積立額の平準化等、義務的経費の見直し	85億円	144億円
	・市町、民間等との役割分担等見直し	44億円	
	・内部管理経費等の徹底した見直し	15億円	
歳入確保	・健全化目標や公債費負担等を考慮した県債活用	71億円	92億円
	・未利用財産の売却	12億円	
	・基金の有効活用、その他	9億円	
計			236億円

### (2) 基金活用可能額の積増し

(単位：億円)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
当初予算活用額	482	531	489	569	499	341
当初予算編成後残額	150	171	120	117	55	216

歳出のスリム化及び歳入確保等を徹底し、財源不足額を17年度対比で158億円圧縮

19年度以降に備え、基金活用可能額は17年度当初時を161億円上回る216億円を確保

### 3 課題と今後の対応

#### (1) 中期財政見通し状況

ケース1（現行制度による地方交付税の機能が着実に発揮された場合）  
義務的経費の増加に見合う財源措置が講じられ、税収確保努力が一般財源総額の増に結びついた場合には、中期的な財源不足は解消の方向に向かう。

ケース2（17年度及び18年度同様、国予算の動向により左右された場合）  
税収が増加しても、引き続き一般財源総額が据え置かれる場合には、財源不足額は緩やかに縮小するものの、厳しい財政状況が続いていく。

#### (2) 課題

各年度の財源不足を解消するため、徹底した行財政改革は今後とも不可欠である。

国の予算編成の中で地方財政対策が決定される現状においては、中期的な一般財源総額の見通しが明らかにならないため、不安定な財政運営が続く。

#### (3) 今後の対応

##### 県自らの取組

集中改革プランに基づき、更なる行財政改革を強力に推進し、健全財政の枠組みを堅持する。

- ・ N P Mによる予算編成の徹底
- ・ 人件費の抑制（職員数の適正な管理）
- ・ 投資的経費の見直し（機動的かつ弾力的な投資水準の設定等）
- ・ 市町、民間等との役割分担を踏まえた事業見直し（補助金等の見直し等）
- ・ 内部管理経費等の徹底した見直し（民間能力活用等）
- ・ 県税の安定的確保、県債の計画的な管理、その他収入の積極的確保

##### 国への提言

基本的な行政サービスの水準の確保に支障が生じないように、地方交付税の財源保障機能を維持し、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

- ・ 国が法令等により求める行政サービス（教育、福祉等）に係る必要額

地方公共団体の持続可能な財政運営を担保する地方財政制度を構築すること。

- ・ 国と地方の役割分担の明確化とそれに応じた財源配分の見直し
- ・ 税収増の一定割合が行政サービスの向上に反映される地方財政対策の実施
- ・ 中期的な地方財政の枠組みの策定と地方公共団体の意見の反映

## 「財政の中期見通し」の前提条件

### 経済成長率

経済財政諮問会議で審議された内閣府試算で用いられた経済成長率を使用

19年度 2.5%、20年度 2.9%、21年度 3.1%、22年度 3.1%

### 推計方法

区 分		考 え 方	
歳 出	人件費	増減員分、退職手当分は推計額	
	扶助費	通常分 年平均伸び率 1.2% (3ヶ年決算平均伸び率) 老人医療分・介護保険分・障害者自立支援 推計額	
	公債費	既発行分 積み上げ 今後発行分 利率は、国の試算 (2.4% ~ 3.7%)	
	災害復旧費	18年度当初と同額	
	税収関連法定経費	原則として税収の伸びに連動	
	公共・直轄	公共・直轄分 前年 × 0.945 単独 (通常分) 18年度当初と同額	
	単独	単独 (主要事業) 積み上げ 単独 (緊急地方道) 前年 × 0.945	
	その他の経費	原則として 18年度当初と同額 選挙経費は実施年度の推計額	
歳 入	県税	名目経済成長率 × 弾性値 (1.1) + 税制改正影響分 (~ 18年度税制改正分)	
	地方消費税清算金	名目経済成長率 × 弾性値 (1.1)	
	地方譲与税	名目経済成長率 × 弾性値 (1.1) (所得譲与税は個人県民税へ移行)	
	地方特例交付金	減税補てん特例交付金 前年 × 全国伸び率 児童手当特例交付金 都道府県総額 × 児童数シェア	
	地方交付税	ケース 1	18年度当初同額 + 義務的経費増分 (介護保険等) - 税増収分 × 75%
		ケース 2	18年度当初同額 - 税増収分
	国庫支出金	原則として歳出に連動	
	県債	主要事業 積み上げ 通常分 投資的経費に連動	
その他の歳入	原則として、18年度当初と同額 分担金・負担金 投資的経費に連動		

## (参考) これまでの健全化への取組

### 1 人件費の抑制

(単位:人)

区分		10～14年度	15年度	16年度	17年度
計画	累計	500	3年間で 250		
	単年度	-	20	120	138
実績	累計	509	20	140	278

### 2 投資的経費の圧縮(最終予算ベース)

(単位:億円)

年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
予算額	5,055	4,398	3,769	3,646	3,008	2,682	2,535	2,273

### 3 財政健全化債の発行回避

年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
発行団体数	6	11	12	13	12	16	19	22

平成17年度の財政健全化債発行団体数は、平成18年1月見込であり、今後増減がありうる。

### 4 各指標等の推移

(単位:%、億円)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度見込
経常収支比率	89.0	90.4	93.2	87.3	91.9	91.2
起債制限比率	13.1	13.4	13.2	12.8	12.6	11.9
県債残高	18,790	19,521	19,930	19,858	19,508	19,432
(特例債含み)	(18,790)	(19,692)	(20,519)	(21,184)	(21,283)	(21,556)

(参考) 経常収支比率全国の状況

(単位:%)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
全国平均	86.6	88.9	91.5	89.1	92.4	未公表
本県順位	34	31	31	15	21	-
Bグループ平均	93.4	94.3	98.7	93.1	94.6	未公表
本県順位	2	2	1	1	1	-

Bグループとは、平成16年度財政力指数0.5～1.0の8府県

(静岡県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県)

### < 財政健全化推進の成果 >

平成12年度に定めた健全化の目標である経常収支比率、起債制限比率、県債残高の各指標は、ほぼ目標の範囲内を維持  
 県債残高は14年度をピークに減少  
 活用可能な基金を維持

# 財政の中期見通し（ケース1）

考え方：現行制度における地方財政運営ベース

試算方法：名目経済成長率 19年度2.5% 20年度2.9% 21年度3.1% 22年度3.1% 印減額(単位:億円)

区分	17年度	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		
	当初		前年度 増減額		前年度 増減額		前年度 増減額		前年度 増減額		前年度 増減額	
歳	義務的経費	6,241	6,238	3	6,334	96	6,300	34	6,283	17	6,251	32
	人件費	3,912	3,898	14	3,944	46	3,875	69	3,815	60	3,727	88
	うち退職手当	267	281	14	376	95	375	1	380	5	352	28
	扶助費	572	650	78	689	39	715	26	730	15	747	17
	公債費	1,650	1,598	52	1,609	11	1,618	9	1,646	28	1,685	39
	うち臨時財政対策債分	41	53	12	84	31	95	11	117	22	135	18
	災害復旧費	107	92	15	92	0	92	0	92	0	92	0
税金関連法定経費	1,153	1,153	0	1,209	56	1,245	36	1,282	37	1,324	42	
義務的経費・税金関連経費以外	4,009	4,012	3	3,936	76	3,803	133	3,596	207	3,490	106	
出	投資的経費	2,337	2,285	52	2,230	55	2,118	112	1,872	246	1,773	99
	公共・直轄	1,206	1,184	22	1,119	65	1,057	62	999	58	944	55
	単独	1,131	1,101	30	1,111	10	1,061	50	873	188	829	44
	その他の経費	1,672	1,727	55	1,706	21	1,685	21	1,724	39	1,717	7
	合計 A	11,403	11,403	0	11,479	76	11,348	131	11,161	187	11,065	96
入	県税	4,380	4,670	290	5,551	881	5,719	168	5,953	234	6,165	212
	地方消費税清算金	778	789	11	811	22	837	26	865	28	895	30
	地方譲与税	238	695	457	42	653	43	1	45	2	46	1
	地方交付税	2,039	1,779	260	1,784	5	1,686	98	1,492	194	1,359	133
	うち臨時財政対策債	404	364	40								
	地方特例交付金	33	26	7	18	8	14	4	10	4	10	0
	税源移譲予定特例交付金	180	0	180	0	0	0	0	0	0	0	0
	国庫支出金	1,577	1,334	243	1,311	23	1,262	49	1,238	24	1,198	40
	県債	844	915	71	845	70	795	50	700	95	659	41
	その他の歳入	835	854	19	791	63	785	6	736	49	724	12
合計 B	10,904	11,062	158	11,153	91	11,141	12	11,039	102	11,056	17	
財源不足額 C = B - A	499	341	158	326	15	207	119	122	85	9	113	
基金充当（予定）額	499		341		216		0		0		0	
経常収支比率	94.7%		92.9%		92.4%		91.4%		91.3%		90.3%	
起債制限比率	12.0%		10.8%		9.4%		8.8%		9.0%		9.5%	
県債残高	19,349		19,205		18,909		18,559		18,110		17,620	
（特例債含み）	(21,498)		(21,666)		(21,318)		(20,905)		(20,377)		(19,794)	

# 財政の中期見通し（ケース２）

考え方：18年度国予算・地方財政対策ベース

試算方法：名目経済成長率 19年度2.5% 20年度2.9% 21年度3.1% 22年度3.1% 印減額(単位:億円)

区分	17年度	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		
	当初		前年度 増減額		前年度 増減額		前年度 増減額		前年度 増減額		前年度 増減額	
歳	義務的経費	6,241	6,238	3	6,334	96	6,300	34	6,283	17	6,251	32
	人件費	3,912	3,898	14	3,944	46	3,875	69	3,815	60	3,727	88
	うち退職手当	267	281	14	376	95	375	1	380	5	352	28
	扶助費	572	650	78	689	39	715	26	730	15	747	17
	公債費	1,650	1,598	52	1,609	11	1,618	9	1,646	28	1,685	39
	うち臨時財政対策債分	41	53	12	84	31	95	11	117	22	135	18
	災害復旧費	107	92	15	92	0	92	0	92	0	92	0
税金関連法定経費	1,153	1,153	0	1,209	56	1,245	36	1,282	37	1,324	42	
義務的経費・税金関連経費以外	4,009	4,012	3	3,936	76	3,803	133	3,596	207	3,490	106	
出	投資的経費	2,337	2,285	52	2,230	55	2,118	112	1,872	246	1,773	99
	公共・直轄	1,206	1,184	22	1,119	65	1,057	62	999	58	944	55
	単独	1,131	1,101	30	1,111	10	1,061	50	873	188	829	44
	その他の経費	1,672	1,727	55	1,706	21	1,685	21	1,724	39	1,717	7
	合計 A	11,403	11,403	0	11,479	76	11,348	131	11,161	187	11,065	96
入	県税	4,380	4,670	290	5,551	881	5,719	168	5,953	234	6,165	212
	地方消費税清算金	778	789	11	811	22	837	26	865	28	895	30
	地方譲与税	238	695	457	42	653	43	1	45	2	46	1
	地方交付税	2,039	1,779	260	1,654	125	1,506	148	1,281	225	1,080	201
	うち臨時財政対策債	404	364	40								
	地方特例交付金	33	26	7	18	8	14	4	10	4	10	0
	税源移譲予定特例交付金	180	0	180	0	0	0	0	0	0	0	0
	国庫支出金	1,577	1,334	243	1,311	23	1,262	49	1,238	24	1,198	40
	県債	844	915	71	845	70	795	50	700	95	659	41
	その他の歳入	835	854	19	791	63	785	6	736	49	724	12
合計 B	10,904	11,062	158	11,023	39	10,961	62	10,828	133	10,777	51	
財源不足額 C = B - A	499	341	158	456	115	387	69	333	54	288	45	
基金充当（予定）額	499		341		216		0		0		0	
経常収支比率	94.7%		92.9%		94.1%		93.8%		94.0%		93.9%	
起債制限比率	12.0%		10.8%		9.4%		8.8%		9.0%		9.5%	
県債残高	19,349		19,205		18,909		18,559		18,110		17,620	
（特例債含み）	(21,498)		(21,666)		(21,318)		(20,905)		(20,377)		(19,794)	

## (資料34) 静岡県の財政状況

本県は、いち早く財政健全化に取り組み、健全性確保のための努力をしているところである。  
この資料は、元年度から18年度までの推移を中心に県財政の現状をまとめたものである。

### 1 一般会計の予算規模

**平成18年度当初予算 1兆1,403億円**

#### 全国の状況

18年度当初予算ベース

東京	6兆1,720億円	埼玉	1兆6,832億円	静岡	1兆1,403億円
大阪	3兆1,230億円	神奈川	1兆6,241億円	茨城	1兆241億円
北海道	2兆7,604億円	福岡	1兆5,121億円		
愛知	2兆2,131億円	千葉	1兆4,268億円		
兵庫	2兆744億円	新潟	1兆2,120億円		

- <参考> ・本県の人口 377万人 (H12.10.1 国勢調査、全国10位)  
 ・本県の面積 7,780km<sup>2</sup> (15年度国土地理院、全国13位)

#### 本県一般会計予算の推移

(単位:億円・%)

年度	当 初		最 終	
	金 額	対前年度比	金 額	対前年度比
50	3,070	124.4	3,209	103.8
60	6,766	103.0	7,157	104.6
61	7,105	105.0	7,423	103.7
62	7,407	104.3	8,112	109.3
63	7,951	107.3	8,677	107.0
元	8,741	109.9	9,533	109.9
2	9,535	109.1	10,517	110.3
3	10,217	107.2	10,828	103.0
4	10,802	105.7	11,469	105.9
5	11,182	103.5	12,591	109.8
6	11,855	106.0	12,641	100.4
7	12,430	104.9	13,314	105.3
8	12,715	102.3	13,213	99.2
9	12,985	102.1	12,931	97.9
10	13,510	104.0	14,644	113.2
11	13,520	100.1	14,017	95.7
12	13,220	97.8	13,528	96.5
13	13,215	100.0	13,672	101.1
14	11,920	90.2	12,046	88.1
15	11,770	98.7	11,677	96.9
16	11,640	98.9	11,621	99.5
17	11,403	98.0	11,256	96.9
18	11,403	100.0	-	-



## 2 一般会計歳入決算の推移

### 県税

3年度の5,257億円をピークに減少、9年度は地方消費税の創設もあり、5,000億円台に復帰した。その後、長引く景気低迷と景気対策のための減税により再び減少したが、14年度を底に現在まで景気の回復による増収が続いている。

### 県債

バブル崩壊後の4年9月以降、国の経済対策に呼応して実施した公共事業等の財源として、県債の積極的な活用を図ったため、県債発行額が増加したが、財政健全化を進める観点から、12年度から県債の発行を極力抑制している。

一方、13年度創設された地方交付税の振り替えである臨時財政対策債の発行が、国の地方財政対策の中で18年度まで継続しており、18年度は364億円を計上している。

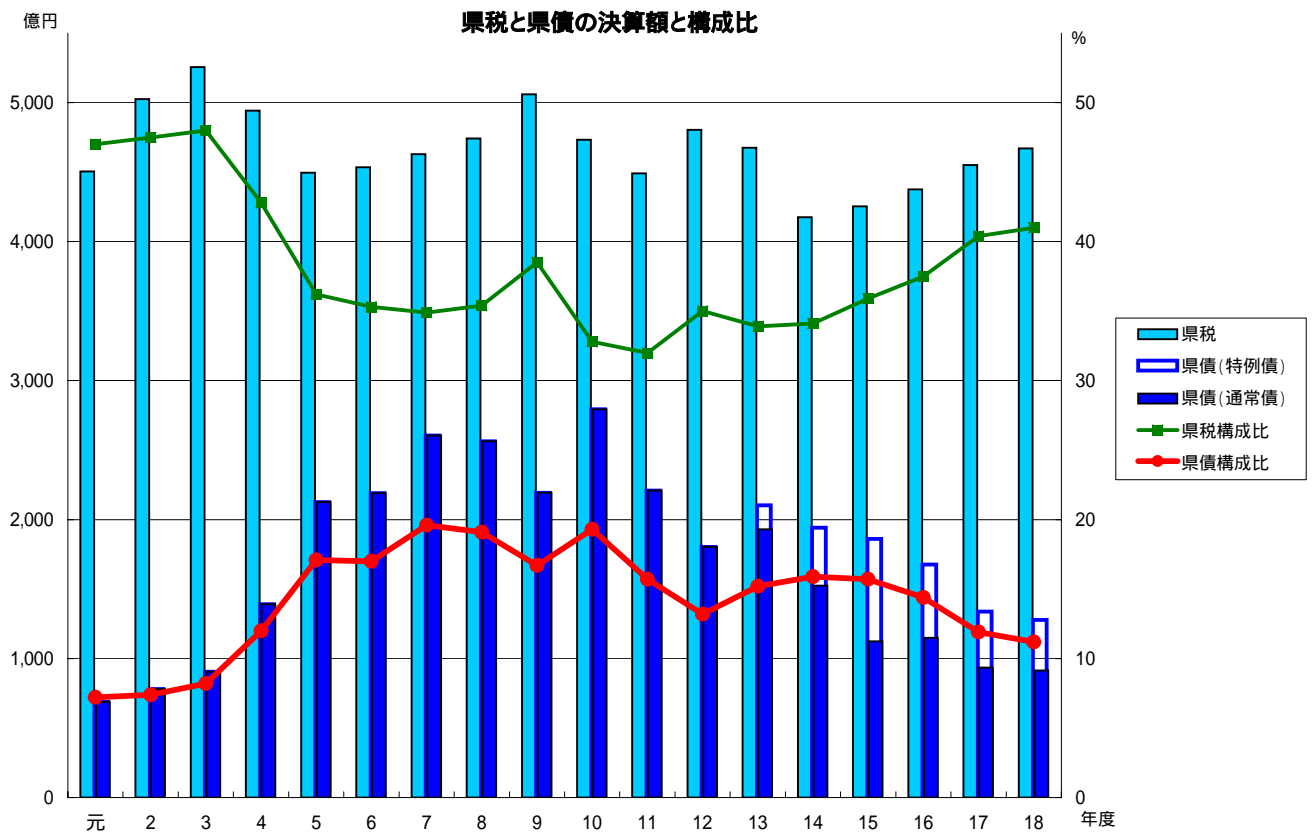
<一般会計>

(単位:億円・%)

区分	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
県税	4,506	5,026	5,257	4,942	4,495	4,534	4,630	4,742	5,060	4,733	4,492	4,804	4,676	4,176	4,254	4,377	4,550	4,670
構成比	47.0	47.5	48.0	42.8	36.2	35.3	34.9	35.4	38.5	32.8	32.0	35.0	33.9	34.1	35.9	37.5	40.4	41.0
地方交付税	911	977	708	882	927	1,002	1,131	1,224	1,270	1,311	1,970	2,141	2,070	2,050	1,918	1,652	1,684	1,415
構成比	9.5	9.2	6.5	7.6	7.5	7.8	8.5	9.2	9.7	9.1	14.0	15.6	15.0	16.7	16.2	14.1	15.0	12.4
国庫支出金	1,671	1,765	1,907	2,149	2,465	2,425	2,245	2,178	2,136	2,429	2,333	2,225	2,311	2,061	1,901	1,805	1,527	1,334
構成比	17.4	16.7	17.4	18.6	19.9	18.9	16.9	16.3	16.2	16.8	16.6	16.2	16.8	16.8	16.0	15.5	13.6	11.7
県債	688	780	905	1,390	2,126	2,190	2,605	2,563	2,192	2,793	2,209	1,804	2,102	1,941	1,862	1,676	1,339	1,279
通常債	688	780	905	1,390	2,126	2,190	2,605	2,563	2,192	2,793	2,209	1,804	1,930	1,524	1,125	1,150	936	915
特別債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	172	417	737	526	403	364
構成比	7.2	7.4	8.2	12.0	17.1	17.0	19.6	19.1	16.7	19.3	15.7	13.2	15.2	15.9	15.7	14.4	11.9	11.2
その他	1,806	2,035	2,184	2,191	2,390	2,704	2,673	2,683	2,493	3,182	3,057	2,740	2,637	2,008	1,921	2,162	2,156	2,705
構成比	18.9	19.2	19.9	19.0	19.3	21.0	20.1	20.0	18.9	22.0	21.7	20.0	19.1	16.5	16.2	18.5	19.1	23.7
計	9,582	10,583	10,961	11,554	12,403	12,855	13,284	13,390	13,151	14,448	14,061	13,714	13,796	12,236	11,856	11,672	11,256	11,403

県債のうち「特別債」とは、臨時財政対策債とNTT無利子貸付金である。(NTT無利子貸付金は、17年度で償還済)

17年度は最終予算、18年度は当初予算



### 3 一般会計歳出最終予算の推移

#### 義務的経費

人件費や公債費などの義務的経費は、歳出の40～50%台を占めており、その占める割合が年々増加しており、県財政の負担となっている。このうち、県債の償還に充てる公債費の占める割合が、4年度以降増発した県債の償還時期により大きくなったが、県債発行の抑制により、16年度をピークに減少に転じている。

#### 投資的経費 (調査費、受託事業は含まない。)

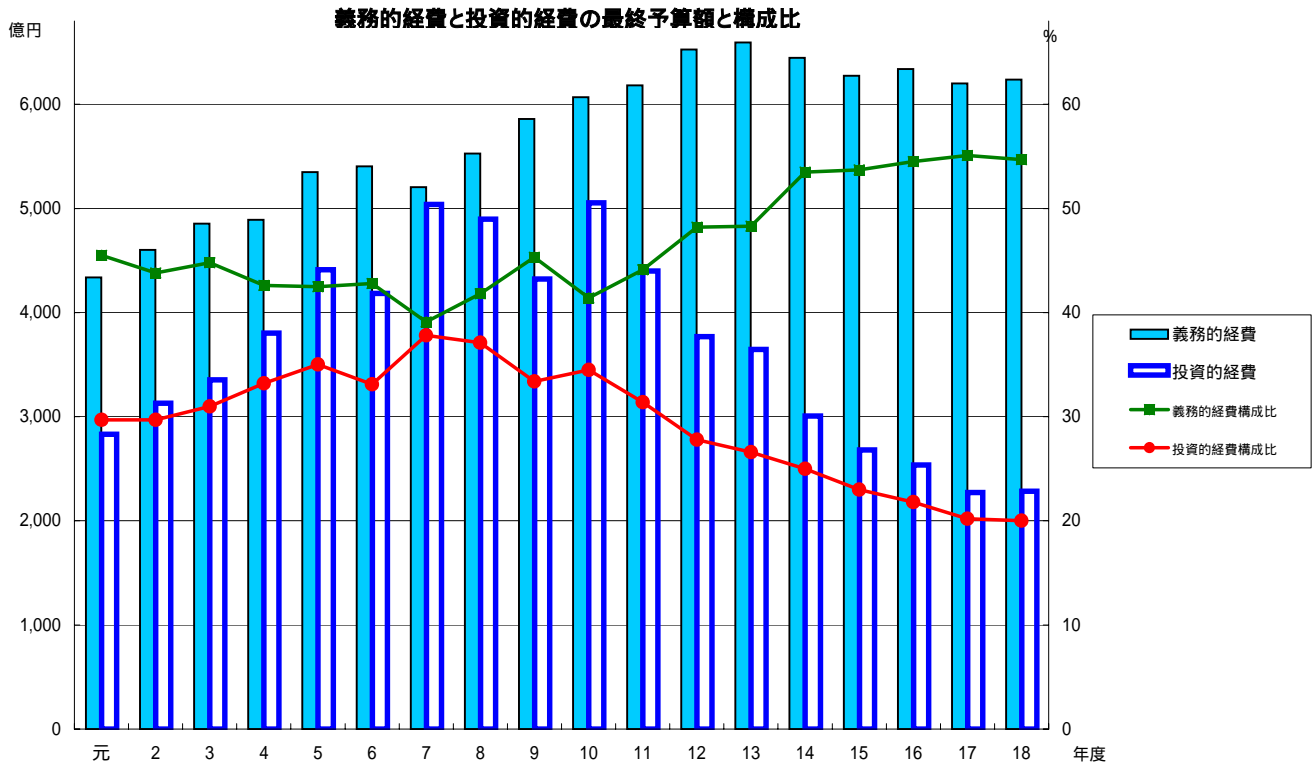
経済対策等のため4年度以降増加したが、厳しい財政状況の中で施策のより一層の重点化、優先化に取り組むなど歳出の見直しを行っており、金額、構成比とも減少している。

< 一般会計 >

(単位: 億円・%)

区分	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
義務的経費	4,339	4,603	4,855	4,890	5,350	5,405	5,203	5,527	5,860	6,069	6,181	6,527	6,594	6,446	6,275	6,338	6,202	6,238
構成比	45.5	43.8	44.8	42.6	42.5	42.8	39.1	41.8	45.3	41.4	44.1	48.2	48.3	53.5	53.7	54.5	55.1	54.7
人件費	3,152	3,351	3,531	3,594	3,682	3,784	3,816	3,960	4,085	4,103	4,121	4,063	4,115	4,060	3,914	3,908	3,914	3,898
構成比	33.1	31.9	32.6	31.3	29.2	29.9	28.7	30.0	31.6	28.0	29.4	30.0	30.1	33.7	33.5	33.6	34.8	34.2
扶助費	265	283	307	330	311	334	360	371	399	415	445	556	596	613	541	573	570	650
構成比	2.8	2.7	2.8	2.9	2.5	2.7	2.7	2.8	3.1	2.8	3.2	4.1	4.4	5.1	4.6	4.9	5.0	5.7
公債費	821	839	823	842	1,257	1,186	956	1,132	1,304	1,393	1,551	1,846	1,792	1,692	1,732	1,744	1,654	1,598
構成比	8.6	8.0	7.6	7.3	10.0	9.4	7.2	8.5	10.1	9.5	11.1	13.6	13.1	14.0	14.8	15.0	14.7	14.0
災害復旧費	101	130	194	124	100	101	71	64	72	158	64	62	91	81	88	113	64	92
構成比	1.0	1.2	1.8	1.1	0.8	0.8	0.5	0.5	0.5	1.1	0.4	0.5	0.7	0.7	0.8	1.0	0.6	0.8
税収関連法定経費	295	427	450	390	388	429	383	334	536	1,218	1,138	1,251	1,244	994	1,036	1,147	1,129	1,152
構成比	3.1	4.1	4.2	3.4	3.1	3.4	2.9	2.5	4.1	8.3	8.1	9.2	9.1	8.2	8.9	9.9	10.0	10.1
投資的経費	2,832	3,128	3,354	3,803	4,410	4,185	5,039	4,898	4,323	5,055	4,398	3,769	3,646	3,008	2,682	2,535	2,273	2,285
構成比	29.7	29.7	31.0	33.2	35.0	33.1	37.8	37.1	33.4	34.5	31.4	27.8	26.6	25.0	23.0	21.8	20.2	20.0
公共・直轄	1,578	1,619	1,749	2,019	2,444	1,883	2,439	2,073	1,837	2,469	2,215	1,964	1,867	1,684	1,419	1,336	1,197	1,184
構成比	16.5	15.4	16.2	17.6	19.4	14.9	18.3	15.7	14.2	16.9	15.8	14.5	13.6	14.0	12.2	11.5	10.6	10.4
単独	1,254	1,509	1,605	1,784	1,966	2,302	2,600	2,825	2,486	2,586	2,183	1,805	1,779	1,324	1,263	1,199	1,076	1,101
構成比	13.2	14.3	14.8	15.6	15.6	18.2	19.5	21.4	19.2	17.6	15.6	13.3	13.0	11.0	10.8	10.3	9.6	9.6
その他	2,067	2,359	2,169	2,386	2,443	2,622	2,689	2,454	2,212	2,302	2,300	1,981	2,188	1,598	1,684	1,601	1,652	1,728
構成比	21.7	22.4	20.0	20.8	19.4	20.7	20.2	18.6	17.2	15.8	16.4	14.8	16.0	13.3	14.4	13.8	14.7	15.2
計	9,533	10,517	10,828	11,469	12,591	12,641	13,314	13,213	12,931	14,644	14,017	13,528	13,672	12,046	11,677	11,621	11,256	11,403

17年度は最終予算、18年度は当初予算



## 4 県債の状況

4年度以降、経済対策のため県債の積極的な活用を図った結果、県債残高が急増した。

平成12年度から財政健全化の取組として、県債発行の抑制に努めており、通常債の県債残高は14年度をピークに減少に転じるとともに、目標とする2兆円を下回っている。(財政健全化の数値目標は、県債残高2兆円程度を上限)

しかしながら、地方財政対策の中で、13年度以降特例債である臨時財政対策債の発行が18年度まで継続されており、特例債を含む18年度末の県債残高は、2兆1,666億円が見込まれる。

<一般会計>

(単位:億円)

区分	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
県債発行額(許可額)	715	789	905	1,427	2,290	2,191	2,692	2,509	2,108	2,925	2,236	1,702	2,176	1,817	1,776	1,708	1,339	1,279
通常債	(715)	(789)	(905)	(1,427)	(2,290)	(2,191)	(2,692)	(2,509)	(2,108)	(2,925)	(2,236)	(1,702)	(1,935)	(1,467)	(1,039)	(1,182)	(936)	(915)
県債残高(年度末)	5,198	5,472	5,861	6,730	7,967	9,396	11,532	13,516	14,963	16,959	18,225	18,790	19,692	20,519	21,184	21,283	21,556	21,666
通常債	(5,198)	(5,472)	(5,861)	(6,730)	(7,967)	(9,396)	(11,532)	(13,516)	(14,963)	(16,959)	(18,225)	(18,790)	(19,521)	(19,930)	(19,858)	(19,508)	(19,432)	(19,205)
単年度の増加額	-	274	389	869	1,237	1,429	2,136	1,984	1,447	1,996	1,266	565	902	827	665	99	273	110
通常債	-	(274)	(389)	(869)	(1,237)	(1,429)	(2,136)	(1,984)	(1,447)	(1,996)	(1,266)	(565)	(731)	(409)	( 72)	( 350)	( 76)	( 227)

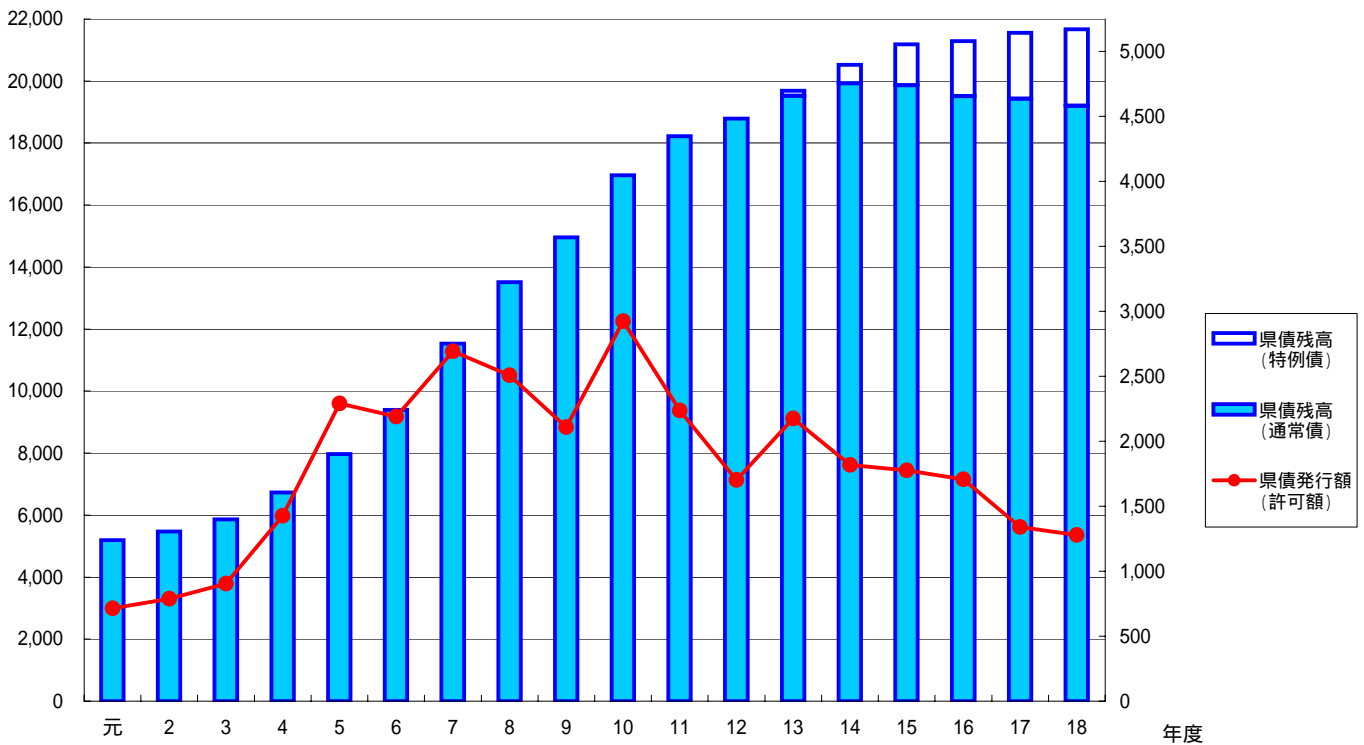
通常債とは、特例債である臨時財政対策債及びNTT無利子貸付金を除いた県債をいう。(NTT無利子貸付金は、17年度で償還済)

県債残高の16年度以前は決算ベース、17年度は最終予算ベース、18年度は当初予算ベース

億円(県債残高)

県債発行許可額と県債残高

億円(発行許可額)



## 5 基金残高の状況

本県には、財政調整的機能をもつ基金として、財政調整基金、県債管理基金、庁舎建設基金、土地開発基金、大規模地震災害対策基金の5基金がある。

このうち、一般会計分は、各年度の財政状況に応じて、新たに積立てを行ったり、不足する一般財源を補てんするため取崩すなどして、活用している。

また、別途、特別会計分として、県債の満期時の償還等に備えるため、計画的に積立てを行っており、大規模地震災害発生時には、特別会計分を含めた基金の活用が可能となる。

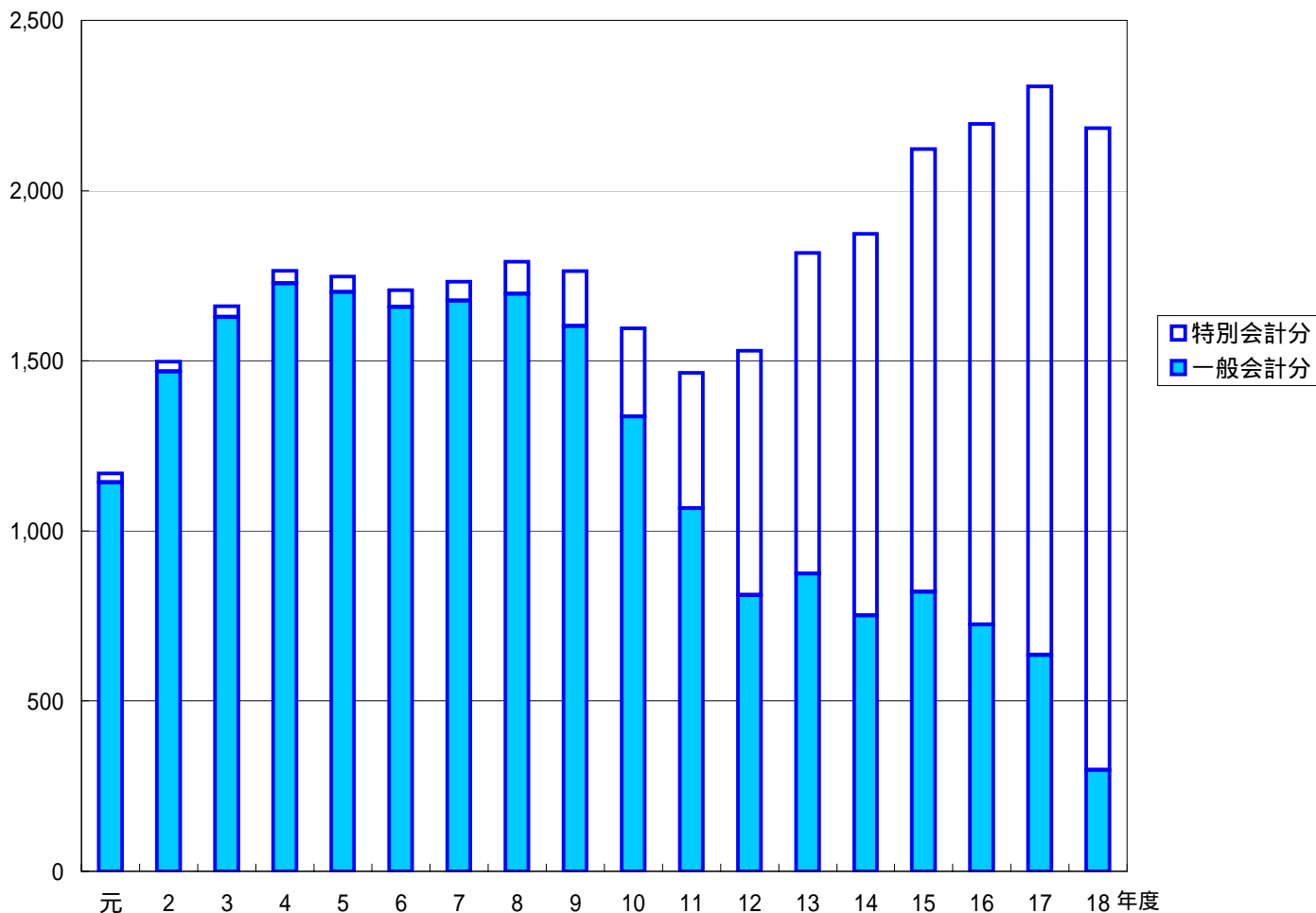
(単位:億円)

区 分		元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
財政5基金の 年度末残高	財政調整基金	121	129	138	145	150	154	151	150	147	4	4	4	84	84	128	125	116	41
	県債管理基金	435	923	1,069	1,188	1,211	1,236	1,307	1,418	1,389	1,451	1,318	1,382	1,588	1,643	1,846	1,962	2,090	2,051
	うち一般会計分	408	894	1,038	1,151	1,166	1,187	1,250	1,323	1,228	1,192	921	664	645	522	545	491	420	165
	庁舎建設基金	248	214	200	175	149	111	54	21	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	土地開発基金	351	217	237	239	220	188	203	184	206	118	120	121	123	124	126	87	78	69
	大規模地震災害対策基金	14	14	16	17	17	18	18	18	18	19	19	19	19	19	19	19	19	19
	計	1,169	1,497	1,660	1,764	1,747	1,707	1,733	1,791	1,763	1,595	1,464	1,529	1,817	1,873	2,122	2,196	2,306	2,183
	うち一般会計分	1,142	1,468	1,629	1,727	1,702	1,658	1,676	1,696	1,602	1,336	1,067	811	874	752	821	725	636	297

16年度以前は決算ベース、17年度及び18年度は見込額

億円

財政5基金の年度末残高



## 6 財政関係指標の推移

< 普通会計 >

区 分		元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
財政力指数	本県	79.1	80.3	81.6	82.2	82.9	81.1	79.6	77.8	76.7	76.3	72.3	67.7	63.3	62.8	62.4	63.7
	全国	49.6	50.5	50.8	50.7	50.2	49.4	48.6	47.9	48.1	48.3	46.1	42.9	40.5	40.6	40.8	41.1
	順位	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
経常収支比率	本県	66.2	64.3	69.1	73.0	81.8	84.0	83.2	83.9	87.5	96.4	92.2	89.0	90.4	93.2	87.3	91.9
	全国	69.4	68.7	69.2	74.3	79.4	83.1	83.9	83.7	88.3	90.5	87.7	86.6	88.9	91.5	89.1	92.4
	順位	13	11	28	22	33	30	24	26	24	39	38	34	31	31	15	21
起債制限比率	本県	7.4	6.9	6.4	6.6	6.9	7.2	7.6	8.6	9.8	11.1	12.2	13.1	13.4	13.2	12.8	12.6
	全国	9.6	9.1	8.8	9.1	9.5	10.0	10.3	10.5	10.7	11.1	11.7	12.2	12.6	12.6	12.5	12.6
	順位	8	4	3	3	5	6	6	10	14	23	26	30	29	28	27	22
公債費比率	本県	6.6	6.9	7.6	7.6	8.2	9.1	10.0	12.4	14.2	15.6	17.5	17.6	17.5	18.3	18.3	18.5
	全国	9.2	9.6	9.9	10.4	11.3	12.0	12.5	13.5	14.6	15.6	17.3	16.5	17.1	17.5	17.6	18.4
	順位	4	4	6	7	5	8	10	16	20	21	25	29	26	28	25	22
公債費負担比率	本県	10.1	8.8	9.0	9.3	9.9	10.7	11.5	13.0	15.0	16.6	17.6	19.8	18.8	21.0	20.4	20.6
	全国	12.2	11.3	11.2	11.7	12.4	13.1	13.7	14.7	16.1	17.1	18.5	19.2	20.3	21.7	22.0	22.3
	順位	11	9	11	10	10	12	13	14	17	18	15	27	13	15	15	15
県民一人当たりの 県債残高 (千円)	本県	151.4	160.3	172.2	196.9	229.6	268.1	326.2	377.6	416.3	466.9	502.0	515.7	538.0	557.8	572.5	581.7
	全国	204.1	214.8	228.4	255.4	284.9	315.9	372.3	417.6	457.2	499.2	534.1	550.7	566.5	588.6	610.2	624.0
	順位	8	8	8	9	11	13	15	16	15	16	16	14	14	14	15	15

順位は、財政の健全性のある都道府県から1位とした。

指数及び比率の全国の数値は、単純平均の数値

### (用語の説明)

#### 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額(注1)を基準財政需要額(注2)で除して得た数値の過去3年間の平均値

(注1) 地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法により算定した額

(注2) 地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法により合理的に算定した額

#### 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源総額に対する割合

#### 起債制限比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、地方債元利償還金に充当された一般財源の標準財政規模等(注3)に対する割合(普通交付税の算定において災害復旧費等として算入されるもの及び元利償還金が事業費補正により算入されるものを除く)の過去3年間の平均値

(注3) 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額である標準財政規模に臨時財政対策債発行可能額を加えた額

#### 公債費比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、地方債元利償還金に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合(普通交付税の算定において災害復旧費等として算入されるものを除く)

#### 公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合